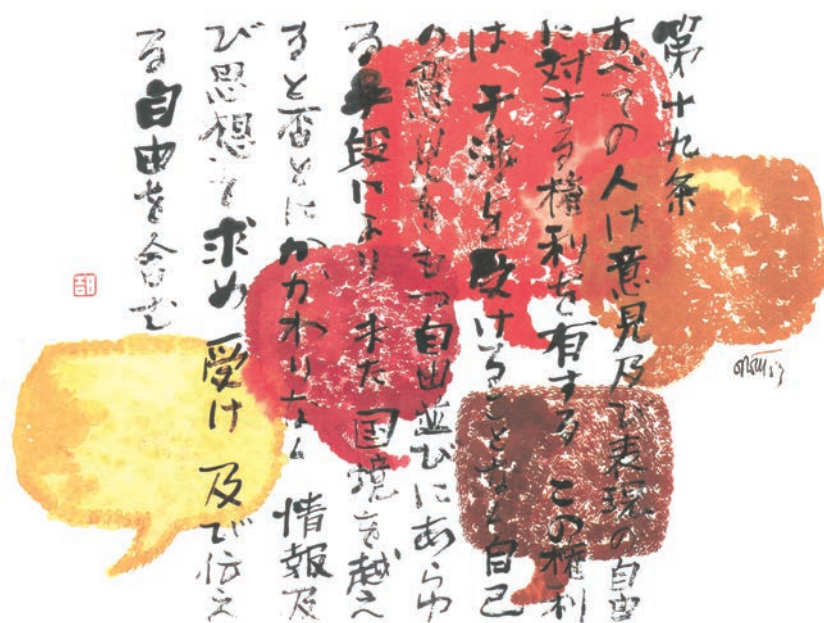


令和3年版

# 人権教育・啓発白書



法務省・文部科学省 編

令和3年版

# 人権教育・啓発白書

令和2年度人権教育及び人権啓発施策

法務省・文部科学省



---

**表紙「世界人権宣言啓発書画・第19条」** 提供：公益財団法人人権擁護協力会

世界人権宣言啓発書画は、日本の書道家<sup>こぎたいほう</sup>小木大法氏とブラジルの画家オタビオ・ロス氏が、世界人権宣言に示された人類の英知に感動し、生き生きと、はつらつと生きている人をたたえる人間賛歌として受け止め、その感動を芸術的に表現しようとしたものです。

---

# 人権教育・啓発白書の刊行に当たって



法務大臣

上川 陽子



文部科学大臣

萩生田 光一

令和2年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、これまでに経験したことのない困難に直面する中、感染者や医療従事者等への偏見・差別といった新たな人権課題が生じ、これに対する様々な対策を講じた1年でした。

今後も、自然災害、疫病の流行、科学技術の進展に伴う社会状況の変化等により、新たな人権課題に直面するかもしれません。そのような課題を克服していくためには、まず、人権について一人一人が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中での態度や行動に確実に根付くようになることが大切です。お互いの人権を尊重しあうことの大切さが、社会全体に広く深く浸透していくことが重要なことだと考えています。

新型コロナウイルス感染症に関する人権課題以外にも、DV、各種ハラスメント、いじめや児童虐待、インターネットを悪用した人権侵害、障害等を理由とする偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する人権侵害、部落差別（同和問題）等の多様な人権問題が存在しています。

このような状況にあって、私たちは、人権啓発活動の重点目標として「『誰か』のことじゃない。」を掲げ、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現に取り組んでまいりました。このような取組は、「誰一人取り残さない」社会の実現を掲げる国連の持続可能な開発目標（SDGs）の

理念とも合致するものであり、今後もしっかりと継続していきたいと考えています。

政府は、平成14年3月に策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月一部変更）に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と日常生活の中で生かされるような人権感覚を身につけることができるよう、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでまいりました。今後も、国民の皆様の人権を守るため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進してまいります。

本白書は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく年次報告であり、政府が令和2年度に講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について取りまとめたものです。今回、特集として「新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応」を取り上げるとともに、現代的課題として7つのトピックス「学校における人権教育の取組」、「京都コンGRESの開催」、「性犯罪・性暴力対策の強化」、「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントの防止に向けた取組」、「『ウポポイ（民族共生象徴空間）』の開業」、「『ビジネスと人権』に関する我が国の取組」及び「職場におけるハラスメント防止対策の推進」を掲載しています。

本白書により、人権教育及び人権啓発に関する施策の状況について多くの方々に御理解いただき、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、人権について一層理解を深め、様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分自身のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけにしていただければ幸いです。

令和3年6月

# 目次

はじめに

<b>第1章</b>	<b>令和2年度に講じた人権教育・啓発に関する施策</b>	1
第1節	人権一般の普遍的な視点からの取組	2
①	人権教育	2
(1)	学校教育	2
	<b>トピックス</b> 学校における人権教育の取組	3
(2)	社会教育	5
②	人権啓発	5
(1)	人権啓発の実施主体	6
(2)	法務省の人権擁護機関が行う啓発活動	6
(3)	法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動	12
(4)	中小企業・小規模事業者等の産業界に対する啓発活動	14
(5)	国際的な取組に関する啓発活動	14
	<b>トピックス</b> 京都 kongress の開催	15
第2節	人権課題に対する取組	17
①	女性	17
(1)	男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し，広報・啓発活動の推進	18
(2)	法令・条約等の周知	19
(3)	女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動	19
(4)	男女共同参画を推進する教育・学習，女性の生涯学習機会の充実	20
(5)	職場におけるハラスメント防止対策の推進	20
(6)	農山漁村の女性の地位向上のための啓発等	20
(7)	女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進	21
	<b>トピックス</b> 性犯罪・性暴力対策の強化	23
	<b>トピックス</b> アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントの防止に向けた取組	24
②	子ども	26
(1)	子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動	26
(2)	学校教育及び社会教育における人権教育の推進	28
(3)	家庭教育に対する支援の充実	28
(4)	「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進	29
(5)	いじめ・暴力行為等に対する取組の推進	29

(6)	体罰の問題に対する取組の推進	30
(7)	児童虐待防止のための取組	31
(8)	子どもの性被害に係る対策	34
(9)	条約の周知	34
(10)	子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	34
<b>③</b>	<b>高齢者</b>	<b>36</b>
(1)	高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を 目指した啓発活動	36
(2)	高齢者福祉に関する普及・啓発	36
(3)	学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進	37
(4)	高齢者の学習機会の充実	37
(5)	ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実	37
(6)	高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動	37
(7)	高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	38
<b>④</b>	<b>障害のある人</b>	<b>39</b>
(1)	共生社会を実現するための啓発・広報等	40
(2)	障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動	40
(3)	精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動	42
(4)	特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進	43
(5)	発達障害者への支援	44
(6)	障害のある人の雇用の促進等	45
(7)	障害者虐待防止の取組	46
(8)	障害者権利条約の締結及び周知	47
(9)	障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	47
<b>⑤</b>	<b>部落差別（同和問題）</b>	<b>48</b>
(1)	部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動	48
(2)	学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組	48
(3)	公正な採用選考システムの確立	49
(4)	農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動	50
(5)	隣保館における活動の推進	50
(6)	えせ同和行為の排除に向けた取組	50
(7)	部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	51
<b>⑥</b>	<b>アイヌの人々</b>	<b>52</b>
(1)	アイヌの人々に関する総合的な政策の推進	52
(2)	アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発	52
(3)	アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組	53

(4)	アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組	53
(5)	学校教育におけるアイヌに関する学習の推進	53
(6)	各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮	53
(7)	生活館における活動の推進	54
(8)	農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進	54
(9)	アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	54
	<b>トピックス</b> 「ウポポイ（民族共生象徴空間）」の開業	54
<b>7</b>	<b>外国人</b>	56
(1)	外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を 目指した啓発活動	56
(2)	ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動	57
(3)	学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進	59
(4)	外国人材の受入れと共生のための取組	60
(5)	外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	61
<b>8</b>	<b>HIV感染者等</b>	62
(1)	エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための 教育・啓発活動	62
(2)	肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動	62
(3)	感染症をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	63
<b>9</b>	<b>ハンセン病患者・元患者・その家族</b>	64
(1)	ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし、 理解を深めるための教育・啓発活動	64
(2)	国連における取組	68
(3)	ハンセン病患者・元患者とその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	68
<b>10</b>	<b>刑を終えて出所した人</b>	69
(1)	犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組	69
(2)	刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動等	70
<b>11</b>	<b>犯罪被害者等</b>	71
(1)	犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報	71
(2)	犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練	72
(3)	犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	73
<b>12</b>	<b>インターネットによる人権侵害</b>	74
(1)	個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動	74
(2)	インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	75



(3) インターネット等を介したいじめ等への対応	77
<b>13</b> 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	79
(1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組	79
(2) 広報媒体の活用	80
(3) 地方公共団体・民間団体との協力	80
(4) 学校教育における取組	81
(5) 海外に向けた情報発信	81
(6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動	82
(7) 国連における取組	82
(8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応	83
<b>14</b> その他の人権課題	84
(1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等	84
(2) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権	85
(3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応	86
(4) 東日本大震災に伴う人権問題	88
<b>トピックス</b> 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組	91
<b>トピックス</b> 職場におけるハラスメント防止対策の推進	93
<b>第3節</b> 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等	95
<b>1</b> 研修	95
(1) 検察職員	95
(2) 矯正施設職員	95
(3) 更生保護官署関係職員	95
(4) 出入国在留管理関係職員	96
(5) 教師・社会教育関係職員	96
(6) 医療関係者	96
(7) 福祉関係職員	96
(8) 海上保安官	97
(9) 労働行政関係職員	97
(10) 消防職員	97
(11) 警察職員	97
(12) 自衛官	97
(13) 公務員全般	98
<b>2</b> 国の他の機関との協力	98
<b>第4節</b> 総合的かつ効果的な推進体制等	99
<b>1</b> 実施主体の強化及び周知度の向上	99

(1) 実施主体の強化 .....	99
(2) 周知度の向上 .....	99
② 実施主体間の連携 .....	100
(1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会 .....	100
(2) 人権啓発活動ネットワーク協議会 .....	100
(3) 文部科学省と法務省の連携 .....	101
(4) スポーツ組織との連携・協力 .....	101
(5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動 .....	101
③ 担当者の育成 .....	101
(1) 人権啓発指導者養成研修会 .....	101
(2) 人権擁護事務担当職員，人権擁護委員に対する研修 .....	102
(3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修 .....	102
④ 人権教育啓発推進センターの充実 .....	102
⑤ マスメディアの活用及びインターネット等 I T 関連技術の活用等 .....	103
⑥ 民間のアイデアの活用 .....	103
<b>第2章 人権教育・啓発 基本計画の推進</b> .....	105
<b>特集 新型コロナウイルス感染症に関連して発生した人権問題への対応</b> .....	109
(1) 感染症に関する正しい知識の普及，偏見・差別等の防止に向けた 注意喚起・啓発・教育 .....	112
(2) 偏見・差別等に関する相談，SNS等における誹謗中傷等への対応 .....	115
(3) 新型コロナウイルス感染症に伴うDV被害等の増加や深刻化への対応 .....	116
(4) 新型コロナウイルス感染症に伴う児童虐待防止対策の強化 .....	116
(5) 基本的対処方針等を踏まえた今後の更なる取組 .....	117
<b>参考資料</b> .....	資-1
1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....	資-2
2 人権教育・啓発に関する基本計画 .....	資-3
3 令和2年における「人権侵犯事件」の状況について（概要） .....	資-26
参考資料掲載アドレス一覧 .....	資-47





## はじめに

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」（以下「憲法」という。）の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。それは、憲法のみならず、戦後、国際連合（以下「国連」という。）において作成され、現在、我が国が締結している人権諸条約等の国際準則にもものとして行われている。また、我が国では、長年にわたり、国、地方公共団体と人権擁護委員を始めとする民間のボランティアとが一体となって、地域に密着した地道な人権擁護活動を積み重ねてきた。その成果もあって、人権尊重の理念が広く国民に浸透し、基本的には人権を尊重する社会が築かれているといえることができる。

一方で、人権課題の生起がやむことはなく、近年の急速な情報通信技術の進展や近時の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度においては、特に、インターネット上の人権侵害、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別、虐待等が関心を集めることとなった。

法務省の人権擁護機関では、「人権侵害事件調査処理規程」（平成16年法務省訓令第2号）に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害による被害の救済に努めているところ、令和2年に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は9,589件である。これを類型別に見ると、プライバシー関係事案が1,741件（18.2%）と最も多く、次いで、暴行・虐待事案が1,578件（16.5%）、労働権関係事案が1,313件（13.7%）、学校におけるいじめ事案が1,126件（11.7%）、住居・生活の安全関係事案が1,017件（10.6%）、強制・強要事案が1,013件（10.6%）などとなっている（資-29頁参照）。

特に、子どもの人権に関しては、文部科学省が行った令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は7万8,787件と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する「重大事態」の件数は723件と、いじめによる重大な被害が生じた事案も引き続き発生しているなど、教育上の大きな課題となっている。さらに、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は令和元年度には19万3,780件と、これまでで最多の件数となっている。

このような状況を踏まえ、政府では、府省庁間の連携を図りながら、国民に対する人権教育・啓発活動を更に推進している。

学校教育においては、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の充実等、人権尊重の意識を高める取組を行うとともに、社会教育においては、国や大学が実施する社会教育主事等を対象とした講習や研修を通じて、多様な人権課題に対応することができる指導者

の育成及び資質の向上を図っている。

また、国民が人権について正しい認識を持ち、それらの認識が、日常生活の中での態度面、行動面等に確実に根付くことにより、人権侵害のない社会が実現されるよう、法務省の人権擁護機関が、関係府省庁や地方公共団体等と連携しつつ、様々な啓発活動等に取り組んでいる。

本書は、令和2年度において各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育及び人権啓発施策」として取りまとめ、国会に報告するものである。

# 第1章

---

令和2年度に講じた  
人権教育・啓発に関する施策

# 人権一般の普遍的な視点からの取組

## 1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養<sup>かん</sup>を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第2条）であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

### (1) 学校教育

#### ア 人権教育の推進

文部科学省では、人権教育・啓発推進法及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定、平成23年一部変更）を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、平成16年6月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次とりまとめ〕」、平成18年1月に〔第2次とりまとめ〕、平成20年3月に〔第3次とりまとめ〕を公表した。令和3年3月には、〔第3次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、〔第3次とりまとめ〕を補足する参考資料を作成した。文部科学省では、この第3次とりまとめなどを全国の教育委員会や学校等に配布するなど、人権教育の指導方法等の在り方についての調査研究の成果普及に努めている。

また、平成23年度から、各都道府県教育委員会を通じ、学校における人権教育の特色ある実践事例を収集、公表するとともに、平成26年度には、文部科学省ホームページに掲載した。人権教育の理解促進を図るための動画を作成し、平成29年度には、各都道府県教育委員会等における人権教育指導資料の作成状況を一覧化し、文部科学省ホームページに掲載した。

さらに、平成22年度から毎年、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催し、人権教育の推進に関する情報交換や協議を行うとともに、独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、人権教育に関し、各地域において研修の講師等としての活動や各学校の指導・助言等を行うことのできる指導者の養成を図る研修を実施している。

このほか、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」等を実施し、人権教育の推進に努めている。

## イ 道徳教育の推進

文部科学省では、学習指導要領において、学校における道徳教育の充実を図っている。道徳教育は4つの視点、A自分自身、B人との関わり、C集団や社会との関わり、D生命や自然、崇高なものとの関わりに分け、発達段階に応じて19から22の内容項目がある。その中で例えば、C集団や社会との関わりの中で、誰に対しても差別や偏見を持たず、公正、公平にすることや、法やきまりを守り、自他の権利を大切にすること等、人権教育にも資する指導を行うこととしている。

また、道徳教育の一層の充実を図るため、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面実施している。

さらに、学校・地域の実情等に応じた多様な道徳教育を支援するため、全国的な事例収集と情報提供、特色ある道徳教育や教材活用等、地方公共団体への支援を行っている。

加えて、幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を果たすことから、各幼稚園において、道徳性の芽生えを培う指導の充実が図られるように努めている。

## ウ 地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

子どもの社会性や豊かな人間性を育む観点から、机上の知育だけではなく、具体的な体験や事物との関わりを通じた様々な体験活動を積極的に推進することは極めて重要なことである。文部科学省では、豊かな人間性や社会性を育むために、児童生徒の健全育成を目的とした様々な創意工夫のある長期宿泊体験の取組として「健全育成のための体験活動推進事業」を実施している。

## エ 教師の資質向上等

教師の資質能力については、養成・採用・研修の各段階を通じてその向上を図っており、各都道府県教育委員会等が実施している教諭等に対する初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等では、人権教育に関する内容が扱われるなど、人権尊重意識を高めるための取組を行っている。

### トピックス

#### 学校における人権教育の取組

<事例1>年間を通して計画的に人権課題を取り上げる指導により、生徒の規範意識や社会性を高め、他者とともによりよく生きる関係を築くための基礎的能力を高める  
高等学校の例

継続的かつ組織的な人権教育を推進するため、朝学習や各学期末の人権に関する講演会等を実施し、研究授業や教員の研修等も行いました。

朝学習では、年間を通して週1回程度、倫理や人権課題に関するワークシートに取



り組み、人権に関する基礎的な理解を深めました。虐待防止月間においては、ホームルーム活動で、いじめ防止の指導を行いました。各学期末には、人権に関する様々な課題について、考えたり、話し合ったりする機会として人権課題講演会を開催し、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等（交通事故）、北朝鮮当局による拉致問題等に関する講演を行い、生徒は自分の問題として捉え、人権に対する理解を深め、自分の気持ちや他者の気持ちを考えることができました。また、日常的に人権について考える機会を増やすため、全生徒が自分自身の人権に対する考えを人権メッセージとしてまとめ、校内選考により10作品を選出し、自治体の活動に応募しました。

人権教育の視点を取り入れた授業づくりを推進するため、保健体育の授業においては「結婚生活、家庭生活と健康」を取り上げ、男女がそれぞれの違いを認めつつ、自分のよさを発揮していこうとする態度を育て、家庭総合の授業においては「住生活」を取り上げ、「バリアフリー」に関わり、障害の有無に関わらず、相互に理解を深め、支え合おうとする態度を育むなどの研究授業を実施しました。また、教員向けの人権課題研修会において、人権教育の基礎・基本、就職差別と同和問題、拉致問題から人権問題を考える講義などを実施し、教員の人権課題への理解を深めるとともに、学校が関わる現実として、自分事として人権課題を捉えることができました。特に、同和問題と就職差別との関連については、若手教員の中には初めて聞く者もあり、背景を知り、今後の生徒への進路指導にも生かすことができました。

### **<事例2>教職員・家庭・地域の3者が子どもの育ちを共有し、ともに成長を支える仲間として、地域に根ざした学校の構築に取り組む例**

教職員をはじめ保護者、地域住民への理解を深め、課題解決のためにどんな取組が必要か話し合うことで、子どもの未来を考えた新たなカリキュラムを作り、差別の現状を深く理解し、系統的な人権教育を進めることで、地域への誇りを地域全体で高め、様々な社会的課題に気づき、それを克服していく力を育みました。

小・中学校においては、系統的な取組と子どもの変容と成長の見取りのため、9年間を通して主に取り組む教科を決め、1年生の生活では違いを知りそれを肯定的に受け入れる、6年生の国語では互いの考えや違いを認めることができる、8年生（中学2年生）の社会では班で協力し課題に対する考えをまとめることができる、などを目的に取り組み、人権教育をベースとした学力の保障と集団づくりを行いました。

各教科・特別活動・総合的な学習の時間や自主活動など教育活動全体においても人権教育をベースとして、対話を意識した授業の工夫（とりわけ「書く、伝える」を中心に）をテーマとした研究授業を実施し、指導助言者にリモートで参加していただき、討議会を経て、まとめの講演をしていただきました。また、指導案作成を校内研修として位置付け、検討会グループは担当学年の異なる教職員が混ざり合うようにし、それぞれの専門性や強みを生かすことができるようにして、年間5回実施しました。

また、地域人材や外部講師などを活用した教職員の人権研修を4回実施し、自らの人権感覚を磨き、児童生徒の人権教育に生かすことを継続発展させることができました。コロナ禍のため、保護者や地域に対しては各学年単位で人権学習の様子を報告し、学校の取組を広く周知しました。

## (2) 社会教育

社会教育においては、生涯にわたる学習活動を通じて、人権尊重の精神を基本に置いた事業を展開している。

文部科学省では、社会教育において中核的な役割を担う社会教育主事の養成講習や、現職の社会教育主事等を対象にした研修等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、世代の異なる人たちや障害のある人、外国人等との交流活動等、人権に関する多様な学習機会が提供されている。

また、地方公共団体の社会教育担当者等を集めた各種会議等の機会を通じ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）等に関する法の趣旨や性的指向・性自認（性同一性）、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施に関する周知等を図り、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。

## 2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（人権教育・啓発推進法第2条、第3条）。

人権啓発は、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除くものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動をとることができるようにすることにある。すなわち、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について国民が正しい認識を持ち、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くことによって、人権侵害の生じない社会の実現を図ることが人権啓発の目的である。

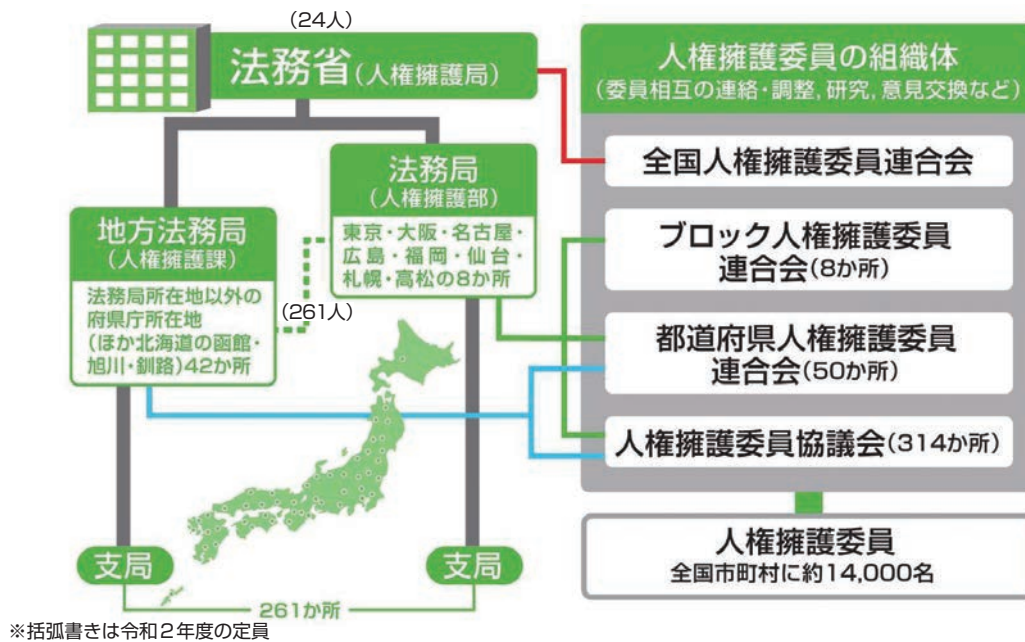


(1) 人権啓発の実施主体

人権啓発を担当する国の機関として、法務省に人権擁護局が、その下部機関として法務局に人権擁護部、地方法務局に人権擁護課がそれぞれ設けられており、また、法務局・地方法務局の下部機関である支局でも人権啓発活動を行っている。加えて、「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体があり、これら全体を「法務省の人権擁護機関」という。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちであり、法務局・地方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行っている。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものである。

また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権に関わる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権に関わる様々な活動を展開している。



法務省の人権擁護機関の構成図 (令和2年6月1日)

(2) 法務省の人権擁護機関が行う啓発活動

ア 令和2年度啓発活動重点目標

法務省の人権擁護機関においては、その時々社会情勢や人権侵害事件の動向を勘案して、年度を通じて特に重点的に啓発するテーマを定め、共通の目標の下に組織を挙げて人権啓発活動を展開している。

令和2年度は、令和元年度に実施した人権啓発キャッチコピーコンテストにおいて最優秀作品に選ばれた「『誰か』のこと じゃない。」を啓発活動重点目標とし、多様

な主体が互いに連携し、支え合う共生社会の実現を目指して「心のバリアフリー」を一層推進していくため、各種人権啓発活動を展開した。

また、次の17の項目を啓発活動の強調事項として掲げ、全国各地において、講演会、シンポジウム等を開催したほか、テレビ・ラジオ等のマスメディアやSNSなどインターネットを活用した人権啓発活動を行った。

#### ① 女性の人権を守ろう

(趣旨) 家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生している。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

#### ② 子どもの人権を守ろう

(趣旨) いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生している。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

#### ③ 高齢者の人権を守ろう

(趣旨) 高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生している。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

#### ④ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

(趣旨) 障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生している。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（※）（以下「東京2020大会」という。）の開催を控え、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

#### ⑤ 同和問題（部落差別）を解消しよう

(趣旨) 同和問題（部落差別）については、インターネット上の差別書き込み、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在している。このような状況の中で、平成28年12月には部落差別解消推進法が施行された。啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、

この問題についての理解を深めていくことが必要である。

また、同和問題（部落差別）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要である。

⑥ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

（趣旨）先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要である。

⑦ 外国人の人権を尊重しよう

（趣旨）外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生している。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、平成28年6月にはヘイトスピーチ解消法が施行された。

東京2020大会の開催を控え、また、外国人材の受入れ拡大を受け、今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人と接する機会はますます増加することが予想される。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要である。

⑧ HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう

（趣旨）エイズ、肝炎、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生している。感染症についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑨ ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう

（趣旨）「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実である。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑩ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう

（趣旨）刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生している。刑を終え

て出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑪ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

(趣旨) 犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生している。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑫ インターネットによる人権侵害をなくそう

(趣旨) スマートフォンなどの普及とあいまって、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増している。特に、近時は、青少年を中心に、ネットいじめや、いわゆるリベンジポルノと呼ばれる画像の流出・拡散なども問題となっている。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要である。

⑬ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

(趣旨) 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされている。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要である。

⑭ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

(趣旨) ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生している。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑮ 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう

(趣旨) 同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見から、場合によっては職場を追われたりするなどの人権問題が発生している。また、性自認に関する偏見から、からだの性とこころの性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されている。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑯ 人身取引をなくそう

(趣旨) 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題である。この



問題についての関心と理解を深めていくことが必要である。

⑰ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

(趣旨) 福島第一原子力発電所事故の影響による避難生活の長期化に伴うトラブルや、被災地からの避難者に対するいじめなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生している。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要である。

(※) 令和2年3月30日に、東京オリンピック競技大会は令和3年7月23日から8月8日に、東京パラリンピック競技大会は同年8月24日から9月5日に開催されることが決定された。



ポスター「令和2年度啓発活動重点目標」

イ 第72回人権週間

令和2年12月4日から10日（世界人権宣言が採択された人権デー）までの1週間を「第72回人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚を呼び掛ける集中的な人権啓発活動を展開した。

令和2年度は、新たな取組として「人権デー」である12月10日に、東京スカイツリーと東京タワーを、「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」の17のゴールを表現した17色にライトアップするとともに、法務大臣から、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、人権尊重の重要性を改めて呼びかけるメッセージを発信した。

ウ 人権擁護委員の日

人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、国民に人権擁護委員制度の周知を図るとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。



ポスター「第72回人権週間」



「東京タワー人権週間特別ライトアップ」

令和2年度においても、テレビ番組やラジオ番組において人権擁護委員の活動について紹介するなど、マスメディアを活用して人権擁護委員制度等の広報に積極的に努めたほか、各種の人権啓発活動を行った。

## エ 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生を対象に、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重意識を根付かせることを目的として、例年、「全国中学生人権作文コンテスト」を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止としたが、過去の入賞作品について、法務省ホームページで周知したり、入賞作品を題材とした啓発動画をYouTube法務省チャンネル (<http://www.youtube.com/MOJchannel>) で配信したり、京都 kongress (15頁参照) のサイドイベントで上映したりするなど、人権啓発の資料として幅広く活用している。

## オ 人権教室

「人権教室」は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している人権啓発活動である。

小・中学生等を対象に、「人権の花運動」(13頁参照)における学校訪問や道徳科の授業等を利用して、啓発アニメーション動画や紙芝居・絵本等、子どもたちが興味を持ちやすいように工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。また、近年は、園児や児童生徒に加え、大学生を対象としたり、企業研修等において大人を対象としたりして実施している。

令和2年度は、43万1,779人を対象に行われた。

## カ 人権擁護功労賞

人権擁護委員の活動等を通じて関わりのある企業や特定非営利活動法人等の団体及び個人並びに共生社会(ユニバーサル社会)の実現に向けた活動を行っている団体及び個人の中から、人権擁護上、顕著な功績があったと認められた者に対し、法務大臣と全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。

令和2年度の受賞者は、次のとおりである。



ポスター「人権擁護委員制度」

法務大臣表彰状 特定非営利活動法人HIV人権ネットワーク沖縄（沖縄県）

法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）

福祉創造塾ふれあいの部屋（社会福祉法人柚の木福祉会）・

志免町立志免南小学校（福岡県） ※2団体共同受賞

武市 光平 氏（高知県）

全国人権擁護委員連合会会長表彰状

株式会社愛媛新聞社（愛媛県）

株式会社河北新報社（宮城県）

法務大臣感謝状 社会福祉法人栃木県共同募金会（栃木県）

株式会社滋賀レイクスターズ（滋賀県）

全国人権擁護委員連合会会長感謝状

株式会社荘内日報社（山形県）

株式会社アスリートクラブ熊本（ロアッソ熊本）（熊本県）



人権擁護功労賞法務大臣表彰伝達式の様子（沖縄県）

### (3) 法務省が公益法人、地方公共団体へ委託して行う啓発活動

#### ア 公益財団法人人権教育啓発推進センターが行う啓発活動(人権啓発活動中央委託事業)

##### (ア) 公益財団法人人権教育啓発推進センター

公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「人権教育啓発推進センター」という。）は、人権教育・啓発活動の中核となるナショナルセンターとしての役割を果たすべく、人権に関する総合的な教育・啓発及び広報を行うとともに、人権教育・啓発についての調査、研究等を行っている。

##### (イ) 令和2年度に人権教育啓発推進センターへ委託した啓発活動

###### ① 人権啓発教材の作成

- ・啓発冊子「『いじめ』 させない 見逃さない」
- ・啓発冊子「マンガで考える『人権』 みんなともだち」
- ・啓発冊子・動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」

###### ② 人権シンポジウム等の開催



- ・ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」(67頁参照)
  - ・人権シンポジウム「震災と人権～避難所で必要とされる人権への配慮」(88頁参照)
  - ・人権シンポジウム「ビジネスと人権～企業に求められる人権に配慮した行動～」(92頁参照)
  - ・人権シンポジウム「インターネットと人権・オンラインフォーラム～心ない投稿・コメントで人を傷つけないために～」(76頁参照)
- ③ 「人権に関する国家公務員等研修会」の開催(98頁参照)
  - ④ 地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象とした「人権啓発指導者養成研修会」の実施(101頁参照)
  - ⑤ 人権週間を中心に、年間を通じて人権尊重思想の普及高揚を図るため、全国規模での広報を実施
  - ⑥ 「人権ライブラリー」(ホームページ<https://www.jinken-library.jp/>)の運営等
  - ⑦ 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別の防止を目的とした、有識者による座談会や人権啓発キャンペーン等の実施

## イ 地方公共団体が行う啓発活動(人権啓発活動地方委託事業)

### (ア) 人権啓発活動地方委託事業

人権啓発活動地方委託事業(以下「地方委託事業」という。)は、都道府県及び政令指定都市等を委託先とし、全ての人権課題を対象とした幅広い人権啓発活動の実施を委託する事業であり、講演会、研修会、資料作成、スポットCM、新聞広告、地域総合情報誌広告等を実施している。

### (イ) 地域人権啓発活動活性化事業

法務省の人権擁護機関、都道府県、市区町村等の人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークである「人権啓発活動ネットワーク協議会」(100頁参照)との連携の下に実施される地方委託事業を特に「地域人権啓発活動活性化事業」と称している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、同事業として、人権の花運動<sup>(注)</sup>、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動(101頁参照)、地域の民間団体と連携した人権ユニバーサル事業等の地域に密着した多種多様な人権啓発活動を実施した。

(注) 人権の花運動は、児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感し、その中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって実施している、主に小学生を対象とした人権啓発活動である。この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に届けたりすることなどにより、一層の人権尊重思想の普及高揚を図っている。

令和2年度は、3,049校の学校等において、38万7,099人を対象に行われた。



#### (4) 中小企業・小規模事業者等の産業界に対する啓発活動

経済産業省では、産業界向けに、令和2年度は、企業の社会的責任の観点から、企業活動における様々な人権問題等に関する講演会やシンポジウムを全国で開催し、経済界の役職員等の人権意識の涵養<sup>かん</sup>を図った（開催回数：64回、総参加人数：5,838人）。

また、併せて、企業の社会的責任や情報モラルに係る啓発活動の参考となるべきパンフレットを経済団体や企業等に配布した。



パンフレット「令和元年度CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー概要」



令和2年度CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー

#### (5) 国際的な取組に関する啓発活動

例年、外務省では、国際的に人権問題に取り組む関係者を招へいして講演会等を行うことを通じて、国際的な人権課題の啓発を行っている。

令和2年度においては、例えば、「ビジネスと人権」について、12月に在タイ日本大使館とタイ法務省との共催で、「ビジネスと人権」に関する日タイ・ジョイントセミナーをオンライン開催するなど、アジアにおける理解促進に努めた。国内においては、経済団体やステークホルダー団体が開催した会合など様々な機会において、「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知に努めた。

## トピックス

## 京都コンGRESの開催

CONGRESは、正式名称を「国連犯罪防止刑事司法会議」といい、5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議です。国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が事務局を務め、同分野における各国の取組や国際協力の在り方について、各国の司法大臣、検事総長等を含む世界中の刑事司法関係者が議論を行います。その成果として、国連及び各国における同分野の施策や取組の中期的な指針となる成果文書が採択されます。

令和3年（2021年）3月7日から12日までの6日間、国立京都国際会館で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都CONGRES）は、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、オンライン・テレビ会議システムを活用して、来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催されました。

京都CONGRESでは、「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進」を全体テーマに掲げ、ポストコロナ時代に、SDGsが目指す「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑事司法が果たすべき役割はもとより、テロ、組織犯罪、腐敗、サイバー犯罪対策など、犯罪防止・刑事司法に関する国際社会の喫緊の課題について議論が行われました。

その上で、成果文書として採択された「京都宣言」は、ポストコロナ時代における各国の施策や取組の発展に寄与することが期待されるものです。我が国は、その内容の着実な実施に指導力を発揮し、国際社会の一員として、引き続きSDGsの達成に貢献していきます。

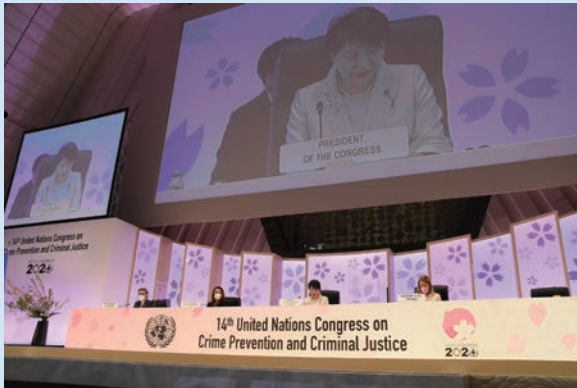
また、開催期間中、各国政府、国際機関やNGO等によるサイドイベントが実施され、その一つとして、法務省人権擁護局では、「人権擁護委員制度」の紹介を行いました。人権擁護委員は民間のボランティアであり、政府の機関である法務省と一体となって、社会における人権の擁護と促進に取り組んでいます。このような制度は、世界に類を見ない日本独特のものです。サイドイベントでは、日本の人権擁護委員制度について紹介するとともに、人権擁護委員による「人権教室」（11頁参照）の実演、法務省の人権擁護機関が実施する「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品の朗読や入賞作品を題材にしたアニメーション動画の上映を行いました。

加えて、3月8日の「国際女性デー」を記念してUNODCが「女性のエンパワーメントと司法の向上」をテーマとする特別イベントを開催し、上川法務大臣、宇都外務副大臣が挨拶を寄せ、犯罪防止・刑事司法においてジェンダーの視点をより主流化させていくこと等を確認しました。

さらに、京都CONGRES開催に先立って、令和3年（2021年）2月27日・28日の2

日間、京都コンgress・ユースフォーラムを開催しました。ユースフォーラムでは、「安全・安心な社会の実現へ～SDGsの達成に向けた私たちの取組～」の全体テーマの下、様々な価値観やバックグラウンドを持つ世界の若者たちが議論を行いました。

SDGsのターゲットイヤーである2030年以降に、国際社会を支えるのは現在のユース世代であり、刑事司法の分野においても、リーガルマインドと国際感覚を兼ね備えた人材の育成は重要です。今後も、我が国が主体となって、定期的にユースフォーラムを開催していきます。



京都コンgress 開会式



京都コンgress サイドイベント

# 人権課題に対する取組

## 1 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号)等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生している。

我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(昭和60年条約第7号。以下「女子差別撤廃条約」という。)は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)により、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表等が義務付けられた。その後、女性活躍の更なる推進のため、女性活躍推進法附則に基づく施行後3年の見直しを実施し、一般事業主行動計画の策定義務や情報公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に拡大すること等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第24号。以下「女性活躍推進法等一部改正法」という。)が第198回通常国会にて成立し、令和2年6月1日に施行された(ただし、対象企業拡大については令和4年4月1日施行)。

また、令和2年12月25日には、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)に基づき、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定した。

女性に対する暴力等への取組については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)が施行されて以降、同法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策を推進している。

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じており、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件



として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。法務省の人権擁護機関が女性に対する暴行・虐待に関して、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は、次のとおりである。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
女性に対する暴行・虐待	1,776	1,386	1,182	947	629

（法務省人権擁護局の資料による）

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 男女共同参画の視点に立った様々な社会制度の見直し、広報・啓発活動の推進

ア 内閣府では、行政相談委員及び人権擁護委員並びに都道府県及び政令指定都市担当者を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深め、苦情の処理に係る知識・技能の向上を図ることを目的とする苦情処理研修を実施している。

また、我が国の男女共同参画に関する取組を広く知らせるため、男女共同参画の総合情報誌「共同参画」を発行しているほか、ホームページ、メールマガジン、SNS（Facebook）を活用して、充実した情報を迅速に提供する体制の整備を図るなど、多様な媒体を通じた広報・啓発活動を推進している。さらに、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係機関についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

加えて、女性活躍推進法に基づき、国・都道府県・市区町村においては、より実効性の高い行動計画の策定や女性活躍情報の公表などの取組を進めている。内閣府では、策定された行動計画や女性活躍情報を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」（平成28年9月開設）の更新・改修等により、女性活躍情報の「見える化」の徹底と活用の促進に努めている。さらに、女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくりや、女性管理職育成の取組等の女性活躍の取組や、様々な課題・困難を抱える女性への支援等、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行った。

イ 男女共同参画推進本部決定により、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。令和2年度も例年と同じく、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」を開催するとともに、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞」等の表彰を実施した（一部の表彰については、新型コロナウイルス感染症の影響により表彰日を8月31日に延期）。

また、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰する「女性が輝く先進企業表彰」を平成26年度から7年間限定で実施しており、最終年となる令和2年度の表彰を令和2年12月に実施した。

ウ 厚生労働省では、女性活躍推進法の実効性確保のため、企業等が女性活躍に向けた取組を積極的に実施するよう支援している。さらに、女性活躍推進法に基づく行動計画及び女性の活躍状況に関する情報の公表先として「女性の活躍推進企業データベース」を運用するとともに、企業や女性求職者を始めとした利用者の活用を促進するため、本データベースについて利便性の向上を図った。

エ 経済産業省では、「新・ダイバーシティ経営企業100選」や「100選プライム」、「なでしこ銘柄」により、多様な人材の能力を活かした企業の先進事例を発信することで、企業の取組を後押ししている（詳細は、「男女共同参画白書」に記載。）。

## (2) 法令・条約等の周知

ア 内閣府では、国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、報告会、刊行物や内閣府ホームページ（<https://www.gender.go.jp/>）を通じ、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、国際会議における議論等、男女共同参画・女性活躍のための国際的規範や、基準、取組の指針等の広報に努めている。

令和2年度は、第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」における女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣のステートメントやAPEC女性と経済フォーラム等の国際会議の概要について、内閣府ホームページへの掲載を行った。

イ 外務省では、女子差別撤廃条約関連文書や女性の地位向上に関する会議等の関連文書を、外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html>）に掲載し、広くその内容の周知に努めている。

## (3) 女性に対する偏見・差別意識解消を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした啓発動画「虐待防止シリーズドメスティックバイオレンス」や「デートDVって何？～対等な関係を築くために～」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、セクシュアルハラスメントを始めとする各種ハラスメントなど、職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発動画の貸し出しやYouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

さらに、セクシュアルハラスメントを題材とした腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「みこさんの本音」及びタレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「セクハラ・パワハラ」篇及び「ハラスメント・DV」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

#### (4) 男女共同参画を推進する教育・学習，女性の生涯学習機会の充実

文部科学省では，男女共同参画社会の形成のため，学校教育において，男女共同参画の重要性についての指導が充実するよう，学習指導要領の一層の周知を行った。また，令和元年度から実施している「次世代のライフプランニング教育推進事業」において，次世代を担う若者が，固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう，学校で活用することができるライフプランニング教育プログラム（高校生・大学生対象）や，教員が学校現場で生じ得る「無意識の思い込み」等について理解を深め，指導に役立つ気づきを得るための教員研修プログラムの開発を行った。

さらに，学びを通じた女性の社会参画を促進するため，令和2年度から実施している「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」において，大学等，地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し，キャリアアップやキャリアチェンジ等に向けた意識醸成・情報提供，相談体制の整備，学習プログラムの設計，フォロー等を総合的に支援するモデルを構築するため，実証事業・普及啓発事業を実施している。

独立行政法人国立女性教育会館は，女性教育の振興を図り，もって男女共同参画社会の形成を目指し，地方公共団体，男女共同参画センター，女性団体等における男女共同参画を推進する研修や専門的な調査研究，情報の収集・提供を行っている。

#### (5) 職場におけるハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では，女性を含め多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため，職場におけるハラスメント防止対策に取り組んでいる（詳細は93頁，115頁参照）。

#### (6) 農山漁村の女性の地位向上のための啓発等

女性は，農業就業人口の約半数を占め，農山漁村・農林水産業の担い手として重要な役割を果たしているが，経営への参画や地域の方針決定の場における参画は十分進んでいない状況にある。このため，地域をリードできる女性農林水産業者の育成を支援するとともに，女性の役割を適正に評価し，その能力が発揮されるよう，農林水産省としても農山漁村において女性活躍推進のために優れた活動を行っている個人や団体の表彰への支援，「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を中心とした男女共同参画社会の形成に向けた意識啓発に努めており，関係団体による積極的な取組を促した。

また，農業委員や農協役員，漁業協同組合，森林組合及び土地改良区の理事への女性参画を推進し，令和2年度については，農業委員会において，女性農業委員の割合が12.3%（前年度12.1%）（農林水産省調べ），農業協同組合において，女性役員の割合が9.1%（前年度8.4%）（JA全国農業協同組合中央会調べ）に上昇した。さらに，令和2年度においては，新たに，「水産業協同組合法」（昭和23年法律第242号。改正法について令和2年12月施行）及び「森林組合法」（昭和53年法律第36号。改正法について令和3年4



月施行)を改正し、漁業協同組合及び森林組合の理事について年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨を規定し、第5次男女共同参画基本計画の成果目標として、土地改良区の理事に占める女性の割合を令和7年度までに10%にすることを新たに目標として設定した。

## (7) 女性の人権問題に関する適切な対応及び啓発の推進

男女共同参画推進本部決定により、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、同期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

ア 内閣府では、令和2年度は、「性暴力を、なくそう」をテーマに、女性に対する暴力をなくす運動において、啓発用ポスター及びリーフレットの作成や、運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京スカイツリー等をパープルにライトアップするなど、広く国民に対して暴力根絶を呼び掛けた。また、女性に対する暴力対応の象徴であるパープルリボンを作成し、全閣僚に着用を呼びかけた。

また、配偶者からの暴力について相談することができる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、発信地等の情報から最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の窓口へ自動転送する「DV相談ナビ」(全国共通短縮番号「#8008(はれれば)」)を実施している。

さらに、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者(配偶者暴力相談支援センター長、相談員及び地方公共団体の職員)を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施し、令和2年度は、オンライン教材を開発し、地方公共団体の職員等に配布した。

加えて、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層に対する効果的な予防啓発を行うため、教育・啓発の機会を持つ教育機関の教職員、地方公共団体において予防啓発事業を担当している行政職員、予防啓発事業を行っている民間団体の職員等を対象として、オンライン教材を開発し、配布した。

また、平成30年10月に全都道府県に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「ワンストップ支援センター」という。)について、ワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化を図るため、平成29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた取組支援の充実に努めた。

さらに、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備するために、令和2年10月から、相談者の発信地等の情報から最寄りのワンストップ支援センターの窓口へ自動転送する全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」を運営している。

加えて、性犯罪被害者等が、安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備す



るため、オンライン研修教材を配布し、地方公共団体の職員等に対して「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」を実施し、支援体制の整備に努めた。

このほか、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力については、平成29年5月、関係府省対策会議において策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、関係府省による連携の下、更なる実態把握、取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化などの取組を推進している。また、前記「今後の対策」において、令和2年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、必要な対策を集中的に実施した。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数	111,172	106,367	106,110	114,481	119,276

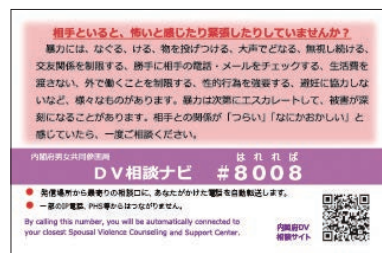
(内閣府の資料による)



ポスター「女性に対する暴力をなくす運動」



DV相談ナビカード(表面)



DV相談ナビカード(裏面)

イ 法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル0570-070-810(全国共通))を全国の法務局・地方法務局に設置して相談体制の一層の強化を図っている。

令和2年度は、女性に対する暴力をなくす運動期間中の令和2年11月12日から18日までの1週間を、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設し、様々な人権問題に悩む女性からの電話相談に応じた。

また、配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連携を一層強化し、被害の救済

及び予防に努めている。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
女性の人権ホットライン相談件数	19,306	19,656	19,151	17,328	14,324

(法務省人権擁護局の資料による)



ポスター  
「女性の人権ホットライン強化週間」

ウ 「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」(警察庁)によれば、令和2年中のストーカー事案の被害者は女性が約9割を占めている。

警察では、若年層のストーカー被害を防止するため、高校生、大学生等を対象に、イラスト等を用いてストーカー被害の態様を説明した教材(パンフレット・DVD等)を活用した防犯教室等を開催しているほか、警察庁においてポータルサイトにより、ストーカー事案に関する情報を発信している。

また、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担することとしている。

## トピックス

### 性犯罪・性暴力対策の強化

平成29年7月に性犯罪に関する刑法改正が行われ、その改正法において施行3年後検討規定が設けられました。これを踏まえ、法務省において「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキングチーム」が立ち上げられ、性犯罪の実態等に関する調

査を行い、令和2年3月31日にとりまとめが発表されました。

法務省が行ったヒアリングでは、刑法、刑事訴訟法等に関する見直しを求める声に加え、再犯の防止、被害者支援の充実、教育・啓発など幅広い取組を求める声もありました。このため、法務省において「性犯罪に関する刑事法検討会」（有識者会議）（令和2年6月4日に第1回を開催）を発足するとともに、性犯罪・性暴力対策全体については、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下、内閣府・警察庁・法務省・文部科学省・厚生労働省の局長級から構成される「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」を同年4月2日に立ち上げ、6月11日に、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（以下「強化の方針」という。）を取りまとめました。

強化の方針は、令和2年度から4年度までの3年間を、「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、その第一歩として、今後の取組方針を示したものです。刑事法の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の総合的な対策としており、従来にない新たな取組も盛り込んでいます。例えば、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」の結果を踏まえたセンターの抜本的強化や、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」等を盛り込んでいます。

また、強化の方針の確実な実行に向けて、令和2年7月に、今後の工程を作成したところであり、毎年4月を目途にフォローアップを行うこととしています。

さらに、強化の方針とあわせて、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）のメッセージも出されており、政府の施策をまとめた文書に加えて、強化の方針に込めた大臣の想いや今後の取組への決意が示されています。

## トピックス

### アスリートへの写真・動画による 性的ハラスメントの防止に向けた取組

スポーツの大会等において、競技用ユニフォームを着用したアスリートが性的意図をもって写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案が、以前から複数の競技で問題になってきました。

こうした事案については単一の競技団体での対応には限界があること、SNS等のツールの発達に伴い、写真・動画の悪用が多様化している状況にあることから、改めてアスリートが安心して競技に取り組める環境を守る姿勢を明確にするため、スポーツ関係団体（公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、一般社団法人大学スポーツ協会、公益財団

法人全国高等学校体育連盟，公益財団法人日本中学校体育連盟，独立行政法人日本スポーツ振興センター）が協力し，スポーツ界全体としてこの問題に取り組んでいます。

関係団体はこうした事案を「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」と位置付け，令和2年11月13日に，その防止に向けたステートメントを連名で取りまとめ，公表しました。

ステートメントにおいては，こうした事案の防止に向けた強いメッセージが盛り込まれるとともに，具体的な取組として，①大会における取組事例を共有し，各大会での防止策の取組を後押しすること，②研修等を通じ，アスリート自身がネットやSNSで身を守る必要性を啓発すること，③SNS投稿やWEB掲載の実態把握に努め，関係機関に共有していくこと，に取り組んでいくことが表明されました。

また，この問題に関し，同日，スポーツ庁の室伏広治長官が関係団体と合同で記者会見を行い，スポーツ界が一体となって取り組んでいくことを表明しました。加えて，関係省庁とも連携し，被害を受けたアスリート等が活用できる，相談窓口の周知も行っているところです。

スポーツ庁や関係団体のこうした動きに呼応し，被害実態や取組の重要性について，関連報道や，被害を受けたアスリート自身も含めて声を上げる動きも出てきています。

さらに，東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は，大会入場者に対して，アスリート等への性的ハラスメント目的との疑念を生じさせる撮影行為を禁止する項目等を新設することも発表しました。

こうした動きは，この問題に対する社会全体の関心を喚起・啓発し，ハラスメント抑止を進めていくための第一歩であり，今後も，スポーツ界が一体となって，アスリートが安心して競技できる環境づくりを進めていくことが重要です。

**アスリートの盗撮、  
写真・動画の悪用、  
悪質なSNS投稿は  
卑劣な行為です。**

安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。  
**SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.**

大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけたら大会主催者にお知らせください。  
アスリートも盗撮等が疑われる行為を見かけたら大会主催者にお知らせください。盗撮等が疑われる行為を見かけたら大会主催者にお知らせください。

<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>

盗撮は犯罪行為として処罰される可能性があります。  
SNS等で他人の名誉を毀つる言動は犯罪（名誉毀損）として処罰される可能性があります。  
悪質なSNS投稿であっても、法的手段により、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

公益財団法人日本スポーツ振興センター 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本学生体育協会 公益財団法人日本学生体育協会 公益財団法人日本学生体育協会 公益財団法人日本学生体育協会 公益財団法人日本学生体育協会 公益財団法人日本学生体育協会

アスリートへの写真・動画による  
性的ハラスメントの防止に向けた  
ステートメントデザイン



## 2 子ども

我が国が締約国となっている児童の権利条約は、締約国が、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨を規定している（第42条）。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は7万8,787件（対前年度比8.0%増）と依然として憂慮すべき状況が見られ、また、いじめの認知件数は61万2,496件（同12.6%増）となっており、「いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価できるが、その一方で、いじめの重大事態の件数は723件（同20.1%増）となっており、教育上の大きな課題となっている。

また、令和2年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、199人（対前年比25.2%減）であった。内訳としては、小学生51人（同22.7%減）、中学生103人（同26.4%減）、高校生45人（同25.0%減）となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵害事件においても、令和2年には、学校におけるいじめ事案が1,126件、教育職員による体罰に関する事案が83件、児童に対する暴行・虐待事案が341件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のための取組等が課題となっている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
学校におけるいじめ	3,371	3,169	2,955	2,944	1,126
教育職員による体罰	448	263	201	141	83
児童に対する暴行・虐待	586	486	453	413	341

（法務省人権擁護局の資料による）

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 子どもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等に加え、全国中学生人権作文コンテスト（11頁参照）を実施している。また、人権擁護委員が中心となって、人権教室（11頁参照）、人権の花運動（13頁参照）、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動（101頁参照）等、各種人権啓発活動を実施している。

さらに、文部科学省との連携により、人権教室の活用を始めとして、学校等と法務省の人権擁護機関の更なる連携強化を図り、いじめ等の子どもの人権問題の防止に取り組んでいる。

令和2年度においては、いじめ等の子どもの人権問題に関する意識を啓発するため、



インターネット広告を実施したほか、日常生活における人権問題や人権尊重の重要性について漫画を使い解説した啓発冊子「マンガで考える『人権』 みんなともだち」や啓発冊子「『いじめ』 させない 見逃さない」、低年齢層向けに出版社のキャラクターとコラボした人権ドリルを作成し、全国の法務局・地方法務局に配布の上、各種人権啓発活動で活用した。

このほか、自らの差別意識について「気づき」を与え、理解を促すためのリーフレット及びウェブコンテンツ「じんけん自己診断～こんなときどうする?」を配布・公開したり、啓発動画「虐待防止シリーズ 児童虐待」や、法務省の人権擁護機関が実施する「全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品等を題材にした啓発動画等をYouTube法務省チャンネルで配信したりするなど、人権啓発活動の充実にも努めている。

加えて、内閣府を始め関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

内閣府を始め関係省庁では、期間中、ラジオ・BSテレビ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。



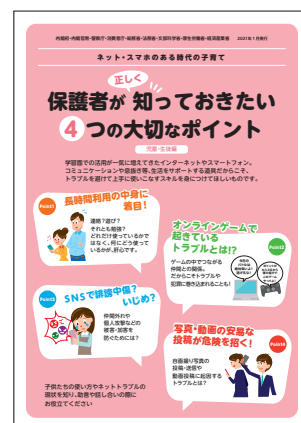
啓発冊子  
「マンガで考える『人権』 みんなともだち」



啓発冊子  
「『いじめ』 させない 見逃さない」



啓発冊子「うんこ人権ドリル」



青少年の保護者向け普及啓発リーフレット  
「保護者が正しく知っておきたい  
4つの大切なポイント（児童・生徒編）」

## (2) 学校教育及び社会教育における人権教育の推進

ア 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」（知・徳・体）のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指している。平成29年3月に公示した新学習指導要領においても、その趣旨は受け継がれており、「生きる力」の理念をより一層具体化して確実に育成することを求めている。

「豊かな心」の育成に関しては、道徳において、善悪の判断等の内容を扱うとともに、体験活動等を生かすなどの充実を図っている。

また、豊かな人間性や社会性を育む観点から、健全育成のための体験活動推進事業や、学校教育における人権教育を推進するための人権教育研究推進事業を実施した（2頁参照）。

社会教育においては、専門的職員である社会教育主事の養成講習等において、人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っている。

イ 厚生労働省では、毎年5月5日の「子どもの日」から11日までの1週間を「児童福祉週間」と定め、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、国、地方公共団体、関係団体、企業、地域社会等が連携して、全国で様々な行事、取組を行っている。

令和2年度は、児童福祉週間の標語を全国公募し、最優秀作品として選定された「やさしさに つつまれそだつ やさしいこころ」を児童福祉週間の象徴として、児童福祉の理念の普及・啓発を図った。



ポスター「児童福祉週間」

## (3) 家庭教育に対する支援の充実

文部科学省では、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等が地域の実情に応じて行う家庭教育支援に関する取組（保護者に対する学習機

会や情報の提供、相談対応等）を推進するため、補助事業（地域における家庭教育支援基盤構築事業）等を実施している。

また、地域における家庭教育支援の取組の効果的な実施に向けて、教育と福祉の連携に関する地方公共団体向けの委託事業（家庭教育支援推進事業）を実施した。

#### (4) 「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進

厚生労働省では、保育所等において、保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに、「人権を大切に作る心を育てる」保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施を推進している。

#### (5) いじめ・暴力行為等に対する取組の推進

ア いじめの問題は依然として大きな社会問題となっている。こうした状況の中、平成25年6月のいじめ防止対策推進法の成立を受け、文部科学省では、同年10月11日、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国のいじめ防止基本方針」という。）を策定した。

また、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」を開催するなど、いじめ防止対策推進法及び国のいじめ防止基本方針の周知徹底を図ることに取り組んでいる。

このほか、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、平成25年度から「いじめ対策等総合推進事業」（平成29年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」と名称変更）を実施している。

また、国のいじめ防止基本方針に基づき、文部科学省の「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況の検証を行い、平成28年11月に「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」の提言を受けた。この提言を踏まえ、平成29年3月に国のいじめ防止基本方針を改定した。なお、当該基本方針においては、学校や学校の設置者が法務省の人権擁護機関との連携を図ることや、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等の体制整備を図るなどの情報共有体制を構築していくことが必要であることを記載している。このほか、令和3年1月、子ども自身の主体的な活動の中核となるリーダーを育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

暴力行為については、未然防止と早期発見・早期対応に教職員が一体となって取り組むことや家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみでの取組を推進すること、暴力行為等の問題行動を繰り返す児童生徒に対して、警察等の関係機関と連携した取組を推進し、き然とした指導を粘り強く行うなどの的確な対応をとることを学校、教育委員会等に要請した。



また、いじめ、暴力行為等、問題を抱える児童生徒が適切な相談等を受けることができるよう、児童生徒の心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置するとともに、福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置するなど、学校内の教育相談体制の整備を支援している。さらに、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」において、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取組の実践等について調査研究を行っている。

さらに、夜間・休日を含め24時間いつでも子どものSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）」を整備している。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に向けた支援を行っている。

イ 警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、いじめ事案を把握した場合には、事案の重大性及び緊急性、被害児童生徒及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、いじめ防止対策推進法の趣旨等を認識しつつ、学校等との緊密な関係を構築するなどして、的確な対応を推進している。

また、校内暴力についても、学校等との情報交換により早期把握に努め、悪質な事案に対し厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置と再発の防止に努めている。

ウ 厚生労働省では、ひきこもり等の児童について、ひきこもり地域支援センターや自立相談支援機関を相談窓口として、教育分野との連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を十分活用するとともに、家庭環境・養護問題の調整、解決に取り組んでいる。

## (6) 体罰の問題に対する取組の推進

体罰は、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第11条で禁止されており、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあり、いかなる場合でも決して許されない。文部科学省では、平成25年3月に、懲戒と体罰の区別について現場の教員が理解しやすい丁寧な説明を行うことを目的として、体罰と判断される行為や認められる懲戒等の具体例や、部活動指導に当たっての留意事項を示した通知を発出したり、同年5月に運動部活動での体罰等の根絶及び効果的な指導に向けた「運動部活動での指導のガイドライン」を公表したりするなど、

体罰の防止に関する取組を実施してきた。さらに、平成30年3月には、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、同年12月には、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を新たに策定し、校長及び部活動の指導者に対し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底することについて示した。

また、体罰根絶のためには実態把握に努めることが重要と考えており、令和2年12月には、国公立学校における体罰の実態についてまとめた調査結果を公表した。この結果では、体罰により懲戒処分等を受けた者は685人で、前年度の767人から、82人減少している。

## (7) 児童虐待防止のための取組

児童虐待への対応については、平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）の累次の改正や、「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）などにより、制度的な充実が図られてきた。

この間、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、令和元年度には児童虐待防止法制定直前の約17倍に当たる19万3,780件となっている。子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題である。

上記のように、児童虐待相談対応件数の増加や、東京都目黒区で発生した児童虐待事案等を受けて、平成30年6月15日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」を踏まえ対応策を検討し、同年7月20日に同関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定した。同対策においては、転居した場合の児童相談所における引継ぎルールを見直し、徹底すること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、相談窓口の周知、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保などを講じることとしている。母子保健分野においても、児童虐待の発生予防・早期発見のための取組について整理を行い、同月に通知を発出した。

さらに、同対策に基づき、平成30年12月18日に、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）を決定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、令和4年度までに、児童福祉司を約2,000人増加させることや市区町村子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置すること等としている。なお、児童福祉司等の増員については、新プランの計画を1年前倒し、令和3年度までに新プランで目標として掲げている人員体制の確保を目指す。

また、平成31年2月には、千葉県野田市で発生した事案を受けて、関係閣僚会議を開催し、通告元の秘匿や関係機関の連携等に関する新ルールを設置することを内容とする「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決



定した。

平成31年3月には、関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定し、令和元年6月には、体罰禁止の法定化、児童相談所における一時保護等を行う「介入」の担当者と「保護者支援」の担当者の分離、児童相談所における弁護士等の配置促進、DV対策との連携強化を内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号。以下「児童福祉法等一部改正法」という。）が成立し、一部規定を除き令和2年4月に施行された。

これらの対策に基づき、財政的な措置が必要なものについては、引き続き地方交付税措置を含め予算編成過程において検討をするとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じていくこととしている。

ア 厚生労働省では、平成16年から、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、月間中、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した集中的な広報啓発活動を実施し、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。また、児童虐待防止の啓発を図ることを目的に民間団体（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）が中心となって実施している「オレンジリボン運動」を後援している。

令和2年度は、「189（いちはやく） 知らせて守る こどもの未来」を月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム（オンライン）」や政府広報等により、児童虐待防止に向けた広報啓発に取り組んだ。

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している。児童相談所につながるまでの時間短縮のため、平成28年4月に音声ガイダンスを短縮したり、平成30年2月に携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入したりするなどの改善を進めてきたが、令和元年12月より「児童相談所全国共通ダイヤル」を「児童相談所虐待対応ダイヤル」と名称を変更し、相談については「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。「児童相談所虐待対応ダイヤル」については、通話料の無料化を行い、利便性の向上を図った。令和2年度第3次補正予算では児童相談所に相談しやすい環境整備を進めるため、「児童相談所相談専用ダイヤル」についても無料化を行い、またSNSによる全国共通のアカウントの開設を進めるための費用を計上した。

このほか、「社会保障審議会児童部会」の下に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」においては、児童虐待による死亡事例



ポスター「児童虐待防止の推進」

等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題の具体的な対応策について提言として取りまとめを行っており、令和2年9月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」を取りまとめた。

第16次報告においては、心中以外の虐待死（51例・54人）では、0歳児死亡が最も多く（40.7%）、うち月齢0か月児が31.8%を占めた。妊娠期・周産期における問題として「遺棄」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として見られた。

イ 文部科学省では、児童虐待防止法の規定による早期発見努力義務及び通告義務等について機会を捉えて周知徹底を図っているほか、関係機関との連携強化のための情報共有や児童虐待防止に係る研修の実施などの積極的な対応等についても周知している。

また、平成31年2月の関係閣僚会議決定を受け、令和元年5月に学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、公表するとともに、同年8月には、地域における児童虐待の未然防止・早期発見の取組に資するよう、地域で活動する家庭教育支援や地域学校協働活動等の関係者に向けて、「児童虐待への対応のポイント」を作成し、児童虐待への対応に関して留意すべき事項等を周知した。令和2年1月には、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した「学校現場における虐待防止に関する研修教材」を作成し、積極的な活用について周知した。さらに、同年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて、全国の家庭・学校・地域の関係者に向けて、文部科学大臣メッセージ「児童虐待の根絶に向けて～地域全体で子供たちを見守り育てるために～」を発信するなど、児童虐待の防止に向けた周知・啓発を行った。

このほか、児童生徒が適切な相談を受けることができるよう、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童虐待の未然防止や早期対応のため、家庭教育支援チーム等による保護者への相談対応や保護者と地域とのつながりづくりの推進にも取り組んでいる。

ウ 警察では、児童虐待について、累次の関係閣僚会議及び令和元年6月に成立した児童福祉法等一部改正法を踏まえ、児童虐待が疑われる事案の情報を全て児童相談所に通告し、又は情報提供を行うなど、児童相談所との連携の強化を推進するとともに、子どもの安全確認ができない場合の児童相談所からの援助要請への確実な対応等を推進している。また、各警察本部の児童虐待担当部署に、児童相談所等関係機関との連携等を目的として児童虐待対策官を設置し、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

エ 法務省では、「児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム」を設置して検討を進め、令和2年2月に取りまとめた「法務省児童虐待防止対策強化プラン」に基づき、各地の法務省関係機関が有する資源・ノウハウを児童相談所等の求めに応じて提供するなど、関係機関と連携して児童虐待防止対策に取り組んでおり、法務局・地方法務

局においては、職員や人権擁護委員による人権教室や「子どもの人権SOSミニレター」等による人権相談を実施している。

#### (8) 子どもの性被害に係る対策

いわゆる児童ポルノ等、子どもの性被害に係る対策については、平成26年6月、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）が一部改正され、法律名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。同改正法は、平成26年7月に施行され、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する規定については、平成27年7月から適用されている。

警察では、低年齢児童を狙ったグループ等に対する取締りを強化するとともに、児童の被害の継続・拡大を防ぐため、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見及び支援に向けた取組等を推進している。

また、警察庁ホームページにおいて、「なくそう、子供の性被害。」と題して、児童ポルノ事犯の検挙・被害状況、被害防止対策、児童ポルノ被害の深刻さ等について掲載し、国民意識の向上を図っている。

#### (9) 条約の周知

外務省では、平成6年に締結した児童の権利条約と併せ、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書及び児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書の実施に、内閣府を始めとする関係府省庁と協力して努めており、条文その他の情報を外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>）に掲載し、その内容の周知に努めている。

平成31年1月、ジュネーブにおいて、我が国が児童の権利条約に基づき平成29年6月に国連に提出した第4回・第5回政府報告に関し、児童の権利委員会による審査が行われ、我が国の代表団は同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。

文部科学省では、平成22年度から毎年開催する人権教育担当指導主事連絡協議会等において、同条約等の周知を図っている。

#### (10) 子どもの人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、①専用相談電話「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110（全国共通））を設置し、子どもが相談しやすい体制を取っている。取り分け、令和2年8月28日から9月3日までの1週間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、平日の相談受付時間を延長するとともに、土曜日・日曜日も開設した。



また、②法務省ホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/>）を開設するとともに、③「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を全国の小・中学校の児童生徒に配布している。さらに、令和元年度以降、若年層の利用が多いSNSを活用した人権相談体制の整備を進め、子どもたちがより相談しやすいよう様々な手段を用意し、子どもの人権侵害事案の早期発見に努めている。

そして、人権相談等を通じて、いじめや体罰、児童虐待、児童買春、児童ポルノによる被害など、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

特に、児童虐待については、子どもの人権SOSミニレターを始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待等を発見するための手段として活用し、虐待の疑われる事案を認知した場合には、児童相談所等への情報提供や被害者との面談を早期に行うことにより、被害者の速やかな保護、被害者の家庭環境の改善、見守り体制の構築を図るなどして、虐待を受けた子どもの人権救済を図っている。

なお、「子どもの人権SOSミニレター」等を端緒に人権侵害事件として立件し、救済措置を講じた具体例については、参考資料3 令和2年における「人権侵害事件」の状況について（概要）（資-26～46頁）のとおりである。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
子どもの人権110番相談件数	23,317	22,122	21,351	21,130	15,603

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
子どもの人権SOSミニレター相談件数	16,845	16,005	14,410	15,594	10,704

（法務省人権擁護局の資料による）



ポスター「子どもの人権110番強化週間」



子どもの人権SOSミニレター（小学生向け）

### 3 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の者となっている。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

#### (1) 高齢者についての理解を深め、高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「高齢者の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、高齢者虐待防止等をテーマとした啓発動画「虐待防止シリーズ 高齢者虐待」を、法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「高齢者を大切にしよう」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

#### (2) 高齢者福祉に関する普及・啓発

厚生労働省では、令和2年9月15日の「老人の日」から21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。また、内閣府、消防庁、全国社会福祉協議会等の主唱12団体は、「みんなで築こう安心と活力ある健康長寿社会」を標語とする「令和2年『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を定め、その取組を支援した。

また、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議で取りまとめた「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進している。

令和2年度は、世界アルツハイマー月間（9月）の機会を捉えた普及啓発の取組を都道府県等に依頼し、全国で1,700件以上のイベントが開催された。また、経済団体、当事者団体、関係省庁等からなる日本認知症



ポスター「老人の日・老人週間」



官民協議会で認知症の人への接遇ガイドラインを作成し、普及啓発に取り組んだ。

### (3) 学校教育における高齢者・福祉に関する教育の推進

学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、ボランティア活動や高齢者との交流等の体験活動の充実が図られている。

### (4) 高齢者の学習機会の充実

平成30年に策定された「高齢社会対策大綱」においては、高齢者を含めた全ての人々が生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、学校や社会における多様な学習機会の提供を図り、その成果の適切な評価の促進や地域活動の場での活用を図ることとしており、社会教育施設等においては、高齢者等を対象とした学習機会の提供が行われている。

また、文部科学省では、高齢者が生涯学習を通じて地域づくりに主体的に参画することを促進するため、行政や各種団体等で社会教育に携わる者を対象に、学びを通じた社会参画の実践による社会的孤立の予防・解消を図る方策を共有した。

### (5) ボランティア活動等、高齢者の社会参加の促進と世代間交流の機会の充実

内閣府では、高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、令和3年1月に東京都において、「高齢社会フォーラム」をオンラインで開催した。

また、年齢に捉われず、自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、令和2年度は、個人46人及び45団体を選考し、内閣府ホームページ等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施した。

### (6) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

厚生労働省では、求人募集・採用に当たっては、年齢ではなく求職者一人一人の経験や適性、能力等を判断するべきであるとの趣旨から、現在、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和41年法律第132号。以下「労働施策総合推進法」という。）により、ハローワークを始め、求人広告、民間の職業紹介会社、インターネット等、全ての求人募集において、厚生労働省令が定める例外事由に該当する場合を除いては、求人の年齢制限を原則禁止し、年齢に関わりなく応募の機会が開かれるよう努めている。

また、60歳以上の高齢者に限定して募集採用する場合には、厚生労働省令が定める例外事由として、年齢制限をすることを許容し、高齢者の雇用を促進することとしている。

## (7) 高齢者の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また、高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者に対する暴行・虐待	437	363	319	251	185
高齢者福祉施設における人権侵害	57	40	42	31	23

（法務省人権擁護局の資料による）

## 4 障害のある人

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

我が国では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30年3月に閣議決定した「障害者基本計画（第4次）」に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。令和3年3月には、事業者による合理的配慮の提供について現行の努力義務から義務へと改めること等を内容とする障害者差別解消法改正案を国会に提出した。

平成29年2月、東京2020大会を契機として全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議を開催し、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定した。同行動計画では、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号。以下「障害者権利条約」という。）の理念を踏まえ、全ての人々が、障害のある人に対する差別を行わないようにすることを徹底すると定めている。この行動計画を基に、関係省庁等が共生社会の実現に向けた諸政策を推進する中、平成30年12月、第3回関係閣僚会議を開催し、レガシーとしての共生社会の実現に向け、施策の更なる進展を図り、取組を加速化することを確認した。また、障害のある人の視点を施策に反映させる枠組みとして、構成員の過半を障害のある人又はその支援団体が占める「ユニバーサルデザイン2020評価会議」を設置し、令和2年度末までに4回開催した。

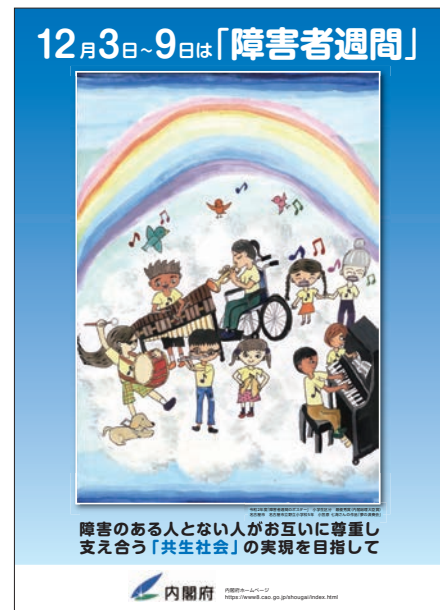
また、平成30年12月には、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（平成30年法律第100号）が公布・施行され、同法に基づき、平成31年1月、関係行政機関相互の調整を行うための「ユニバーサル社会推進会議」を開催した。令和元年8月には、同法に基づき、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、初めて公表した。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

**(1) 共生社会を実現するための啓発・広報等**

障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）では、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

内閣府では、障害者週間の実施に当たり、多様な媒体による広報・周知を行ったほか、障害者週間の取組の一環として、全国から募集した「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀賞作品に対する内閣総理大臣表彰の実施や、障害者関係団体等による障害又は障害のある人をテーマとするセミナーの開催など、障害者週間を契機とした国民意識の向上に向けた取組を行った（詳細は、「障害者白書」に記載）。



ポスター「障害者週間」

**(2) 障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動**

ア 法務省の人権擁護機関では、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」（改訂版）や「障害のある人と人権～誰もが住みよい社会をつくるために～」と題した啓発冊子及び啓発動画を作成し、各種人権啓発活動で活用している。また、障害のある人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布するとともに、同内容を分かりやすく解説した啓発動画の貸し出しやYouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

さらに、経済3団体（日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所）を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」や社会福祉協議会などと連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を全国各地で実施した。

加えて、啓発冊子「人権の擁護」を始めとする各種啓発資料に音声コードを導入し、視覚障害のある人が利用することができるよう工夫を施している。



イ 厚生労働省では、「身体障害者補助犬法」（平成14年法律第49号）の趣旨及び補助犬の役割等についての一層の周知を目的として、ポスター、パンフレット、ステッカー等の作成・配布や、ホームページの開設を行っている（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisihakukushi/hojoken/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/hojoken/index.html)）。



ステッカー  
「ほじょ犬」



ポスター  
「キミと出会ってから  
「ありがとう」がふえた」

活躍する ほじょ犬のご紹介!

ほじょ犬とは…

ほじょ犬は、自覚、手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。身体障害者補助犬法に基づき、必要な訓練を受けています。また、ユーザーはほじょ犬の衛生・行動管理をしっかり行っているため、社会のマナーを守り清潔にしています。

もっと知ってほじょ犬(犬)形式!

2020年度

健康と清潔

ユーザーは、獣医師の指導を受けながら、ほじょ犬の体調や衛生・行動の管理をしっかり行い、健康と清潔を保っています。ほじょ犬には、食べ物や水等を与えないようにしましょう。

移動と施設利用

ユーザーはほじょ犬とともにさまざまな交通機関や公共施設を利用します。ほじょ犬はユーザーの指示がとて大切なので、ほじょ犬に対して、話しかける、じっと見つめる、触る等の或る引く行為は避けましょう。

補助犬法

ほじょ犬は「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。ユーザーは衛生・行動管理に責任を持って社会参加しています。受け入れる施設側には、法律に基づき、ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があります。

障害のある方の社会参加を広げるために!

自覚、手足に障害のある方をサポートする(ほじょ犬)は、社会参加に欠かせない大切なパートナーです。障害のある方が日々の暮らしをよりよく過ごせるような社会の実現を目指しています。皆様のご支援とご協力のほどどうぞよろしくお願い致します。

パンフレット「ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

### ほじょ犬 & ユーザーへの対応

●ほじょ犬は、ユーザーの指示に適切に反応することができ、特別な訓練は必要ありません。

●作業者のほじょ犬には、肩ひかけたり、じつと肩ついたり、勝手に触ったりして気をはく行動をしないようにしましょう。

●ほじょ犬が通話をふさいだり、障りのおおいを巻き取るなど、荷が重たう行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。

●ほじょ犬が同席しているも、ユーザーへの接触が容易な場合があります。ほじょ犬ユーザーが持っている椅子を動かしたる、手をかけたる、服を脱いでコミュニケーションをとってください。

●ほじょ犬の同席について、他の業者から依頼があった場合は、「身体障害者補助犬法」で定められた規定があること、ほじょ犬の行動の範囲の指定ユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。

### 事例 こうして受け入れています [1]

横浜市立大学附属市民総合医療センター  
 以前、通院中だった身体不自由な患者さんが介助犬を利用されることになりました。それにあたって、「身体障害者補助犬法」に関する情報機関に相談しながら、院内受け入れマニュアルを作成。さらに、講師（医師）によるスタッフ向けセミナーを開催しました。  
 受け入れ準備のポイントは、①院内スタッフへの周知徹底とマニュアル作成 ②待合室と診察室の確保（レントゲン室・ICUなどを避け） ③荷が重たう行動があった際の対応策を事前に周知徹底することです。  
 当センターで、介助犬同様で使われた場合は、待合室・内科診察室・リハビリテーション室・検査・売場・入院室・入院病棟病室などです。介助犬同様通院のアクセスが確保されています。  
（情報提供：横浜市立大学附属市民総合医療センター）

### 事例 こうして受け入れています [2]

本郷クリニック（精神医療機関）  
 かねてから通院中だった患者さんから「盲導犬取得をしたいので、院内での通院時の配慮」がありました。まずは通院業務から資料を取り寄せ、講師との面談を経て、通院時の対応は事前に相談し、盲導犬同様のタイムズを組み込んだ治療スケジュールを決定しました。  
 事前にスタッフと他の患者さんにも説明し、アレルギーがある方や犬類の毛が苦手な方とわかるようしました。他の患者さんへの配慮として「通常のベッドを指定しましたが、それは犬が落ちる危険にもなりました。

外来の待合室では、ほじょ犬の同席について、モニターで情報発信。（市民総合医療センター）

診察室では、1対1にならないよう介助犬はもて待機。（南病院）

病室では、ほじょ犬の同席を確保されていますが、1対1同席、病室のベッドは必ず確保されています。

病室では、ほじょ犬の同席を確保されていますが、1対1同席、病室のベッドは必ず確保されています。

病室では、ほじょ犬の同席を確保されていますが、1対1同席、病室のベッドは必ず確保されています。

医療機関向け もっと知ってBOOK (txt形式)  
<https://www.mhiw.go.jp/contents/000534106.txt>

### ほじょ犬受け入れにご理解を!

ほじょ犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）は、「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されており、障害のある方とともに社会参加することが認められています。

ほじょ犬の同席は、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れられる義務ではありません。通院、診察室、クリニックなどのすべての医療機関で例外ではありません。

ほじょ犬は、障害のある方のパートナーであり、ベッドではありません。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

犬不衛生だからダメ? 他人の衛生に迷惑? 医療機関にも受け入れ義務があります!

お問い合わせ  
 ●ほじょ犬の同席や使用に関するお問い合わせ先  
 公益財団法人 全国障害者補助犬協会  
 ●身体障害者補助犬チームページ（国語版やガイドライン等）  
[https://www.mhiw.go.jp/1st/1ststakusuite/bunryu/hukushu\\_kajiroshougoshahukuhaku/hooken/index.html](https://www.mhiw.go.jp/1st/1ststakusuite/bunryu/hukushu_kajiroshougoshahukuhaku/hooken/index.html)

### 衛生面や行動の管理も万全です

ほじょ犬の衛生管理と健康管理はユーザーの義務です。特別な訓練を受けているので、社会のマナーを守り、迷惑をかけることはありません。

- ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所まで移動しないように訓練されています。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで、ほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めます。
- ほじょ犬には指示をつけることが義務づけられているので、ペットと違うことが自でわかります。ユーザーも、認定証（使用者証）とほじょ犬の健康管理手帳を携帯しています。

### 院内での受け入れについて

病院内での受け入れ範囲は、病院の構造、他の来院患者の病態や特性などによって「同一時に決められるものではない」と思われますが、原則として、他の患者と共有した、待合室、検査室、診察室、病室などに受け入れることを前提として考えてください。

また、受け入れられない領域を設ける場合は、ほじょ犬ユーザーが分かるよう、ていねいに説明してください。

障害者差別解消法が施行されました。  
 平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。  
 ○（不利益な差別の排除の観点）とは  
 障害があるというだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたらりするような行為は禁止されています。  
 ○（合理的配慮）とは  
 障害のある方がより円滑に生活を送るための必要があった場合には、員にむきやすい範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮、上の具体的内容は、基本方針や対応要領、対応資料で示しています。  
 ＊障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律65号）  
[https://www.5.go.jp/shougaku/sushin/h\\_25-65.html](https://www.5.go.jp/shougaku/sushin/h_25-65.html)

### 受け入れ体制づくりのヒント

- 受け入れ体制を徹底するために、研修などを実施して全ての職員に周知してください。
- ホームページや院内案内、掲示物などで情報を公開することで、ユーザーは受診などに向けて事前に確認して準備することができます。
- 施設出入口にほじょ犬のステッカーや表示板に啓発ポスターを掲示することにより、他の来院者のほじょ犬に対する理解を得られます。

「医療機関向け もっと知ってBOOK」  
 ご理解と協力をお願いします  
 ○○○○病院  
 啓発ポスターページ  
 受け入れのポイントを  
 承知しました!

身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために  
 ～医療機関に考慮していただきたいこと～  
<https://www.mhiw.go.jp/1st/08-Sensaku/040112200000-01shougakuyakushu/040112200000000117000.pdf>

パンフレット「医療機関向け ほじょ犬 もっと知ってBOOK」

### (3) 精神障害者に対する偏見・差別の是正のための啓発活動

厚生労働省では、こころの健康や病気、支援サービスに関する総合サイトである「みんなのメンタルヘルス」や若者を支えるメンタルヘルスサイトである「こころもメンテしよう」、地域住民等に対して精神保健福祉に関する知識の普及等を行う「精神保健福祉普及運動」等を活用して、精神疾患についての正しい理解が広まるよう、情報発信を行っている。

また、世界精神保健連盟（WFMH）が、平成4年（1992年）より、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めている。その後、世界保健機関（WHO）も協賛し、正式な国際デー（国際記念日）とされている。厚生労働省では、精神疾患やメンタルヘルスについて、国民に関心を持ってもらうきっかけとして、令和元年から世界メンタルヘルスデーに合わせて、精神障害者に対する理解を深めるためのシンポジウムなどを開催しており、令和2年においては、シルバーリボン運動にちなんで東京タワーのシルバーライトアップなどのイベ



東京タワーのシルバーライトアップ（令和2年10月10日／写真：厚生労働省）

ントを実施した。

#### (4) 特別支援教育の充実及び障害のある人に対する理解を深める教育の推進

ア 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることができるよう、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級による指導といった多様な学びの場を整備することが大切であり、文部科学省では、以下のような取組を行っている。

- ① 学習指導要領等改訂における特別支援教育の充実や特別支援教育に関わる教師の資質向上のための事業の実施
- ② 障害のある子どもの学校における日常生活上・学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置に関する地方財政措置や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ③ 切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、地方公共団体が、i 特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備、ii 医療的ケアのための看護師や特別支援学校における自立活動等の充実を図るための外部専門家の配置に要する経費の一部補助
- ④ 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進するため「交流及び共同学習オンラインフォーラム」を実施
- ⑤ 小・中学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）を担当する教員の定数について、平成29年度から基礎定数化し、また、平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、平成30年度から公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数措置を可能とするなど、特別支援教育への対応のための教職員定数の改善

イ 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等を踏まえ、誰もが、障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を実現することが重要である。文部科学省では、障害のある人が、一生涯を通じ、本人の希望する学習を主体的・継続的に行うことができるようにするための環境整備と、障害の有無にかかわらず、共に学ぶ場づくり、障害に関する理解促進に取り組んでいる。

平成30年度より「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」として、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムや実施体制等に関する実践研究、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究を行っており、研究成果を順次普及することとしている。令和2年度は、都道府県を中心に大学や民間団体等と連携した地域コンソーシアム形成による地域連携体制を構築し、地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究を開始した。令和元年度から、実践研究事業の成果の普及や、障害に関する理解の促進、支援者同士の学び



合いによる学びの場の担い手の育成，障害のある人の学びの場の拡大を目指し，「共に学び，生きる共生社会コンファレンス」を主催し，令和2年度は全国7ブロック（令和元年度6ブロック）において，新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら開催した。

また，障害のある人の生涯を通じた多様な学習を支える活動を行う個人又は団体に対し，その功績をたたえる文部科学大臣表彰として，令和2年度は73件（令和元年度64件，平成30年度67件，平成29年度61件）の対象者を決定し，令和2年12月には表彰式をオンライン開催し，例年実施している事例発表会については動画収録後，ウェブ配信した。さらに，同年9月には，障害の有無にかかわらず共に学び，生きる共生社会の実現に向けた啓発として，「超福祉の学校2020～障害をこえて共に学び，つくる共生社会フォーラム～」を，特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所との共催で東京都渋谷区にて開催した。

その他，社会教育と特別支援教育，障害者福祉等の各分野において障害のある人の生涯学習推進を担う人材，及び各分野をつなぐ中核的人材の育成に向けて，「障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会」を設置し，検討を開始した。さらに，特別支援学校高等部に在籍中の生徒や高等学校で通級を利用する生徒等が，学校卒業後の生涯に渡る学びについて考えるための啓発リーフレット「わかりやすい版だれもがいつでも学べる社会へ～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」を作成し，全国の特別支援学校等へ配布した。

## (5) 発達障害者への支援

ア 厚生労働省では，平成19年12月に，毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とする決議が国連で採択されたことを受け，一般社団法人日本自閉症協会との共催でシンポジウムを開催するなど，自閉症を始めとした発達障害に関する正しい知識の浸透を図っている。全国各地においても，世界自閉症啓発デーや4月2日から8日までの「発達障害啓発週間」（関係団体等が提唱）において，様々な啓発活動が実施されている。

また，「発達障害情報・支援センター」を設置し，発達障害者支援に関する調査・研究及びウェブサイト等を通じた支援手法の普及や国民の理解の促進を図っている。

近年の共生社会の実現に向けた新たな取組が進められている状況に鑑み，発達障害児者の支援をより一層充実させるための所要の処置を講じる「発達障害者支援法の一



ポスター「世界自閉症啓発デー」



部を改正する法律」(平成28年法律第64号)が平成28年5月25日に成立した。本改正により、国及び地方公共団体がライフステージを通じた切れ目のない支援を実施することや、家族なども含めたきめ細やかな支援を推進し、発達障害児者及びその家族が身近な場所で支援が受けられる体制を構築することなどが定められた。

イ 発達障害の可能性のある児童生徒は通常の学級にも在籍しているため、早期に発見し、切れ目のない支援を行うことが大切であるとともに、全ての教職員が発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが必要とされている。

文部科学省では、小・中学校、高等学校等における発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援の充実につなげるため、上記4(4)アの取組に加え、学習上のつまづきなどに対する教科指導の方向性の在り方、通級による指導の担当教師等に対する研修体制の在り方や必要な指導方法、学校における児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方に関する研究を引き続き実施したほか、令和2年度より、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教師の専門性向上を図るため、研修等の機会の充実や指導・助言などのサポート体制の整備など、関係機関とも連携した支援体制の構築に取り組む事業を実施している。

## (6) 障害のある人の雇用の促進等

ア 障害のある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)等に基づき、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターが中心となって、障害のある人と事業主双方に対し、就職準備段階から職場定着支援まで一貫した支援を実施しており、平成15年以降、雇用障害者数が17年連続で過去最高を更新するなど、着実に進展している。

障害のある人の雇用環境が改善する中、依然として雇用義務のある企業の約3割が一人も障害のある人を雇用していない状況であるほか、中小事業主を中心に、経営トップを含む社内理解や作業内容の改善等にも課題が残されている。また、精神障害者を中心に、短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保も課題となっている。

こうしたことも踏まえ、厚生労働省では、近年、障害のある人の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、本人の希望に応じた職業生活を送ることができるようにするため、障害者雇用促進法や「障害者雇用対策基本方針」(平成30年厚生労働省告示第178号)等を踏まえた就労支援について、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」やハローワークと地域関係機関との連携による「障害者向けチーム支援」の推進、障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援、精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援等を充実・強化することにより、一層の推進を図っている。

また、平成28年4月より施行された、障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害のある人に対する差別禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に取り組むとともに、必要に応じて都道府県労働局やハローワークにおける助言・指導等の取組により、引き続き、その着実な実施を図っている。

加えて、令和元年の障害者雇用促進法の改正により、障害者活躍推進計画の作成・公表義務が令和2年4月1日に施行されたことを踏まえ、国及び地方公共団体の各機関が定めた障害者活躍推進計画に基づき、各機関において障害のある人の活躍を推進する体制整備や、障害のある人の活躍の基本となる職務の選定・創出、障害のある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理等の障害者雇用に関する取組を適切に推進する。また、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主の認定制度及び週所定労働時間が20時間未満の短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度について、着実に実施していく。

これらの取組により、障害のある人が活躍できる職場環境の整備や定着支援等に係る取組を推進していく。

イ 障害のある人が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある人に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「全国障害者技能競技大会」(アビリンピック)を開催している。

直近では、令和2年11月13日から15日までの間、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主催により第40回大会が愛知県で開催された。

## (7) 障害者虐待防止の取組

障害のある人に対する虐待を防止することは尊厳の保持のために極めて重要であることに鑑み、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が平成24年10月に施行された。

この法律においては、何人も障害者を虐待してはならないことや、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合には速やかに通報すること等が規定されている。地方公共団体は障害者虐待の対応窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」や「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たすこととされており、各センターでは、障害者虐待の通報・届出の受理に加え、相談や指導・助言を行うほか、国民の理解の促進を図るため、障害者虐待防止の広報・啓発等を行っている。



パンフレット  
「わかりやすい障害者虐待防止法  
パンフレット」

厚生労働省では、地方公共団体が関係機関との連携の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応等を行えるよう、障害者虐待防止対策支援等の施策を通じて、支援体制の強化や地域における関係機関等との協力体制の整備等を図るとともに、障害のある人の権利擁護等に係る各都道府県における指導的役割を担う者の養成研修等を実施している。

また、障害者虐待防止の一層の広報・啓発を目的としてパンフレットを作成し、ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokus-hougaihokenfukushibu/0000121196.pdf>）で公開している。

#### (8) 障害者権利条約の締結及び周知

我が国は、平成26年1月20日に障害者権利条約を締結した。この条約の主な内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力等、幅広いものとなっている。締約国は、この条約が自国について発効後2年以内に、条約に基づく義務を履行するために取った措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を障害者権利委員会に提出することとなっており、平成28年6月、我が国も、障害当事者から構成される「障害者政策委員会」での議論の内容も盛り込み、パブリックコメントを実施した上で、第1回政府報告を作成し、提出した。

また、この条約の実施のためには、障害のある人に関する社会全体の意識が向上することが重要であり、外務省では、関係府省庁とも連携し、条約の概要や意義等について、障害当事者を含む国民全体に対し、分かりやすく、利用しやすいパンフレットやホームページの作成を通じて広報している。

#### (9) 障害のある人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局において、人権相談に応じており、全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」（ナビダイヤル0570-003-110（全国共通））を設置している。また、障害のある人に接する機会が多い社会福祉事業従事者や特別支援学校高等部卒業予定者等に対し、人権相談を広報するためのリーフレットを配布したほか、障害者支援施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして、相談体制の一層の強化を図っている。人権相談等を通じて、障害のある人に対する差別、虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
障害のある人に対する差別待遇	286	272	235	163	125
障害者福祉施設における人権侵犯	63	49	40	38	28

（法務省人権擁護局の資料による）



## 5 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。また、いわゆる「えせ同和行為」等の事案も依然として起こっており、部落差別（同和問題）の解消を阻む要因になっている。

法務省では、部落差別解消推進法第6条の規定を受け、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体等が把握する差別事例の調査、③インターネット上の部落差別の実態に係る調査、④一般国民に対する意識調査の4項目について調査を実施し、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を令和2年6月に法務省ホームページで公表した（[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00127.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)）。

部落差別（同和問題）については、部落差別解消推進法及び附帯決議のほか、上記調査結果を踏まえ、的確に対応していく必要がある。

令和2年度の実績は、以下のとおりである。

### (1) 部落差別（同和問題）の解消に向けた啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「同和問題（部落差別）を解消しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、部落差別（同和問題）をテーマにした啓発動画「人権アーカイブ・シリーズ『同和問題～過去からの証言、未来への提言～』／『同和問題 未来に向けて』」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、部落差別（同和問題）のない社会の実現に資するため、国民に対し、部落差別解消推進法の施行を周知することを目的とした「部落差別解消推進法リーフレット」を全国の法務局・地方法務局等で配布している。

さらに、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「出身地等の差別」篇をYouTube法務省チャンネルで配信している。

### (2) 学校教育・社会教育を通じた部落差別（同和問題）の解消に向けた取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、部落差別解消



推進法の趣旨や部落差別（同和問題）を解消するための教育活動等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

また、社会教育では、専門的職員である社会教育主事の資格付与のための講習や社会教育の専門的職員を対象とした研修において、人権教育に関するプログラムを実施しており、人権教育の着実な推進を図っている。

令和2年度においては、平成30年度に実施した、教育委員会が把握する部落差別の実態に関する調査結果の公表について、都道府県教育委員会等に事務連絡を発出した。

### (3) 公正な採用選考システムの確立

厚生労働省では、企業の採用選考に当たって、人権に配慮し、応募者の適性・能力に基づいた基準により採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、雇用主に対して、以下の啓発に取り組んだ。

- ① 事業所における公正な採用選考システムの確立について、中心的な役割を果たす「公正採用選考人権啓発推進員」を、一定規模以上の事業所に配置するとともに、各労働局及びハローワークが、同推進員に対して研修会を開催（※）
- ② 従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対する研修会を開催（※）
- ③ 公正な採用選考についてのパンフレット、リーフレット、ポスター、カレンダー等、各種啓発資料を作成し、事業所に配布
- ④ 公正採用選考に関する特設ウェブサイトの運用、公正採用選考について解説した啓発用動画の掲載
- ⑤ 中学校、高等学校、大学等の卒業予定者に係る採用選考に合わせて、新聞広報等を通じた啓発活動を実施

※ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、集合型の研修を中止した各労働局及びハローワークにおいては、資料送付や各労働局及びハローワークのHPへ解説動画を掲載する等の代替措置を実施



パンフレット「公正な採用選考をめざして」



ポスター「その質問 不適切かもしれません」

#### (4) 農漁協等関係農林漁業団体職員に対する啓発活動

農林水産省では、農林漁業や農山漁村における部落差別（同和問題）を始めとした広範な人権問題に関する啓発活動を積極的に推進するため、都道府県を通じて農漁協等関係農林漁業団体の職員に対する研修等を実施するとともに、全国農林漁業団体が当該職員等を対象に行う同様の研修等に対する支援を実施した。

#### (5) 隣保館における活動の推進

厚生労働省では、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を実施している隣保館の事業に対し支援を行っている。

#### (6) えせ同和行為の排除に向けた取組

政府は、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求めるえせ同和行為を排除するため、関係府省庁の参加する「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置し、政府一体となってえせ同和行為の排除の取組を行っている。

ア 法務省では、えせ同和行為の実態を把握するため、昭和62年以降11回にわたりアンケート調査を実施している（直近の平成30年度の調査結果は、<http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>）。また、えせ同和行為への具体的な対応に関する手引きを作成し、全国の法務局・地方法務局で配布するとともに、法務省ホームページで公表している（<http://www.moj.go.jp/content/001290968.pdf>）。

さらに、地方においても、全国50の法務局・地方法務局を事務局として組織されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、令和3年4月現在で1,094の国の機関、

地方公共団体、弁護士会等が参加し、随時、情報交換のための会議を開くなど、様々な取組を展開している。

加えて、えせ同和行為を含めた各種人権問題について解説した啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発動画の貸し出しやYouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
えせ同和行為に関する相談件数	25	23	14	5	7

要求の内容	物品	示談金	融資	寄付金	賛助金	契約	下請	講演会	その他	合計
令和2年度	6	0	0	0	0	0	1	0	0	7
令和元年度	2	1	0	0	0	0	0	1	1	5
平成30年度	9	0	0	2	0	0	1	0	2	14
平成29年度	7	2	0	3	4	2	1	0	4	23
平成28年度	6	0	0	3	8	0	1	1	6	25

(法務省人権擁護局の資料による)

イ 都道府県警察においても、関係機関と連携して、違法行為の取締り等、えせ同和行為の排除対策を推進している。

ウ 経済産業省では、産業界向けに「えせ同和行為対策セミナー」を開催するとともに、えせ同和行為に関するリーフレットを配布した。

## (7) 部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、部落差別（同和問題）をめぐる人権侵害事案に対し、人権相談及び人権侵犯事件の調査・処理を通じ、その被害の救済及び予防を図っている。取り分け、結婚差別、差別発言等を人権擁護上見過ごすことができない事象として捉え、行為者や関係者に対して人権尊重の意識を啓発することによって、自発的・自主的に人権侵害の事態を改善、停止、回復させ、あるいは、将来再びそのような事態が発生しないよう注意を喚起している。

また、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなどしている。

人権侵犯事件数(開始件数)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
部落差別（同和問題）に関する人権侵犯	78	86	92	221	244

(法務省人権擁護局の資料による)

## 6 アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつある。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) アイヌの人々に関する総合的な政策の推進

政府は、国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（平成19年9月）や衆参両院の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（平成20年6月）を受けて内閣官房長官が開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告（平成21年7月）を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進している。

平成31年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が成立し、令和元年5月に施行された。政府は、同法に基づき、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組をアイヌ政策推進交付金により支援するとともに、内閣官房長官を本部長とするアイヌ政策推進本部会合を開催するなど、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進している。

令和2年7月には、アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老郡白老町のポロト湖畔に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業した。

### (2) アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及啓発

文化庁や国土交通省等では、アイヌ施策推進法に基づき、公益財団法人アイヌ民族文化財団が行うアイヌ文化の振興等に係る事業に対して助成等を行った。

また、アイヌ語の保存・継承及び学習に資するアーカイブ作成のために、文化庁では、平成27年度から「アイヌ語のアーカイブ作成支援事業」及び「アイヌ語アナログ音声資料のデジタル化事業」を、平成30年度からは「アイヌ語アーカイブ作成推進のための人材育成事業」を実施している。加えて、アイヌ語を含む我が国の言語・方言の置かれている危機的な状況等を周知して危機的な状況の改善に資するために、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を平成27年度から開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。



### (3) アイヌ関係の文化財の保護等に関する取組

文化庁では、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)に基づき、アイヌの有形及び無形の民俗文化財について、北海道教育委員会が行う調査事業、伝承・活用等に係る経費について補助を行った。

### (4) アイヌの人々に対する偏見・差別の解消に向けた取組

令和元年5月に施行されたアイヌ施策推進法では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が新たに定められた。

法務省の人権擁護機関では、「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。また、アイヌの人々に対する国民の理解を促すよう、インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施している。さらに、令和2年10月28日には、ウポポイにおいて人権啓発パネル展を実施した。

なお、令和3年3月、テレビ番組においてアイヌの人々に対する不適切な表現がされる事案が発生した。本事案の発生を受けて、政府は、内閣官房、総務省、法務省、国土交通省及び文化庁などが密接に連携して、類似事案の再発防止策を検討し、必要な施策を実施することとしている。



インターネットバナー広告

### (5) 学校教育におけるアイヌに関する学習の推進

学校教育においては、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、中学校社会科では、鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに明記した。また、小学校社会科では、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、その際、「現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れる」ようにすることを、小学校学習指導要領解説社会編において新たに明記した。

さらに、平成30年3月に高等学校学習指導要領の改訂を行い、必修科目として新設した「歴史総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイヌについて触れること」や、その際、「アイヌの文化についても触れること」を明記するなど、アイヌに関する学習について充実を図っている。

### (6) 各高等教育機関等におけるアイヌ語等に関する取組への配慮

北海道の大学を中心に、アイヌ語等に関する授業科目が開設されるなど、アイヌ語等

に関する教育・研究を行っている。

**(7) 生活館における活動の推進**

厚生労働省では、地域住民に対し、生活上の各種相談を始め、アイヌの人々に対する理解を深めるための広報・啓発活動等を総合的に実施している生活館の事業に対し支援を行っている。

**(8) 農林漁業経営の近代化を通じた理解の増進**

歴史的な特殊事情等により、アイヌ住民居住地区における農林漁業は、他の地区に比べて経営規模が零細で生産性が低く、所得及び生活水準に格差がみられる。このため、農林水産省では、アイヌ住民居住地区において、地域住民が一体となって行う農林漁業経営の近代化を支援しており、このような取組を通じて、アイヌ農林漁家に対する理解の増進を図っている。

**(9) アイヌの人々の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応**

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、アイヌの人々に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
アイヌの人々に対する差別待遇	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

**トピックス**

**「ウポポイ（民族共生象徴空間）」の開業**

アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老町に令和2年7月、ウポポイ（民族共生象徴空間）が開業しました。

ウポポイは「国立民族共生公園」「国立アイヌ民族博物館」等から成り、アイヌの暮らしや伝統芸能を様々な視点から体感することができる、アイヌ文化の素晴らしさを伝える施設です。

開業以来、一般の方や修学旅行生など多くの方々に来場いただき、アイヌ古式舞踊や伝統楽器のムックリ（口琴）演奏、狩猟弓の実演などの多様なプログラムを体験していただいています。

令和2年10月には、札幌法務局と札幌人権擁護委員連合会の主催により、ウポポイにおいて人権啓発イベントが開催され、人権擁護委員による啓発物品の配布、人権啓

発パネルの展示など、アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動が行われました。

是非一度、ウポポイを訪れアイヌ文化に触れてみてください。



ユネスコの無形文化遺産に登録されているアイヌ古式舞踊（資料：公益財団法人アイヌ民族文化財団）



ウポポイで開催された人権啓発イベント（資料：法務省）



ウポポイ（民族共生象徴空間）（資料：公益財団法人アイヌ民族文化財団）



## 7 外国人

我が国が締約国となっている「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（平成7年条約第26号。以下「人種差別撤廃条約」という。）は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を全ての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

我が国に入国する外国人は、近年、増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年には約431万人（再入国者を含む。）と前年と比べて大きく減少した。一方、我が国に在留する外国人数は約289万人（令和2年末現在）と引き続き高水準で推移している。このような中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行された。

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもが公立学校に就学しやすい環境を整備している。

令和2年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は10万8,826人（文部科学省「学校基本統計」、毎年実施）である。

また、平成30年5月現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の数は、4万755人（同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施）となっており、平成28年度調査より6,420人（約18.7%）増加している。

さらに、令和元年度に学齢相当の外国人の子どもの就学状況に関する全国的な調査を初めて実施した。その調査により、約2万人の外国人の子どもたちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が示された。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 外国人に対する偏見・差別を解消し、国際化時代にふさわしい人権意識の育成を目指した啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「外国人の人権を尊重しよう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とする啓発動画「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」を法務局・地方法務局において貸し出しているほか、YouTube法務省チャンネルで配信している。

加えて、外国人の人権問題を含めた職場における各種人権問題について解説した啓



発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会～」を法務局・地方法務局で配布しているほか、同内容を分かりやすく解説した啓発動画の貸し出しやYouTube法務省チャンネルでの配信等を行っている。

このほか、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「こころも国際化しませんか？」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

- イ 文部科学省では、平成28年度には、ヘイトスピーチ解消法が施行されたことを踏まえ、外国人の人権尊重に関する実践事例を収集し、その結果を文部科学省ホームページに掲載したほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、ヘイトスピーチ解消法の趣旨や不当な差別的言動を解消するための教育活動等について情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。
- ウ 厚生労働省では、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、労働条件などのルールにのっとった外国人雇用等について事業主等を始め広く国民一般に対し、周知・啓発を行っている。令和2年においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して11月に実施し、「守ろう雇用、誰もが活躍～外国人雇用はルールを守って適正に～」を標語に、11月1日から同月30日までの間、集中的に啓発・指導等を行った。
- エ 国土交通省では、平成29年に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づき、新たな住宅セーフティネット制度として、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供等の措置を講ずるとともに、賃貸人や仲介業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」等について、不動産関係団体と連携し普及を図っている。
- オ 平成30年8月、ジュネーブにおいて、我が国が人種差別撤廃条約に基づき平成29年6月に国連に提出した第10回・第11回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会による審査が行われ、我が国の代表団は、同条約の実施に関する政府の立場や取組について説明した。令和元年9月、同審査を受けて採択された人種差別撤廃委員会による総括所見に対し、我が国は採択後1年以内のフォローアップ情報を回答した。

## (2) ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動

- ア 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、各種媒体により、ヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した、より効果的な啓発と共に、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報にも積極的に取り組んでいる。

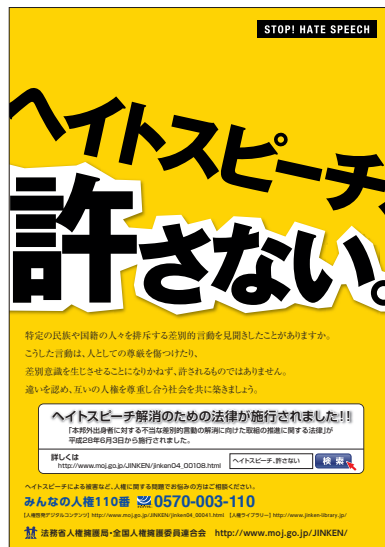
具体的には、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとしたポスター及び啓

発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」を活用した人権啓発活動や、「外国人の人権」に関するインターネットバナー広告、インターネットテキスト広告のほか、SNSにおける定期的なコラムの配信などの情報発信等を実施した。

また、法務省ホームページ（[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)）において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の例を挙げつつ、上記取組や、法務局・地方法務局におけるヘイトスピーチに焦点を当てた人権啓発活動等について紹介している。

さらに、令和2年10月30日に、関係省庁及び地方公共団体との間で、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について情報共有を行った。

イ 警察では、ヘイトスピーチ解消法の施行を踏まえ、警察職員に対する教養を推進するとともに、他機関から各種広報啓発活動等への協力依頼があった場合にはこれに積極的に対応するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与することとしている。



ポスター  
「ヘイトスピーチ、許さない。」



法務局におけるヘイトスピーチに  
焦点を当てた人権啓発活動



インターネットバナー広告

### (3) 学校等における国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進

国際社会においては、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等教育の充実に関しては、平成31年4月に中央教育審議会に対し、新しい時代の初等中等教育の在り方について諮問が行われ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についても検討し、令和3年1月26日に『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）が取りまとめられた。また、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子どもの就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に地方公共団体に通知した。これらの取組に加え、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施の推進（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の一部改正（平成26年1月14日公布、同年4月1日施行））
- ② 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）の改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に実施
- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 就学に課題を抱える外国人の子どもの対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業の実施
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修を実施
- ⑥ 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント～DLA～」を普及
- ⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
- ⑧ 学校や教育委員会等が、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の取組事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引（改訂版）」を普及
- ⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の開発・普及



- ⑩ 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施
- ⑪ 外国人児童生徒等の指導を担う教師が必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツ及び来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツの作成

#### (4) 外国人材の受入れと共生のための取組

技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成29年11月1日に施行された。技能実習法では、制度の適正な運用を確保する措置として、技能実習計画の認定制、監理団体の許可制を導入し、技能実習生の意思に反して技能実習を強制するなどの人権侵害行為についての禁止規定や技能実習生による申告に関する規定を設けた上で、違反に対する所要の罰則も規定している。また、技能実習法に基づき設立した外国人技能実習機構では、母国語相談窓口を設け、人権侵害に関する相談を含む技能実習生からの各種相談に対応するなどして、技能実習生の保護に努めている。

また、中小・小規模事業者を始めとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていくため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が、平成31年4月1日に施行された。

この新たな外国人材の受入れ制度においても、外国人に対する人権侵害の防止が重視されており、出入国在留管理庁では、申請及び届出に係る厳格な審査・調査や受入れ機関及び登録支援機関に対する必要な指導・助言など新たな制度を適切に運用することにより、日本人と同等額以上の報酬の確保や差別的な待遇の排除に取り組むとともに、特定技能1号の外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援が着実に実施されるよう努めている。

さらに、外国人の受入れに当たっては、外国人を社会の一員として受け入れ、その生活環境を整備していくことが重要であるため、平成30年12月25日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）に基づき、地方公共団体が在留外国人に対して情報提供・相談対応を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営の取組への外国人受入環境整備交付金による支援を行っているほか、関連施策を積極的に推進することとしている。総合的対応策については、令和元年12月20日に改訂を行ったほか、令和2年7月14日には、現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引



き続き、外国人材を円滑かつ適正に受け入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から改訂を行った。

これらに盛り込まれた施策を着実に実施していくことを通じて、外国人との共生社会の実現を図ることとしており、法務省としても、総合調整機能を果たしつつ、関係府省庁と緊密に連携して、外国人の受入れ環境の整備を全力で推進する。

#### (5) 外国人の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、外国人であることを理由とした差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談については、全国50の法務局・地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設け、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語による人権相談に対応している。

また、「外国語人権相談ダイヤル」(ナビダイヤル:0570-090911(全国共通))を設置し、上記と同様の10言語による人権相談に応じている。

さらに、法務省ホームページ上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>)を開設しており、上記と同様の10言語による人権相談を受け付けている。

人権侵害事件数(開始件数)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
外国人に対する差別待遇	57	84	62	72	60

(法務省人権擁護局の資料による)

**Foreign-language Human Rights Hotline.**  
外国語人権相談ダイヤル

**English**  
Don't struggle alone. Please call the "Foreign-language Human Rights Hotline".

**中文**  
请不要一个人自我烦恼，可以拨打“外语人权咨询热线电话”。

**한국어**  
혼자서 고민하지 마시고 "외국어를 위한 상담 다이얼"로 전화해 주세요.

**Tiếng Việt**  
Không gặp rắc rối thì đừng chịu một mình mà hãy liên lạc đến số điện thoại của "Trung tâm tư vấn nhân quyền dành cho người nước ngoài".

**Filipino**  
Mangyaring tumawag sa "Hotline Para sa Karagatang Pambansa ng mga Dayuhan" nang hindi mag-isip na nag-asala.

**Portugués**  
Não guarde suas preocupações. "Ligue para o número de consulta sobre direitos humanos em idiomas estrangeiros".

**नेपाली**  
एकै छिन्नामा नहो, "विदेशी भाषा-भाषा-विशेष" सङ्गको समस्या मा धेरै गर्नुहोस्।

**Español**  
No sufra en soledad llame al "centro de contacto para consultas sobre derechos humanos en idiomas extranjeros".

**Bahasa Indonesia**  
Jangan khawatir sendiri, silahkan hubungi "Nomer Peninggalan Komunitas Hak Asing".

**ภาษาไทย**  
ไม่ต้องกังวลใจคนเดียว โทรหา "ศูนย์บริการปัญหาสิทธิมนุษยชนในภาษาต่างถิ่น"

**0570-090911**

受付時間 (Service Hours) 平日(Weekdays) 9:00~17:00

Call rates will be charged when contacting the call center.  
※コールセンターまでの電話料金ががかかります。

法務省人権擁護局 ● Human Rights Bureau, Ministry of Justice

ポスター「外国語人権相談ダイヤル」

## 8 HIV感染者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）や肝炎ウイルス等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症の感染者や患者，その家族等が，周囲の人々の誤った知識や偏見等により，日常生活，職場，医療現場等で差別やプライバシー侵害を受ける等の人権問題が発生している。

感染症をめぐる偏見や差別の解消のため，取組を推進していく必要がある。

令和2年度取組は，以下のとおりである。

### (1) エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくし，理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では，エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別の解消及びエイズのまん延防止のため，12月1日の「世界エイズデー」に向けてのキャンペーンイベントとして，令和2年12月1日に東京都港区において，「RED RIBBON LIVE 2020」をオンラインで開催し，著名人等によるトークライブイベントを行った。また，エイズに関する電話相談事業を実施する等，HIV・エイズに関する正しい知識の普及啓発活動に努めている。

また，HIV・エイズの正しい知識の普及啓発を目的として『「世界エイズデー」ポスターコンクール』を実施した。



ポスター  
「令和2年度『世界エイズデー』」

小・中学生の部83点，高校生の部154点，一般の部110点の応募があった。

最優秀作品を世界エイズデーキャンペーンポスターのデザインに採用し，全国各地で掲示することにより，HIV・エイズについて理解を深めてもらうよい機会となっている。

イ 文部科学省では，学習指導要領に基づき，学校において，エイズについて正しく理解するよう指導するとともに，エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見・差別をなくす内容を含む教材の周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では，「HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ，啓発冊子の配布等，各種人権啓発活動を実施している。

### (2) 肝炎ウイルス感染者への偏見・差別をなくし，理解を深めるための教育・啓発活動

肝炎は，肝臓の細胞が傷つけられ，その働きが損なわれる病気で，患者の多くはB型肝炎ウイルス，C型肝炎ウイルスに起因するものである。

B型，C型肝炎ウイルスは，主に血液や体液を介して感染する。肝炎ウイルスの感染を予防するためには，血液や体液が付いた器具を共用しないこと，血液や体液が傷・粘

膜に直接接触れるのを防ぐことが重要であり、このほか、普段の生活の中では、B型肝炎やC型肝炎に感染することはない。しかし、このことが十分に理解されていない結果として、偏見や差別に苦しんでいる肝炎ウイルスの感染者や患者も少なくない。

感染者や患者に対する偏見や差別を解消、軽減していくためには、幅広い世代を対象に、肝炎についての正しい知識の普及啓発を行っていくことが重要である。

ア 厚生労働省では、7月28日を日本肝炎デーと定め、この日を中心に国や地方自治体などで様々な普及啓発活動を行っており、国の「知って、肝炎プロジェクト」では、令和2年7月21日に普及啓発イベント「知って、肝炎プロジェクトミーティング2020」を開催した。同プロジェクトにおいては、都道府県知事等への表敬訪問等による普及啓発活動も、著名人の方々の協力を得て行っている。

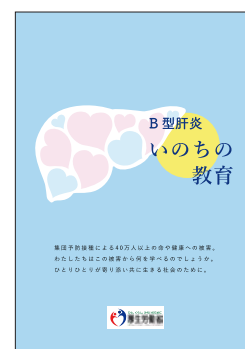
また、青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすことや、集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯や歴史などを学ぶことを目的として、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の協力を得て、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成し、令和2年度に全国の中学3年生の教員向けに配布を行った。

イ 文部科学省では、感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすこと等を目的として厚生労働省が作成・配布する副読本「B型肝炎 いのちの教育」の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知等を行った。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「HIV感染者等に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。



知って、肝炎プロジェクトミーティング2020



副読本「B型肝炎 いのちの教育」

### (3) 感染症をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、HIV感染者や肝炎ウイルス感染者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
疾病患者（ハンセン病患者等を除く。）に対する差別待遇	7	42	26	15	44

（法務省人権擁護局の資料による）

## 9 ハンセン病患者・元患者・その家族

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症であるが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気である。仮に感染したとしても発病することは極めてまれであり、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもない。しかし、かつて我が国で採られた施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となってきた。

平成13年5月の「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決以後、政府は、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発等に取り組んできた。しかし、偏見や差別の根絶には至らず、令和元年7月、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けて公表した内閣総理大臣談話（以下「令和元年総理談話」という。）においては、我が国においてかつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきたことに対し、政府としての深い反省とお詫びが示されるとともに、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずること、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことが示された。

これを受けて、政府では、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催するなどして、ハンセン病の患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組んでいる。

令和2年度の主な取組は、以下のとおりである。

### (1) ハンセン病患者・元患者とその家族に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための教育・啓発活動

ア 厚生労働省では、令和元年総理談話を受けて、令和元年7月24日、根本厚生労働大臣（当時）がハンセン病家族国家賠償請求訴訟の原告団等と面会し、その苦痛や苦難に対してお詫びを申し上げるとともに、当事者の方々から直接話を伺った。令和2年3月及び令和3年3月には、全国の主な新聞に、ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告を掲載した。

また、令和元年10月2日（第1回）、令和2年1月16日（第2回）及び同年12月22日（第3回）には、ハンセン病の患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化等に向けて検討を進めるため、法務省及び文部科学省と共に、原告団等との「ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた協議」を開催した。この協議において、橋本厚生労働副大臣（第1回、第2回）及び山本厚生労働副大臣（第3回）がお詫びと反省を申し上げるとともに、偏見差別の



解消に向けた決意を述べた。今後も、元患者やその家族との協議を踏まえ、法務省、文部科学省と連携しながら、ハンセン病に対する偏見差別の解消に向けて取り組んでいくこととしている。

このほかにも、厚生労働省では、ハンセン病に対する正しい知識の普及のため、様々な普及啓発活動を行っている。平成21年度から、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(平成13年法律第63号)の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施しているところ、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ6月の開催を延期し、10月29日、法務省、文部科学省等の関係機関の出席を得て実施した。

加えて、令和3年3月27日に、法務省、文部科学省等と連携し、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を目的とした「第20回ハンセン病問題に関するシンポジウム」をオンラインにて開催し、高校生によるハンセン病回復者の聞き書きや人権バンドによるパフォーマンス(演奏)などを行った。

さらに、平成14年度から、ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本を作成し、全国の中学校、教育委員会等に配布しているところ、ハンセン病患者・元患者の家族がおかれていた境遇についても理解を深めることができるよう、令和2年度より、パンフレットに別紙「ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える」を追加し、配布を行っている。

## ハンセン病元患者家族の方々へ心からお詫び申し上げます。

～国民の皆様へ、ハンセン病問題解決に向けて、なお一層のご理解をお願いします～

令和3年3月22日

### ハンセン病に対する偏見差別の解消に全力を尽くします 厚生労働大臣 田村 憲久

令和元年11月に「ハンセン病患者に対する補償金の支給等に関する法律」が成立・施行されてから1年が経過いたしました。国のハンセン病患者の方々に対する隔離政策により、元患者の方々だけでなく、ご家族の皆様に対しても、社会からとても厳しい偏見や差別がありました。この厳然たる事実を深刻に受け止め、ご家族の皆様が長年にわたり強いられてきた多大の苦痛と苦難に対し、政府として深く反省し、改めて心からお詫び申し上げます。

政府として、今後もハンセン病に対する偏見差別の解消に取り組んでまいります。国民の皆様におかれましては、ハンセン病について正しく理解し、元患者やご家族の皆様が地域の中で安心して暮らすことができる社会の実現にご協力をお願いいたします。

### 元患者やご家族の皆様がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動に全力で取り組んでまいります 法務大臣 上川 陽子

元患者やご家族の皆様が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府の一員として深く反省するとともに、心からお詫び申し上げます。今日まで続く皆様の苦しみ、そして、それが国の誤った政策により引き起こされたものであることを真摯に受け止め、皆様の思いに寄り添いながら、偏見差別の解消に向けて、皆様がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動に全力で取り組んでまいります。

国民の皆様におかれましては、ハンセン病問題に一層のご理解をいただき、元患者やご家族の皆様が偏見差別に苦しむことなく、地域で安心して暮らすことができるよう、ご協力をいただきますようお願いいたします。

### ハンセン病に対する偏見差別の解消に向けて人権教育の充実に全力を尽くします 文部科学大臣 萩生田 光一

ご家族の皆様が長年にわたり強いられてきた多大の苦痛と苦難に対し、政府の一員として深く反省し、心からお詫び申し上げます。近年においてもハンセン病患者やご家族の皆様に対する偏見や差別は根強く残っているというのが現状であると認識しており、元患者ご本人だけでなく、ご家族の皆様が、大変に辛い思いをされてこられていることをしっかりと受け止めなければならぬと考えております。文部科学省としては、差別や偏見の解消に向けて、関係省庁と連携しながら、人権教育の充実に真摯に取り組んでまいります。



ハンセン病家族訴訟案自白に謝罪する安倍総理大臣 (令和元年7月21日) (出典) 首相官邸ホームページ

日本の強制隔離政策が犯した過ちは、人権侵害という言葉が軽々に聞こえるほど苦渋に満ちた人生を、ハンセン病患者のみならず家族にも強いてきました。

家族原告の多くが、地域社会からの排除、結婚や就職におけるあらゆる差別的経験から、未だに家族にハンセン病患者がいた事を公言できずにいます。

今も、一般市民のハンセン病に対する差別意識はなくなっていないからです。

あなたの隣にハンセン病のことを秘密にしたままの家族がいることを想像して下さい。

国は、自ら作出した差別の社会構造を、今度こそ誠意を持って根底から変えて行って頂きたい。その成果こそが未来を作ります。私たち家族が、誰もが胸を張って生きていける社会の実現を願っています。

ハンセン病家族訴訟原告団団長 林 力

※これは、ハンセン病患者家族の名誉回復、ハンセン病に係る偏見差別の解消等を目的として掲載されるものです。

厚生労働省、法務省、文部科学省

## ハンセン病元患者家族に対する謝罪広告



「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」式典



らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑

「ハンセン病の患者であった方々などが強いられてきた苦痛と苦難に対し、深く反省し、率直にお詫びするとともに、多くの苦しみと無念の中で亡くなられた方々に哀悼の念を捧げ、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くすことを表明する。

平成23年6月 厚生労働省

らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑



パンフレット「ハンセン病の向こう側」

イ 文部科学省では、厚生労働省が作成・配布する中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」及び指導者向け教本の活用について、各都道府県教育委員会等へ周知しているほか、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、人権教育担当指導主事や教員等に対し、ハンセン病に関する教育を推進するための情報提供を行っている。また、社会教育の指導者として中心的な役割を担う社会教育主事の養成講習等において人権問題等の現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質向上を図るとともに、国公立大学の教務担当者等が出席する会議等において、人権教育に関する取組を促している。さらに、令和元年10月に文部科学省内に設置した「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏ま



ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム

えた人権教育推進検討チーム」での議論等を踏まえ、ハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための施策を検討しており、厚生労働省や法務省等の関係省庁と連携し、取組の一層の充実を図っている。

ウ 法務省の人権擁護機関では、「ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しており、令和元年総理談話を受けて、ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発活動の強化に取り組んでいる。

令和2年度においては、「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」を、令和3年2月23日にオンライン配信により、厚生労働省及び文部科学省等と連携して開催した。また、シンポジウムの内容については、小学生向け・中高生向けの全国版新聞等に掲載し、ハンセン病元患者やその家族の思いを広く周知した。

さらに、当事者の声を広く周知するため、ハンセン病問題をテーマにした啓発冊子及び啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」を新たに作成し、全国の法務局・地方法務局で各種人権啓発活動に活用することができるよう配備するとともに、YouTube法務省チャンネルで配信を開始した。このほか、インターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。



啓発動画  
「ハンセン病問題を知る  
～元患者と家族の思い～」



インターネットバナー広告



ハンセン病問題に関する  
「親と子のシンポジウム」  
(読売KODOMO新聞)



**(2) 国連における取組**

我が国は、ハンセン病患者・元患者とその家族等に対する偏見・差別の解消に向けて、国際社会において主導的な役割を果たしてきている。具体的には、平成20年、平成21年、平成22年、平成27年及び平成29年の、国連人権理事会において、また、平成22年の国連総会において、ハンセン病に関する誤った認識や誤解に基づく偏見・差別をなくすための決議（ハンセン病差別撤廃決議）案を主提案国として提出し、いずれも全会一致で採択された。これら決議のフォローアップとして、令和2年7月、我が国は主提案国として、国連人権理事会にブラジル、エクアドル、エチオピア、フィジー、インド、モロッコ及びポルトガルとハンセン病差別撤廃決議案を共同提出し、全会一致で採択された。同決議においては、共同提案国は65か国に達した。この決議は、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者の任期を3年間延長することを決定し、また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関する様々な関係者との協議の継続を奨励している。現職のハンセン病差別撤廃に関する特別報告者であるアリス・クルス(Alice Cruz)氏（ポルトガル出身）は、令和2年2月、同特別報告者として初めて訪日し、政府関係者を始めとする関係者と意見交換するとともにハンセン病療養所等を訪問した。

**(3) ハンセン病患者・元患者とその家族の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応**

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、ハンセン病患者等に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ハンセン病患者等に対する差別待遇	1	2	0	1	0

（法務省人権擁護局の資料による）



## 10 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。

政府においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）に基づき、「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）を策定し、「就労・住居の確保等」や「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」などを重点課題として位置付け、再犯防止のための様々な施策を推進している。具体的には、例えば、法務省では、刑を終えて出所した人等を雇用してくれる協力雇用主を募集し、加えて、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して就労奨励金を支払うなどの取組を行っている。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 犯罪をした人や非行のある少年の改善更生への理解・協力を促進するための取組

法務省では、再犯防止啓発月間及び“社会を明るくする運動”強調月間である7月を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の改善更生、再犯の防止等について広く国民の関心と理解を深めるための広報・啓発活動を展開している。

令和2年度は、再犯防止啓発月間中、法務省公式Twitterアカウントを用いたクイズ等のSNSを活用した再犯防止に関する広報活動等を行った。また、令和3年1月23日には、オンラインによる再犯防止広報・啓発イベント「再犯防止ってなに？～誰ひとり取り残さないまち、そこでは～」をYouTube法務省チャンネルで生配信し、「国と地方が連携した再犯防止・更生支援の取組」をテーマとして取り上げ、各地方公共団体で実施されている再犯防止の取組を紹介するなどした。

“社会を明るくする運動”においては、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、全ての国民が安心して暮らせる幸福な社会を実現するために、「幸福の黄色い羽根」を運動のシンボルとして掲げ、広報啓発イベント、ミニ集会、住民集会、講演会、弁論大会、作文コンテスト等の啓発活動を全国各地で行っている。

令和2年度は、コロナ禍に対応して、ツイッターやインスタグラムといったSNSを活用するとともに、芸能事務所と連携したイベントの開催や本格ショートムービーの作成など、幅広い層に向けた広報活動を積極的に展開した。また、令和2年7月21日には、首相官邸において「ミライの出会い～ウィズ・コロナ、ポスト・コロナにおける新しい『出会い』と『立ち直り』～」を開催し、安倍前内閣総理大臣から、犯罪や非行をした人への偏見・差別の解消に地域社会で取り組む更生保護ボランティアに対してエールの言葉が贈られた。

以上のような取組を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する国民の理解・協力を促進し、犯罪や非行のない明るい社会を築くため、様々な機関・団体と広く連携しながら、地域に根ざした国民運動として一層の推進を図っている。



再犯防止広報・啓発イベントの様子



「あなたは、ひとりじゃない。」  
法務省×吉本興業 ショートムービー



第70回“社会を明るくする運動”首相官邸イベント



第70回“社会を明るくする運動”ポスター

(2) 刑を終えて出所した人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動等

法務省の人権擁護機関では、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑を終えた人に対する差別待遇	15	8	10	11	5

(法務省人権擁護局の資料による)

## 11 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）が成立した。同法に基づき、平成28年4月に閣議決定された「第3次犯罪被害者等基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）では、四つの基本方針<sup>（注1）</sup>の下、五つの重点課題<sup>（注2）</sup>ごとに261の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において第3次基本計画に基づく施策が進められてきた。

また、第3次基本計画の計画期間が令和3年3月末をもって終了することから、令和3年3月30日には、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された。同計画では、第3次基本計画と同様の基本方針及び重点課題が設定されるとともに、地方公共団体における犯罪被害者等支援、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応を含む様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援など279の具体的施策が掲げられている。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

（注1）「四つの基本方針」①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること

（注2）「五つの重点課題」①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

### （1）犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報

ア 法務省では、犯罪被害者保護・支援のための制度を広く国民に紹介し、その周知を図るために「犯罪被害者の方々へ」と題するパンフレットを作成し、全国の検察庁及び各都道府県警察等において犯罪被害者等に配布しているほか、同パンフレットを法務省及び検察庁ホームページに掲載し、情報提供を行っている。

また、刑事裁判・少年審判終了後の更生保護における犯罪被害者等のための制度について、リーフレットを配布するなどの広報を実施している。

さらに、法務省の人権擁護機関では、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つと



パンフレット  
「犯罪被害者の方々へ」



して掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

イ 警察庁では、関係府省庁の協力を得て、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として設定し、犯罪被害者等に関する国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施している。令和2年度は、「犯罪被害者週間」中央イベントを東京で開催するとともに、地方公共団体等と共催で、地方大会を長崎県及び岐阜県において開催し、犯罪被害者遺族等による講演やパネルディスカッション等を行った。

また、令和2年度の都道府県、政令指定都市等における犯罪被害者週間関連行事について、全国の開催情報を集約した上で、警察庁ホームページ等を活用し、全国的に取組がされていることを広報した。

また、警察における犯罪被害者支援の広報・啓発として、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」、「犯罪被害給付制度のご案内」等の作成及び犯罪被害者支援広報用ホームページ(<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>)の開設を行うとともに、毎年11月の警察庁広報重点として「犯罪被害者等支援活動の周知と参加の促進及び犯罪被害給付制度の周知徹底」を設定している。都道府県警察では、中・高校生を対象に、犯罪被害者本人や遺族が直接語り掛ける「命の大切さを学ぶ教室」を実施するとともに、中・高校生の参加による、命の大切さや犯罪被害者支援をテーマとする作文コンクールを実施したほか、大学生を対象にした犯罪被害者支援に関する講義を行うなど、広報・啓発を実施した。

このほか、犯罪被害者等への支援活動を行う公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体等の関係機関・団体との連携を図りながら、犯罪被害者支援に関する広報・啓発等の活動を行っている。

## (2) 犯罪被害者等に対し支援を行う者等に対する教育訓練

### ア 検察職員

検察職員に対しては、犯罪被害者保護を目的とした諸制度について、各種研修や日常業務における上司による指導等を通じて周知し、適正に運用するよう努めている。

### イ 警察職員

警察では、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援、対応を行うためには、職員に対する教育が極めて重要との認識の下、犯罪被害者支援の意義や各種施策の概要、犯罪被害者等の心情への配慮や具体的な対応の在り方等を理解させるための教育を積極的に実施している。

### ウ 保護観察官

保護観察官を対象にした各種研修において、犯罪被害者等に対して適切な対応を行うことができるようにする観点から、また、保護観察対象者に対して犯罪被害者等の状況や心情について十分理解させ、その贖罪意識しよくの涵養かんを図る観点から、犯罪被害者等が置かれている状況や刑事政策における被害者支援の必要性等をテーマとして、犯



罪被害当事者や民間の犯罪被害者支援団体の関係者等による講義を実施している。

## エ 民間の犯罪被害者支援団体のボランティア等

警察では、民間の犯罪被害者支援団体の一員として犯罪被害者支援を行うボランティア等に対して、警察職員を講師として派遣するほか、被害者支援教育用DVDの活用等により、一層効果的な教育訓練を行うよう努めている。

### (3) 犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵害事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
犯罪被害者等に関する人権侵害	4	7	8	6	4

（法務省人権擁護局の資料による）

## 12 インターネットによる人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要である。

令和2年度の実施は、以下のとおりである。

### (1) 個人のパライバシーや名誉に関する正しい知識を深めるための啓発活動

ア 法務省の人権擁護機関では、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

特に青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、全国の法務局・地方法務局において、中学生等を対象として、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施した。

また、人権に関する正しい理解を深めるとともに、相談先や救済手続を案内することを目的としたインターネットバナー広告及びインターネットテキスト広告を実施した。

さらに、腹話術師のいっこく堂氏によるスポット映像「心ない書き込み」、タレントの麻尋えりか氏によるスポット映像「ネットによる人権侵害」のほか、インターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした啓発動画「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」をYouTube法務省チャンネルで配信している。

イ 警察では、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）に基づく取締りを推進した。令和2年中の私事性的画像に関する相談等の中で、同法違反により47件を検挙し、そのうち45件は、電子メールやSNS等のインターネットを利用したものであった。

また、私事性的画像記録等に係る事案の現状・対策、早期相談の重要性、削除申出方法等、被害防止のための広報啓発活動を推進しており、例えば、警察庁では、ホームページ上に「リベンジポルノ等の被害に遭わないために」と題して、具体的な被害防止対策を掲載している。

ウ 総務省では、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での出前講座である「e-ネットキャラバン」の実施、インターネットに係る最新のトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」の作成・公表を行っている。

また、後記「違法・有害情報相談センター」によるセミナーを通じて、安易な個人情報投稿等によるプライバシー侵害・名誉毀損等に関する注意喚起を図っている。

エ 内閣府を始め関係省庁では、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、地方公共団体、関係団体、関係事業者等と連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやSNS等の安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。

## (2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

ア 総務省では、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の適切な運用の支援に努めている。

平成21年8月から、インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応を促進するため、インターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」を設置している。

また、電気通信事業者団体において、プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、実務上の行動指針となるガイドラインを策定しているところ、同ガイドラインのうち、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律を受け、平成26年12月に、改訂の支援を行った。

さらに、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消推進法の成立を受け、同じく電気通信事業者団体により、インターネット上の違法・有害情報に対する適切な対応が行えるよう策定された「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」につき平成29年3月に改訂が行われた際には、法務省と共同で支援を行った。また、ヘイトスピーチや部落差別情報といったインターネット上の人権侵害情報に係る書き込みへの円滑な対応を可能とするため、平成30年10月より、法務省とともに、通信関連事業者等との意見交換の場（実務者検討会）を開催している。さらに、令和元年9月には、総務省及び法務省の支援の下、電気通信事業者団体の主催で「ネット上の人権侵害対策セミナー」を開催し、インターネット上の人権侵害情報への対応について、通信関連事業者間での情報共有を行った。

イ 法務省の人権擁護機関では、インターネット上の人権侵害情報（私事性的画像記録によるものを含む。）について相談を受けた場合には、プロバイダへの発信者情報開示請求や当該情報の削除依頼の方法を助言するほか、調査の結果、当該情報が名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の法務省の人権擁護機関による削除要請に関する記述をも踏まえ、当該情報の削除をプロバイダ等に求めており、また、特定の地

域を同和地区であるとするなどの内容の情報についても削除を求めるなどしている。

令和2年度においては、著名人に対する誹謗中傷等の問題が大きく報道されるなど、インターネット上の人権侵害の問題が深刻化したことを踏まえ、関係省庁と連携して対策の強化に取り組んだ。

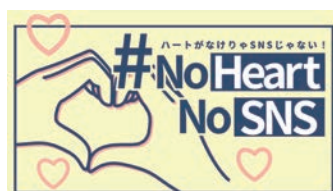
令和3年3月4日、人権シンポジウム「インターネットと人権・オンラインフォーラム～心ない投稿・コメントで人を傷つけないために～」を開催したほか、インターネット上の人権侵害に関する関連省庁等の各種の相談窓口を整理したフローチャートを、総務省と連携して作成し、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/content/001335056.jpg>）で公表した。加えて、総務省及びSNS事業者団体である「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」と共同して、「#No Heart No SNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」（ノーハートノーエヌエヌエス）をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイト（<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>）を開設し、情報モラルの向上を図るとともに人権相談窓口の周知・広報を行った。さらに、新聞広告、インターネット動画広告、東京都主要駅構内におけるデジタルサイネージを活用した広告の実施に加え、公式SNSや法務大臣記者会見時のバックパネルなど、様々な媒体を用いて、人権に配慮した適切なSNS利用を呼びかけ、相談窓口等を周知した。

また、法務省の人権擁護機関が行う削除要請の実効性を向上させるため、法務省の人権擁護機関の取組についてプロバイダ等により理解を深めてもらうべく、総務省とも連携してプロバイダ等及び事業者団体との間で実務者検討会を継続的に開催したり、プロバイダ等と個別に意見交換を行うといった取組を進めている。

いじめ防止対策推進法では、インターネットを通じていじめが行われた場合においては、児童等やその保護者が情報の削除等について法務局の協力を求めることができる旨の規定（第19条第3項）等が設けられていることから、その趣旨を踏まえて適切に対応している。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
インターネットに関する人権侵犯	1,909	2,217	1,910	1,985	1,693

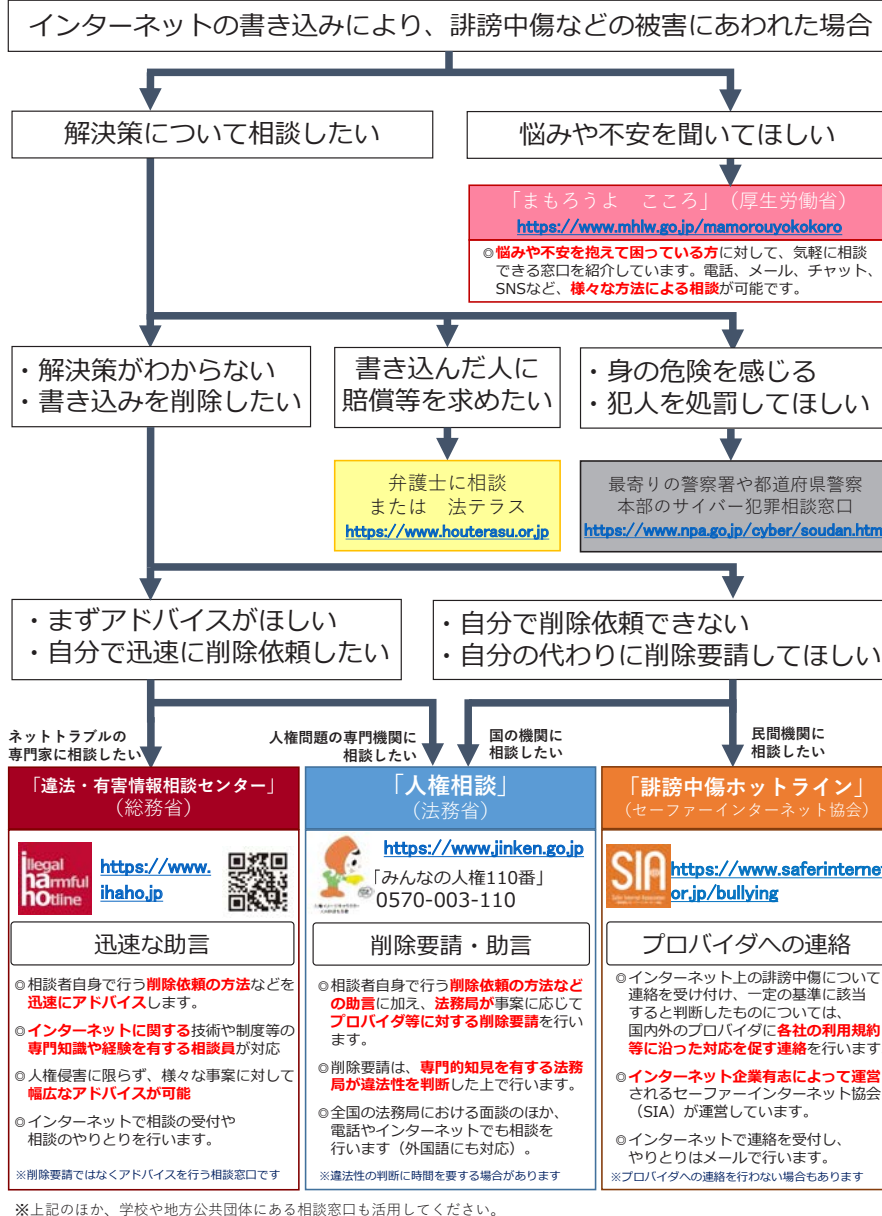
（法務省人権擁護局の資料による）



SNS利用に関する人権啓発サイト「#No Heart No SNS」バナー



## インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内



### インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

### (3) インターネット等を介したいじめ等への対応

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。

また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。

さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

## 13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害である。

拉致問題に関する啓発については、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号。以下「北朝鮮人権法」という。）において、政府及び地方公共団体が拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと定められている。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、「各人権課題に関する取組」の中の「北朝鮮当局による拉致問題等」（平成23年4月1日一部変更）で、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進するものと定められている。

さらに、拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は、拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

令和2年度の取組は、以下のとおりである。

### (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組

北朝鮮人権法は、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めている。令和2年度は、政府主催イベントとして、令和2年12月12日に、拉致問題対策本部と法務省の共催、外務省と文部科学省の後援による政府主催国際シンポジウム「グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携」を東京都千代田区において開催した。同シンポジウムでは、北朝鮮による拉致問題の実態と御家族の苦悩について、被害者の御家族からの「生の声」の訴えが行われたほか、北朝鮮問題に詳しい内外の有識者を招き、グローバルな課題としての拉致問題の解決に向けた国際連携のあり方について議論を行った。また、当該政府主催イベントの中で、中学生及び高校生を対象とする北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの表彰式を行い、加藤内閣官房長官兼拉致問題担当大臣から受賞者への表彰状の授与及び最優秀賞受賞者による作文の朗読や拉致現場視察（新潟市）の感想の発表が行われた。

さらに、同週間の周知を目的として、インターネットバナー広告、インターネットテキスト広告及び交通広告を実施し、全国の地方新聞52紙へ広告を掲載したほか、啓発週間ポスターを作成し、関係府省庁や地方公共団体と連携して、全国各地でポスターを掲出するなど、同週間にふさわしい活動に取り組んだ。



国際シンポジウム  
「グローバルな課題としての拉致問題の  
解決に向けた国際連携」



ポスター  
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」



作文コンクール表彰式

## (2) 広報媒体の活用

拉致問題対策本部は、啓発用のポスターやパンフレットの各団体への配布，政府主催の拉致問題啓発のための舞台劇公演実施，内閣府庁舎1階の啓発コーナー「拉致問題を知るひろば」の運営，映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映会開催などを行ったほか，令和2年度は，YouTube拉致問題対策本部公式動画チャンネル，拉致問題対策本部公式Twitterアカウントを開設した。

## (3) 地方公共団体・民間団体との協力

拉致問題対策本部は，地方公共団体及び民間団体との共催による啓発行事として「拉致問題を考える国民の集い」を開催したほか，地方公共団体等との共催による，映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」及びアニメ「めぐみ」・「拉致被害者御家族ビデオメッ



セージ」の上映会を開催した。また、地方公共団体と共催、法務省、外務省及び文部科学省の後援により、拉致問題啓発行事として、舞台劇「めぐみへの誓い—奪還—」を鳥取県米子市、青森県青森市において上演した。

#### (4) 学校教育における取組

文部科学省では、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立行政法人教職員支援機構が実施する人権教育指導者養成研修等において、「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が盛り込まれた趣旨を情報提供するなど、各種機会を通じて周知を図っている。

拉致問題対策本部においては、引き続き、北朝鮮人権問題啓発週間作文コンクールを実施し、令和2年度において、これまでの中学生・高校生部門に加え、英語エッセイ部門を新設した。また、平成30年度より「拉致問題に関する教員等研修」を実施しており、令和2年度においては、校長等の管理職を対象とした研修を実施した。加えて、令和元年度に引き続き、初等中等教育に携わる教員を目指す大学生を対象に、拉致問題に関する授業の指導案を作成するとともに、それらの指導案を活用した実践事例を積み重ねる「拉致問題に関する授業実践事業」を実施した。

#### (5) 海外に向けた情報発信

令和2年10月、コロナ禍の中における国際社会への発信強化のため、各国政府や国内外の被害者御家族等の協力の下、国際発信ビデオメッセージ「拉致問題解決を求める国際社会の声」を制作・発信した。

また、各国首脳・外相との会談、G7サミット・外相会合、日中韓サミット・外相会議、日米韓外相会合、ASEAN関連首脳・外相会議、国連関係会合を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきた。

米国については、トランプ大統領（当時）が、安倍内閣総理大臣（当時）からの要請を受け、平成30年6月の米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を取り上げた。

平成31年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領（当時）から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍内閣総理大臣（当時）の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会で、拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。トランプ大統領（当時）は、平成29年11月の訪日の際に続き、令和元年5月の訪日の際にも拉致被害者の御家族と面



チラシ「拉致問題啓発舞台劇公演『めぐみへの誓い—奪還—』」

会し、御家族の方々の思いのこもった訴えに熱心に耳を傾け、御家族の方々を励まし、勇気付けた。また、令和2年9月の日米電話首脳会談において、菅内閣総理大臣からトランプ大統領（当時）に対して、拉致問題の早期解決に向け果敢に取り組んでいく考えであると述べ、同問題の解決に向け、引き続きの全面的な支援を求めた。令和3年1月のバイデン大統領との電話首脳会談においても、菅内閣総理大臣から拉致問題の早期の解決に向けて理解と協力を求め、バイデン大統領から支持を得た。

その他にも、外務省では、在外公館において、各国政府関係者、報道関係者、有識者等に対し、各種広報媒体を活用し、拉致問題についての説明・啓発を行った。



国際発信ビデオメッセージ  
「拉致問題解決を求める国際社会の声」

#### (6) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めるための啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」を強調事項の一つとして掲げ、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を中心に、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、北朝鮮人権侵害問題啓発週間に当たっては、全国の地方新聞52紙への広告掲載、全国の主要路線における車内広告、インターネット広告及びポスターの作成・配布を実施し、同週間及び政府主催国際シンポジウムの開催を広く周知した。

#### (7) 国連における取組

令和2年6月には国連人権理事会、同年12月には国連総会、また、令和3年3月には国連人権理事会において、欧州連合（EU）が提出し、我が国が共同提案国となった、北朝鮮人権状況決議案が無投票採択された。特に、令和3年の国連人権理事会で採択された決議では、北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を始め、拉致問題に関してしっかりと記載されており、具体的には「拉致被害者及び家族が高齢化している中、国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を深刻な懸念をもって改めて強調」、「拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、（中略）並びに、北朝鮮が前向きな行動をとっていないことに対し深刻な懸念を表明」、「北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処、その被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報の誠実な提供、全ての拉致被害者に関する全ての問題、特に全ての日本人及び韓国人拉致被害者の即時帰国の実現を強く要求」する等の文言が含まれた。

また、令和2年12月12日（NY時間11日）には、国連安全保障理事会は非公式協議の「その他の議題（AOB）」において、北朝鮮の人権状況についての協議を行い、理事国では

ない我が国は協議には出席しなかったものの、協議後に発出された有志国による共同ステートメントに参加した。同ステートメントには、我が国に加えて、理事国（当時）7か国（米・英・仏・独・ベルギー・エストニア・ドミニカ共和国）が参加し、拉致問題の早期解決、特に拉致被害者の即時帰国を強く求めるとの内容が含まれている。

#### (8) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する適切な対応

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯	2	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

## 14 その他の人権課題

政府は、人権教育・啓発に関する基本計画に明示的に掲げられている人権課題に加え、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策を実施している。

その中には、広島・長崎の原子爆弾被爆者に関する人権問題として、被爆に関するいわれなき差別や風評被害など筆舌に尽くし難い人権問題が長年にわたり発生しているなど、唯一の戦争被爆国である我が国として、引き続きの施策強化を必要とする課題もある。

ここでは、その他の課題のうち、法務省の人権擁護機関が啓発活動の強調事項として掲げているものを取り上げ、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめた。

### (1) ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等

平成14年に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号）では、ホームレスの自立の支援等に関してはホームレスの人権に配慮することが定められている。同法は10年間の限時法として制定されたものであるが、平成24年6月にその期限が5年間延長され、更に平成29年6月に10年間延長されたところである。

また、同法に基づき、平成30年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれている。

これらも踏まえ、法務省の人権擁護機関では、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

令和3年1月31日、人権シンポジウム「震災と人権～避難所で必要とされる人権への配慮～」において、令和元年度に報道された、災害発生時に避難所を訪れたホームレスが受入れを拒否された事案を取り上げ、ホームレスに対する偏見や差別をなくすよう訴えた。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、ホームレスに関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
ホームレスに対する人権侵犯	3	1	1	3	1

（法務省人権擁護局の資料による）



## (2) 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。同性愛者、両性愛者の人々に対する性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっているが、いまだ偏見や差別が起きており、場合によっては職場を追われることさえある。

性自認（性同一性）とは、自己の性をどのように認識しているのかを示す概念である。生物学的な性と性の自己意識とが一致しない人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなどの差別を受けている。

ア 法務省の人権擁護機関では、「性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

その一環として、性的指向及び性自認（性同一性）をテーマとした啓発動画「りんごの色～LGBTを知っていますか？～」のYouTube法務省チャンネルでの配信や、啓発動画「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」の法務局・地方法務局における貸し出し等を行っている。

加えて、「LGBTに関する人権啓発リーフレット（一般向け及び子ども向け）」を全国の法務局・地方法務局等で配布するとともに、法務省ホームページに「LGBTに関する特設サイト」を開設している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、性的指向や性自認（性同一性）に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
性的指向を理由とした人権侵犯	9	8	7	9	4
性自認（性同一性）を理由とした人権侵犯	6	18	12	8	13

（法務省人権擁護局の資料による）

イ 文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」（教職員向けパンフレット）を文部科学省ホームページ（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/\\_icsFiles/afeldfile/2016/04/01/1369211\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afeldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf)）において公表するとともに、同年7月、全国の小中高等学校等に配布した。また、日本学生支援機構と文部科学省が協力の下、平成30年12月に大学等における性的指向・性自認（性同一性）の多様な在り方の理解増進に向けた啓発資料を作成し、全ての大学等に配布するとともに、令和2年度においても、

大学等の教職員が出席する会議等を通じて、学生の意思等に配慮したきめ細かな対応を依頼している。

ウ 厚生労働省では、性的指向・性自認（性同一性）を理由としたものも含め、社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を各地域に設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行っている。

また、職場における性的指向・性自認（性同一性）に関する正しい理解を促進するため、性的指向・性自認（性同一性）に関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等をまとめた事例集等を作成し、周知している。

このほか、職場におけるパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設等を内容とする改正労働施策総合推進法に基づく指針において、相手の性的指向・性自認（性同一性）に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記した。

さらに、公正な採用選考についての事業主向けパンフレット等に「LGBT等の性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨記載し、ホームページ上にも公表している。

### (3) 人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

ア 政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月）、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

令和2年5月、人身取引対策推進会議の第6回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」を決定・公表し、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

イ 出入国在留管理庁では、人身取引対策への取組を、「出入国在留管理」（出入国在留管理行政の現状についての報告書）、パンフレット及びホームページに掲載しており、

ホームページにおいては8言語で人身取引被害者の保護に必要な情報を提供している。

また、毎年実施している「不法就労外国人対策キャンペーン月間」において、不法就労防止への協力を呼び掛けるリーフレットを作成し、法務省ホームページに掲載するとともに、関係機関等に配布するなどの広報活動を実施して、不法就労対策を通じた人身取引防止のための啓発活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、「人身取引をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合は、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。

人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人身取引に関する人権侵犯	0	0	0	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

ウ 外務省では、被害者の我が国への入国を未然に防止する観点から、在外公館等における査証審査を厳格に行っている。また、外務省ホームページ上で「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」についての広報活動を実施している。

さらに、平成16年以降、関係省庁から構成される「人身取引対策に関する政府協議調査団」を延べ27か国・地域に派遣し、派遣先の政府関係機関、国際機関現地事務所及び現地NGO等との意見交換を通じて、人身取引の被害実態、訴追・保護への取組、課題等を双方で把握し、連携を強化している（令和2年度についてはコロナ禍のため同調査団の派遣は実施していない。）。

加えて、我が国で認知された外国人人身取引被害者に対しては、国際移住機関（IOM）への拠出を通じ、人身取引被害者の帰国支援及び帰国後の社会復帰支援事業（就労・職業支援、医療費の提供等）を行っており、平成17年5月1日以降令和3年3月31日までに、計343人の被害者が同事業により母国への安全な帰国を果たした。

そのほか、外国人被害者の相談窓口等を記載した警察庁作成の多言語対応リーフレットを在京大使館及び各国に所在する在外公館に配布し、人身取引の啓発と被害者の認知促進に努めている。

エ 内閣府では、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専門学校等、日本旅行業協会、国際移住機関（IOM）、その他関係機関に配布し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施した。

オ 警察庁では、人身取引被害の警察等への連絡を呼



ポスター「人身取引対策」



び掛けるリーフレットを多言語で作成し、人身取引被害者等の目に触れやすいところへ配布するとともに、NGOと意見交換しながら人身取引の実態を分かりやすく示した資料を作成し、リーフレットとともに警察庁ウェブサイトに掲載している。

また、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名による人身取引事犯等に関する通報を受け付ける「匿名通報事業」(<https://www.tokumei24.jp/>)を運用している。

カ 厚生労働省では、人身取引対策行動計画2014に基づき、婦人相談所において、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重した支援を実施している。

キ 法務省の人権擁護機関では、平成27年10月から、人権侵犯事件の調査救済手続において、男性を含めた人身取引被害者に対し、緊急避難措置として宿泊施設を提供する制度を運用している。



リーフレット「人身取引対策」

#### (4) 東日本大震災に伴う人権問題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、死者1万5,899人、行方不明者2,526人、負傷者6,167人の甚大な人的被害が生じたほか、全・半壊建物は40万5,117戸にも及ぶ（令和3年3月10日警察庁緊急災害警備本部広報資料による。）未曾有の大災害である。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとした。東日本大震災による避難者は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心に令和3年3月10日時点で約4万988人に及んでいる（復興庁調べ）。

##### ア 避難生活における啓発等

(ア) 法務省の人権擁護機関では、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、シンポジウムの開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

令和3年1月31日には、人権シンポジウム「震災と人権～避難所で必要とされる人権への配慮～」をオンラインにより開催した。

また、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権問題の発生を防止するため、仮設住宅等を訪問するなどして、被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずることとしている。





人権侵犯事件数（開始件数）	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
東日本大震災に起因する人権侵犯	5	5	1	0	0

（法務省人権擁護局の資料による）

- (イ) 内閣府では、令和2年度、福島県において、女性の悩みや女性に対する暴力等に関する相談に対応するため「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」を実施した。
- (ウ) 文部科学省では、被災した子どもの心のケア等への対応のため、学校などにスクールカウンセラー等を派遣するために必要な経費を支援している。令和2年度予算においても、被災自治体の要望を踏まえ、スクールカウンセラー等を派遣するために必要な措置をしている。

## イ 原発事故に伴う風評被害等

- (ア) 東日本大震災から10年が経過したが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見、差別は今なお懸念されている。

法務省の人権擁護機関では、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、東日本大震災に伴って生起する様々な人権問題について対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、文部科学省が小・中・高等学校等向けの資料として作成している放射能副読本について、法務省ホームページにおいても周知するほか、各種人権啓発活動を実施している。

- (イ) 文部科学省では、神奈川県横浜市などで原子力発電所事故により避難している児童生徒がいじめに遭い、学校等が適切な対応を行わなかった事案を受けて、平成28年12月、被災児童生徒を受け入れる学校に対して、①原発事故の避難者である児童生徒を含め、被災児童生徒へのいじめの有無等の確認を行うこと、②被災児童生徒に対して、心のケアなど、日常的に格別の配慮を行うことなどの対応を求める通知を発出した。また、平成29年3月、「国のいじめ防止基本方針」を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを新たに盛り込み、教職員に対して適切な対応を求めている。さらに、平成29年4月11日、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者、地域住民、教育委員会等の職員、学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。令和2年度においては、引き続き、各教育委員会等の生徒指導担当者等を対象としたいじめに関する行政説明の開催等を通じて、上記の内容を含め、各教育委員会・学校等に対し、被災児童生徒へのいじめに対する適切な対応を求めた。

また、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、放射線副読本を全国の小・中・高等学校等に配布した。この中では、避難児童生徒に対する差別やいじめを防止する内容を充実させている。



## トピックス

## 「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

企業活動のグローバル化が進む中、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっています。国連の場では、平成23年の第17回国連人権理事会（※）で、人権を保護する国家の義務や人権を尊重する企業の責任、ビジネス関連の人権侵害に関する救済へのアクセスについての原則を示した「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」（以下「指導原則」という。）が全会一致で支持されました。「指導原則」は、企業活動における人権尊重の指針として用いられています。

平成27年に国連で、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals）」）が定められた際にも、「指導原則」遵守の重要性が確認されており、投資家、市民社会、消費者からも企業に人権尊重を求める意識が高まってきており、企業は、人権を尊重した行動をとることが求められてきています。

このように「ビジネスと人権」に対する国内外の関心が高まる中、平成28年、日本政府は「指導原則」の着実な履行の一つとして、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定することを決定しました。本行動計画の策定は、SDGsの達成に向けた主要な取組の一つとしても位置付けられており、令和元年12月に決定された「SDGs実施指針改定版」に行動計画を策定していくことを明記しています。SDGsに取り組む上でも、企業は人権を尊重した行動をとることが求められています。

行動計画策定の第一段階として、平成30年に、関係する全府省庁が参加する形で、企業活動に関連する我が国の法制度や施策等の現状把握を行いました。その上で、実態を把握するため、経済界、労働界、法曹界、市民社会等の代表的な組織の参加を得て、計10回の意見交換会を実施し、その結果を報告書に取りまとめました。

令和元年、行動計画の策定に向けて、関係府省庁間の調整を図る連絡会議を設置しました。また、幅広い意見を聴取することを目的として、諮問委員会及び作業部会を設置し、経済界、労働界、法曹界、学識経験者、市民社会、消費者団体等のほか、更には海外の有識者の間での議論等を通じ、令和元年7月に行動計画に盛り込む優先分野を特定しました。令和2年2月には、行動計画の原案を作成し、同年2月17日から1か月間、パブリックコメントを募集しました。これら様々な意見も踏まえ、令和2年10月、関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

行動計画では、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権

への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）導入促進への期待が表明されています。

行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発については、行動計画においても、全府省庁で行っていくと記載されており、各省庁で実施を図っていきます。例えば、ジュネーブで開催された国連ビジネスと人権フォーラムといった国際場裡や、経済団体、国際機関やステークホルダー団体が開催した会合などにおいて、行動計画の周知を行ってきています。また、外務省では、「ビジネスと人権」関連情報を紹介するポータルサイトを立ち上げ、「ビジネスと人権」の周知を目的とした啓発資料「誰一人取り残さない社会に向けて」、「指導原則」広報動画、行動計画広報動画（日英）などを配信して、企業活動における人権尊重の促進を図っています。

法務省の人権擁護機関においても、企業関係者等を対象に、行動計画に基づく企業行動が国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業価値の向上に寄与することの理解を促進するとともに、人権的視点に立った企業活動を促すため、各種取組を実施しています。令和2年12月4日には、内閣府政府広報室との共催により、オンラインシンポジウム『「ビジネスと人権～企業に求められる人権に配慮した行動～」in茨城』を開催し、SDGs及び行動計画についての基調講演や企業における取組例の紹介、SDGsと行動計画に取り組むことで企業価値及び国際競争力を向上させるためのパネルディスカッションを行いました。また、企業担当者等の「ビジネスと人権」に関する理解を深めるとともに、企業担当者等が企業内において、従業員等を対象に「ビジネスと人権」をテーマとする研修を実施することができるよう、啓発資料「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」を作成、公表しました。そのほか、全国の法務局・地方法務局において、企業等からの要望に応じて、講師として人権擁護委員や法務局職員を派遣して人権研修を実施したり、企業内で問題となることの多い人権課題（ハラスメントや性的指向・性自認（性同一性）、障害のある人、外国人等）について、ドラマ形式で分かりやすく紹介した啓発動画及び啓発冊子「企業と人権～職場からつくる人権尊重社会」を始め、各種人権啓発資料の配信・配布等を行ったりするなど、「ビジネスと人権」に取り組む企業等を支援する取組を実施しています。

令和3年は、「指導原則」採択10周年に当たり、国際社会においても、「ビジネスと人権」がますます注目される中、我が国においては、行動計画の実施や周知を通じて、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業行動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の企業価値と国際競争力の向上、そしてSDGs達成への貢献を図ってまいります。

※国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として平成18年にスイス・ジュネーブに設置されました。



(参考) ビジネスと人権情報ポータルサイト (外務省HP)



「ビジネスと人権」に関する行動計画



冊子「誰一人取り残さない社会に向けて」



冊子「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」

## トピックス

### 職場におけるハラスメント防止対策の推進

パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる許されない行為です。特に、職場におけるパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等に設けた総合労働相談コーナーに寄せられた職場のいじめ・嫌がらせに関する相談が増加を続けるなど、社会問題として顕在化しています。

このような背景を踏まえ、令和2年6月、女性活躍推進法等一部改正法の施行により、職場におけるパワーハラスメントの防止措置が義務化されました（中小事業主は令和4年3月31日まで努力義務）。併せて、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、労働者が事業主に職場におけるハラスメントに関する相談をしたこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等が盛り込まれるなど、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

厚生労働省では、改正法の周知を図るとともに、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止措置が徹底されるよう、事業主への周知を行っています。また、法律に基づく措置を講じていない事業主に対しては、都道府県労働局において助言・指導等を適切に行っており、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には、円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行っています。併せて、職場におけるハラスメントの防止対策を促進するため、ハラスメント総合情報ポータルサイトの運営やリーフレット等による周知啓発を実施しています。



パンフレット「事業主の皆さまへ」

# 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

## 1 研修

### (1) 検察職員

検察職員に対しては、経験年数に応じて実施する各種研修において、人権等に関する講義を実施しているほか、日常業務における上司による指導等を通じ、基本的人権を尊重した検察活動の徹底を図っている。

令和2年度の研修としては、新任検事を対象とした「新任検事研修」や任官後おおむね3年前後の検事を対象とした「検事一般研修」等において、犯罪被害者や被疑者・被告人等の人権に関する講義及び国際人権関係条約に関する講義等を実施した。

### (2) 矯正施設職員

初任研修課程及び任用研修課程等において、新採用職員、幹部職員等に対し、被収容者の権利保障・国際準則等、人権啓発、個人情報保護、犯罪被害者の人権、セクシュアルハラスメント等に係る講義を実施しているほか、憲法、成人矯正法等の講義においても人権に関する視点を取り入れている。

また、令和2年度は、専門研修課程において、矯正施設で勤務し、被収容者の処遇等に従事する職員に対し、相手の立場に立ち、相手の気持ちを考えながら冷静な対応ができる能力を習得させるとの観点から、民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修を行った（「アンダー・マネジメント」研修：刑事施設の中間監督者及び少年院の専門官等31人）。

さらに、参加した研修員を講師として所属する矯正施設においても自庁研修を実施した。

このほか、各矯正施設においては、事例研究、ロールプレイング等の実務に即した自庁研修を行うなど、職員の人権意識の向上に努めている。

### (3) 更生保護官署関係職員

更生保護官署関係職員を対象として、在職年数等に応じて実施している各種研修において、保護観察官に対しては、犯罪被害者及び保護観察等対象者等の人権等に関する講義を、社会復帰調整官に対しては、犯罪被害者及び医療観察対象者の人権等に関する講義を、それぞれ実施しており、令和2年度は延べ135人に対して、人権に関する講義を実施した。

保護観察所が実施している全ての保護司を対象とした地域別定例研修や保護司として

の経験年数等に応じた各種研修においても、保護観察等の処遇の場面で人権や個人情報の取扱い等に配慮するよう啓発に努めている。

#### (4) 出入国在留管理関係職員

出入国在留管理庁関係職員を対象に、在職年数等に応じて実施している出入国在留管理庁関係職員研修において、基本的人権の尊重、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義科目を設置しており、令和2年度は、402人が参加した。

また、各地方出入国在留管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資することを目的に、人権に関する諸条約等についての講義を実施している。

さらに、人身取引及び配偶者からの暴力（DV）事案を取り扱う中堅職員を対象に、これら事案に対する知識、技術及び課題等を学ぶ、人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修を実施している。

人権研修並びに人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修については、令和2年度は、合計46人が受講した。

#### (5) 教師・社会教育関係職員

独立行政法人教職員支援機構及び各都道府県等において、人権尊重意識を高めるための研修を実施している。

また、社会教育主事講習において人権問題を取り上げ、人権問題に関する正しい知識を持った社会教育主事の養成を図っている。令和2年度は、全国6か所（計8講習）の大学その他の教育機関に社会教育主事講習を委嘱した。

#### (6) 医療関係者

厚生労働省では、医療関係者の養成課程において、人の尊厳を幅広く理解するための教育内容を含めることを求めるなど、患者等の人権を十分に尊重するという意識・態度の育成を図った。

#### (7) 福祉関係職員

主任児童委員を対象に、地域住民や関係機関との連携について考える研修等を実施することで、人権の尊重等についての理解を深めている。

また、児童福祉関係施設における子どもの人権を尊重した支援を充実させるため、国立武蔵野学院附属人材育成センターにおいて研修を行った。

虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実については、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）」、「西日本こども研修センター



あかし」において、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修を行うとともに、平成28年児童福祉法等改正法により、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている。

#### (8) 海上保安官

海上保安庁では、海上保安大学校等における初任者教育及び職員に対する再研修において、人権に関する教育を行っている。令和2年度は、983人が受講した。

#### (9) 労働行政関係職員

厚生労働省では、職員の職位に応じて行われる中央研修において、部落差別（同和問題）等を中心とする人権の講義を実施している。令和2年度は、287人が受講した。

#### (10) 消防職員

消防庁消防大学校では、消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義を実施している。令和2年度は、248人が受講した。

#### (11) 警察職員

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を行うとともに、基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を行っている。

#### (12) 自衛官

防衛省では、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚学校、陸・海・空の各自衛隊幹部学校等の各教育課程において、自衛官になるべき者や自衛官に対して、有事における捕虜等の人権を保護するため、「戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約」（明治41年条約第1号。以下「ジュネーヴ条約」という。）その他の国際人道法に関する教育を実施している。このうち、防衛研究所や統合幕僚学校では、ジュネーヴ条約その他の国際人道法に精通した部外講師による講演を実施している。令和2年度は、約3万1,000人が履修した。

また、ジュネーヴ条約その他の捕虜等の取扱いに係る国際人道法の適切な実施を確保するため、捕虜等取扱い訓練を実施しており「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」（平成16年法律第117号）等に基づく業務要領について演練し、捕虜等の取扱いについての知識、技能の向上を図っている。令和2年度は、約170人が参加した。

(13) 公務員全般

ア 法務省では、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。令和2年度は、「ハンセン病患者・元患者とその家族の人権」をテーマとして、令和2年11月2日から12月28日までの期間、リモート研修形式にて実施し、合計1,836人が受講した。

また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している（101頁参照）。

イ 人事院では、新規採用職員を対象とする「初任行政研修」等の全府省庁の職員を対象に実施している役職段階別研修において、児童、高齢者、障害のある人等の人権課題をカリキュラムに取り入れて行った。また、法務省が作成した啓発冊子「人権の擁護」を配布するとともに、その際、人権一般に対する認識を更に深めるよう指導を行った。

ウ 外務省では、令和2年度は、新入省員、中堅職員、課室長幹部職員及び在外公館赴任予定者等を対象とした各種研修の中で人権問題等に関する講義を行い、658人が受講した。また、他府省庁からの出向者を対象とした各種研修の中でも人権問題に関する講義を行い、270人が受講した。また、在外公館警備対策官として赴任する予定の他府省庁等職員を対象として、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（平成26年条約第2号。以下「ハーグ条約」という。）に関する講義を行っており、令和2年度は91人が受講した。

加えて、在外公館の領事担当官及び在外公館で領事を担当する予定の赴任予定者に対し、領事初任者研修の中でハーグ条約に関する講義、DV被害者対応に関する講義及び人身取引問題に関する講義を行った。令和2年度は、175人が受講した。

エ 自治大学校では、地方公共団体の幹部となる地方公務員の政策形成能力等を総合的に養成することを目的に高度な研修を行っているが、令和2年度の人権教育については、2課程の課目の中で実施した。令和2年度は、79人が受講した。

## 2 国の他の機関との協力

裁判官の研修を実施している司法研修所では、裁判官に対する研修の際に人権問題に関する各種講義等を設定している。令和2年度は、145人が受講した。

なお、上記研修を実施するに当たり、法務省等から講師を派遣するなどの協力を行った事例もある。

# 総合的かつ効果的な推進体制等

## 1 実施主体の強化及び周知度の向上

### (1) 実施主体の強化

人権啓発を効果的に推進するためには、人権啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって強化していく必要があるが、特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、全国に約1万4,000人配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠である。

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るためには人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備していく必要がある。

### (2) 周知度の向上

法務省では、法務省の人権擁護機関の周知を図るなどの目的のため、啓発冊子「人権の擁護」並びに人権擁護委員の活動と役割を分かりやすく説明したリーフレット「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」及び冊子「あなたも人権擁護委員として活躍してみませんか？」を作成し、人権週間や人権擁護委員の日を中心に講演会等で配布するなど、周知活動の強化を図っている。

また、法務省の人権擁護機関による調査救済制度等を周知するためのリーフレット「法務局による相談・救済制度のご案内」を配布し、調査救済制度等の周知を図った。



啓発冊子  
「令和2年度版 人権の擁護」



冊子「あなたも人権擁護委員として活躍してみませんか？」





リーフレット  
「人権擁護委員 あなたの街の相談パートナー」



リーフレット  
「法務局による相談・救済制度のご案内」

## 2 実施主体間の連携

### (1) 人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会

平成12年9月25日、関係省庁事務次官等申合せにより、各府省庁等の教育・啓発活動について情報を交換し、連絡するための場として、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を設置した。

例年、幹事会を開催するなどして、実施した教育・啓発活動や効果検証の方法等についての情報交換を行うなどしている。

### (2) 人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省では、平成12年9月までに「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を都道府県単位（北海道については、法務局及び地方法務局の管轄区域単位）に設置し、さらに、平成20年3月までに市町村、人権擁護委員協議会等を構成員とする「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を全国193か所に設置した。これらのネットワーク協議会を利用して、国、地方公共団体、人権擁護委員組織体及びその他の人権啓発の実施主体が、それぞれの役割に応じて相互に連携・協力することにより、各種の人権啓発活動の



効率的かつ効果的な実施に努めている。

### (3) 文部科学省と法務省の連携

法務省の人権擁護機関が実施する人権教室、啓発教材の活用や、「子どもの人権SOSミニレター」・「外国語人権相談ダイヤル」等の相談事業について、文部科学省の協力を得て学校現場に周知するなど、学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化を図っている。

### (4) スポーツ組織との連携・協力

法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想を若年層に普及させるため、フェアプレーの精神等をモットーとし、青少年層や地域社会において世代を超えた大きな影響力を有するJリーグ加盟クラブ、プロ野球球団等のスポーツ組織と連携・協力を行っており、スタジアムにおける各種人権啓発活動、人権スポーツ教室や1日人権擁護委員イベントへの選手派遣等、ファン・サポーターへの人権啓発において連携を図っている。

### (5) 民間企業等と連携・協力した啓発活動

法務省の人権擁護機関では、民間企業等と連携した人権啓発活動を実施している。

青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施しているほか、経済3団体（日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所）を中心に設立された「オリンピック・パラリンピック等経済界協議会」や社会福祉協議会と連携し、車椅子体験、パラリンピアンによる講話、障害者スポーツ体験（ボッチャ、車椅子バスケットボール等）などと、障害のある人の人権や「心のバリアフリー」について人権擁護委員が講話をする人権教室とを組み合わせた人権啓発活動を実施している。

また、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体に委託して、民間企業、学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動を実施している。

## 3 担当者の育成

### (1) 人権啓発指導者養成研修会

法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権啓発行政に携わる職員を対象として、指導者として必要な知識やスキルを習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を実施している。

令和2年度は、10月1日から12月28日までの期間、リモート研修形式にて実施し、合

計700人が受講した。

## (2) 人権擁護事務担当職員，人権擁護委員に対する研修

法務省では，初等科，中等科等の一般研修はもとより，人権擁護事務に従事する際の人権擁護事務担当職員実務研修，調査救済事務担当者研修を始め，法務局・地方法務局の人権擁護課長，支局長等を対象に専門科研修等を実施し，人権擁護行政に携わる職員の養成をしている。

人権擁護委員に対しては，新任委員に対する委嘱時研修を始め，初委嘱後6か月以内の委員を対象とした第一次研修，初委嘱後2年以内の委員を対象とした第二次研修，初めて再委嘱されて1年以内の委員を対象とした第三次研修を通じて，人権擁護委員としての職務遂行に必要な知識及び技能の習得を図っている。また，同和問題講習会及び男女共同参画問題研修も実施している。

さらに，人権擁護委員組織体における指導者を養成するため，人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員に対し，その職務の遂行に必要な高度な人権相談技法，人権啓発手法，人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施している。

このほかにも，人権擁護委員が組織する都道府県人権擁護委員連合会や人権擁護委員協議会等が中心となり，自主的に各種研修会を企画し，実施している。

## (3) 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修

厚生労働省では，「公正採用選考人権啓発推進員」に対し，研修会を開催し，また，従業員の採用選考に影響力のある企業トップクラスに対し，「事業所における公正な採用選考システムの確立」について研修会を開催した。

なお，新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため，集合型の研修を中止した各労働局及びハローワークにおいては，資料送付や各労働局及びハローワークのホームページへ解説動画を掲載する等の代替措置を実施した。

## 4 人権教育啓発推進センターの充実

人権教育啓発推進センター（12頁参照）は，民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすため，法務省，地方公共団体等からの委託事業のほか，情報誌「アイユ」の刊行，ホームページによる情報提供，各種人権啓発パンフレットの作成，地方公共団体・企業等を対象とした研修の受託業務等の独自の事業を行っている。同センター主催の研修として，令和2年度は，人権講座を4回開催したほか，各種セミナーを開催した。

また、地方公共団体、各種研究団体等で制作した書籍・図画・ビデオ等を収集・購入し、同センター内に設置した、人権ライブラリーにおいて、これら書籍・図画・ビデオ等を貸し出すなどの提供を行っている。

さらに、国及び地方公共団体等から提供された人権教育・啓発に関する各種情報・資料等を収集・整理し、利用者が検索・利用できるよう、人権ライブラリーのホームページ(<https://www.jinken-library.jp/>)を通じて情報提供を行っている。

## 5 マスメディアの活用及びインターネット等IT関連技術の活用等

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアやインターネットといった様々な媒体を活用し、DVやいわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等を含む女性の人権問題、児童虐待やいじめを始めとする子どもの人権問題、新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題、SNSなどインターネット上での誹謗中傷等について啓発広報を行った。また、「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」、「法テラス」等、各種人権相談窓口についても広く周知した。

## 6 民間のアイデアの活用

法務省では、人権教育啓発推進センター（12頁参照）に対し、人権啓発活動の推進に効果的な啓発教材の作成、啓発動画の制作、人権シンポジウムの開催等、各種の人権啓発活動事業を委託するとともに、ポスター等の作成に当たっては、民間の制作会社の意見を取り入れるなどしている。

また、地方公共団体等を対象とする人権啓発指導者養成研修会や法務局・地方法務局の人権担当者に対する研修等において、民間から各人権課題に関する専門家等を講師として招き、講義等を行っている。

加えて、「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「ユニバーサル社会」を実現するため、民間企業や学校、障害者団体等と連携した人権啓発活動である「人権ユニバーサル事業」を地方公共団体への委託により実施している。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別をなくすための啓発キャンペーンにおいて、SNS事業者と連携し、当該事業者のアイデアにより、著名なクリエイターによる人権啓発動画の作成及び発信を行っている。





# 第2章

---

## 人権教育・啓発 基本計画の推進

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、人権に関する各般の施策が講じられてきた。平成6年、国連総会において、平成7年から平成16年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定した。また、平成8年12月に5年間の時限立法として制定された「人権擁護施策推進法」（平成8年法律第120号）に基づいて、法務省に「人権擁護推進審議会」が設置され、平成11年7月、同審議会は「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について答申を行った。

政府は、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施した。平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）が施行され、平成14年3月、同法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定した（平成23年4月1日一部変更）。同基本計画は、「広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要がある、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定」されたものであり、策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見の聴取が行われた。以後、政府は、同基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

人権教育・啓発に関する基本計画においては、「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる」とされ、人権課題として、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等が掲げられるとともに、「以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う」とされている。これを踏まえて、政府は、明示的に掲げられている人権課題に対する対策はもとより、それ以外の人権課題についても、必要な施策を講じており、本報告においては、ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等（84頁参照）、性的指向・性自認（性同一性）に関する人権（85頁参照）、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯への適切な対応（86頁参照）並びに東日本大震災に伴う人権問題（88頁参照）に関する施策について報告している。また、新型コロナウイルス感染症に関連して発生した、感染者・濃厚接触者や医療従事者、その家族等に対する偏見・差別の問題や、自粛生活におけるDVや虐待といった様々な人権問題について、各府省庁が連携して対策に

当たっているところ、その内容を「特集」として取りまとめ、報告している（109頁参照）。

政府は、今後も、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努め、本報告に係る人権課題に対する人権教育・啓発に関する施策を推進するとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応し、新たに生起する人権課題についても、それぞれの問題状況に応じその解決に資する人権教育・啓発に関する施策を実施していく。

併せて、そのような取組について、引き続き、適切な現状分析と効果検証を実施し、その結果を踏まえて不断の見直しを行い、一層効果的な人権教育及び啓発に関わる施策の推進に努めていくこととする。





# 特集

---

新型コロナウイルス感染症に関連して  
発生した人権問題への対応

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする、様々な人権問題が発生している。

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」は、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日）において「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許され」ないとした。その後の累次の提言においては、「医療機関や高齢者福祉施設等で、大規模な施設内感染事例が発生し、医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が広がっている。こうした影響が、医療・福祉従事者本人のみならず、その家族に対しても及び、子どもの通園・通学を拒まれる事例も生じている。また、物流など社会機能の維持に必要とされる職業に従事する人々に対しても、同様の事例がみられる。さらに、こうした風潮の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した著名人などが、「謝罪」を行う事例もみられる」、「こうした偏見や差別は、感染者やその家族の日常生活を困難にするだけでなく」、「感染者やその家族に過度な不安や恐怖を抱かせ」、「感染した事実を表面化させることについて、本人が躊躇したり、周囲の者から咎められたりする事態に及び、そのために周囲への感染の報告や検知を遅らせ、それによって更なる感染の拡大につながりかね」ず、「医療・福祉従事者などの社会を支える人々のモチベーションを下げ、休職や離職を助長し、医療崩壊や、物流の停止などといった極めて大きな問題につながりかねない」等の指摘がされた。さらに、「感染から回復された方、その濃厚接触者だった方に対して、学校や職場が理解を示さず、速やかな復帰ができない事例が報告されている」ことを受けて、社会経済活動と感染拡大防止の両立を阻む偏見と差別は絶対にあってはならないものであるとした上で、国等に対し、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、疾患に対する正しい認識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むことを求めた。

また、同提言では、対策が長期化する中、市民生活や経済社会への影響を考慮するとともに、対策と並行して対応していかなければならない社会的課題にも目を配っていくべきとの指摘もされており、感染拡大防止に配慮しつつ適切な支援が提供されるよう必要な措置を講じていくべき課題として「長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者からの暴力や児童虐待」、「感染者やその家族、医療従事者等に対する差別や風評被害」などが挙げられている。

令和2年9月には、新型コロナウイルスに感染した者やその濃厚接触者、医療従事者等に対する偏見・差別等の実態把握や啓発の在り方等を検討するため、「新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会」の下に「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）が設置された。ワーキンググループでは、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別等の実態を把握するために様々な関係団体・機関からヒアリング等が行われ、その結果、医療機関・介護施設や医療・介護従事者及びその家族等に対する差別的な言動、学校や学校関係者等

に対する差別的な言動、勤務先に関連する偏見・差別等の行為、インターネットやSNS上での差別的な言動、個人に関連する情報を含む詳細な報道など、様々な場所で様々な態様による差別的な言動が発生していたことが明らかとなった。令和2年11月、ワーキンググループは、ヒアリング等によって把握した偏見・差別等の実態とそれに関する関係者の取組、そこから考察できる論点及び国や地方自治体、関係団体・NPO等が今後更なる取組を進めるに当たって踏まえるべきポイントを取りまとめ、公表した。

令和3年2月3日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正特措法」という。）が成立し、4月1日施行に係るものを除き3月13日に施行された。改正特措法においては、新たに、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等の患者等（「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」）に対する差別的取扱いの防止に係る、国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられた。政府は、この規定も踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型コロナウイルス感染症患者等に対する相談支援並びに新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこととしている。

政府は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。累次変更あり。以下「基本的対処方針」という。）において、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって準拠となるべき統一的指針を示しているところ、ワーキンググループによる議論の取りまとめや改正特措法等を受け、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として「感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ」を行うこと、「新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（[corona.go.jp](https://corona.go.jp)）等を活用し、地方公共団体や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化すること」、「感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化すること」、「悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知すること」、「新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報公表の在り方に関して、改めて政府としての統一的な考え方を整理すること。また、情報の公表に当たっては、個人情報の保護に留意すること」、「クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信すること」、「新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等必要な取組を実施する」こと、「海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する」こと

を掲げ、さらに、対策が長期化する中で生ずる様々な社会的課題への対応として、「長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等」、「情報公開と人権との協調への配慮」等も掲げ、各種の取組及び適切な支援を行うこととしている。

令和2年度における取組は、以下のとおりである。

**(1) 感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止に向けた注意喚起・啓発・教育**

新型コロナウイルス感染症流行の早期には、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客・乗員、さらに最前線で感染者の治療にあたってきた医療従事者やその家族等に対する偏見・差別等の行為が発生した。特に、医療従事者については、偏見・差別等の行為による医療従事者らの離職等が医療機関の機能不全の原因となるおそれが懸念された。その後も、感染者の存在やクラスター発生を公表した学校、事業所、保育所や介護施設等の関係者らへの差別的言動の事例や、感染症の流行が拡大している地域の住民、そこからの帰省者や来訪者への差別的な言動の事例等が散見された。

新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねない。

このような行為を防止するため、ワーキンググループによる議論のとりまとめや改正特措法第13条第2項の規定等を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、関係省庁において、各種の取組を実施した。

ア 内閣官房においては、政府広報等により、医療従事者をはじめとする関係者への人権上の配慮を呼びかけるテレビスポットCMや、偏見・差別に関する取組についての国務大臣動画メッセージのホームページ掲載等を実施した。

イ 厚生労働省においては、ホームページ上に、日本赤十字社の差別や偏見防止に関する資料、医療従事者向けの感謝のポスターのほか、一般の方向けの啓発資料を示している。また、医療従事者等の子どもに対する保育所などにおける預かりの拒否等に関して、医療従事者等は感染防御を十分に行った上で対策や治療に当たっていること、市町村等においては医療従事者等の子どもに対する偏見・差別が生じないよう十分配慮することを徹底する事務連絡を令和2年4月に発出している。

また、令和2年12月4日より、『「#（ハッシュタグ）広がれありがとうの輪」プロジェクト』を開始し、感染予防の徹底と、医療従事者を始め、感染者やその周囲の方々に対する偏見・差別の解消を図るための情報発信の取組を開始しており、賛同いただく組織、個人の皆様とつながり、一丸となり推し進めている。

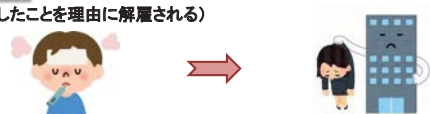


**新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！**  
(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部改正する法律 令和3年2月13日施行)


新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

**事例**


(感染したことを理由に解雇される)




(回復しているのに出社を拒否される)



(病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される)



(感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する)



(感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する)



(無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される)



特措法改正では、感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。  
 国や地方公共団体は、新型コロナに関する差別的取扱い等の実態把握や啓発活動を行います。

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第5号) (抄)  
(令和3年2月13日施行)  
(知職の普及等)

第13条  
 2 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症等対策を実施するに当たっては、新型コロナウイルス等起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をするを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型コロナウイルス等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型コロナウイルス等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型コロナウイルス等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型コロナウイルス等患者等に対する相談支援並びに新型コロナウイルス等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型コロナウイルス等患者等であること又は新型コロナウイルス等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型コロナウイルス等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス等患者等の権利利益を侵害する行為

リーフレット「新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！」

厚生労働省

感染症と闘ってくれている  
医療関係者の皆さん、ありがとう。



感染が怖い…。  
それは医療関係者も同じ。  
それでもみんなの命を守るため、  
新型コロナウイルスと闘ってくれている人々に、  
みんなで感謝とエールを  
送れる社会でありたいですね。

知らないうちに、拡めちゃうから。  
STOP! 感染拡大  
— COVID-19 —

ポスター「医療従事者応援ポスター」



#広がれありがとうの輪  
**STOP! 感染拡大**  
 — COVID-19 —

ロゴ「#広がれありがとうの輪」

ウ 法務省の人権擁護機関では、令和2年2月以降、ホームページやSNS、インターネットバナー広告、コロナ差別防止を呼びかけるキャッチフレーズを記載したバックパネルなど様々な媒体を用いて、感染者・濃厚接触者や医療従事者、その家族等に対し、

誤解や偏見に基づく差別を行わないよう、繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知等を行った。また、法務大臣から、このような不当な差別は許されるものではないこと、自粛生活の中で懸念されるDVや虐待を含め、被害にあった場合には人権の相談窓口を活用してほしい旨のビデオメッセージを発信するとともに、人権教育啓発推進センターが実施する「STOP！コロナ差別キャンペーン」との連携や、各種スポーツ団体や地方公共団体からSNSや広報誌による広報への協力を得るなどして広く周知した。

令和2年7月には、有識者による新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会を実施し、その内容について、特設サイト (<https://www.jinken-library.jp/corona2020/>) を開設して周知したほか、全国紙、地方紙及び雑誌への掲載、オンライン記事の配信、ラジオ広報、リーフレットの作成・配布など、各種媒体による啓発広報を行った。

さらに、第72回人権週間の実施に当たり、法務大臣から、改めてコロナ禍における人権尊重の重要性についてメッセージを発出するとともに、東京都内主要駅構内において、デジタルサイネージを活用した広告、インターネット動画広告を実施した。

加えて、令和3年3月、「不安を差別につなげちゃいけない。」をキャッチフレーズとした新型コロナウイルス感染症関連人権啓発キャンペーンを実施し、尾身茂新型コロナウイルス感染症対策分科会会長によるメッセージ動画を作成し、特設サイト ([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html)) や公式SNSでの配信に加え、リーフレットの作成・配布、屋外大型ビジョン、電車内・駅構内のサイネージ、ラジオ、雑誌等、各種媒体を活用した広告を展開するとともに、厚生労働省と連携して、同省主唱の「#広がれありがとうの輪」プロジェクト及び賛同企業・団体の取組について更なる周知を図った。

このほか、全国の法務局・地方法務局において、新型コロナウイルス感染症に関連した差別等言動を行わないよう呼びかける横断幕等を掲出するなど、市民運動「シトラスリボンプロジェクト」とも連携しつつ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた人権啓発活動を行った。

また、特にインターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷等については、児童やその保護者を対象とした啓発冊子や啓発動画の配布・配信、人権教室の実施のほか、総務省及びSNS事業者団体である「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」と共同して、「#No Heart No SNS (ハートがなけりゃSNSじゃない!）」(ノーハート ノーエヌエヌエヌ) をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイト (<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>) を開設したり、新聞広告、インターネット動画広告、東京都主要駅構内におけるデジタルサイネージを活用した広告を実施したりして、繰り返し、人権に配慮した適切なSNS利用を呼びかけ、相談窓口等を周知するなど、取組を強化した。



リーフレット  
「新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会」



法務局における懸垂幕の掲出



リーフレット  
「不安を差別につなげちゃいけない。」

エ 文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症に関連した児童生徒等に対する差別や偏見を防止するため、各都道府県教育委員会等に通知を発出し、適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行うことなどを通じて、生徒指導上の配慮等を十分に行うことなどを周知するとともに、令和2年8月には新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見・差別は許されないことなどを内容とする児童生徒等向け、教職員向け、保護者・地域住民向けの大目メッセージを発出した。

また、インターネット上のトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実に向けて、教員向け指導資料の作成や児童生徒向け啓発資料の作成等を行うとともに、子どもたちが新型コロナウイルス感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるための啓発動画等を作成し、周知した。

(2) 偏見・差別等に関する相談、SNS等における誹謗中傷等への対応

厚生労働省においては、都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーで職場におけるいじめ・嫌がらせなどの相談を受け付けている。また、顧客等からの著しい迷惑行為については、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止のための指針において、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を記載し、周



知啓発を行っている。併せて、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性がある旨をホームページに掲載し、関係団体に周知を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する相談を受け付けており、新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談も寄せられている。また、人権擁護機関では、人権侵害事件の調査救済活動として、被害者からの申告等を受け、事案の調査及び適切な措置（「調整」、「援助」、「勧告」など）を実施している。人権侵害事件の中には、インターネット上の書き込みによる名誉毀損やプライバシー侵害といったものもあり、そのような場合の対応として、警察窓口の紹介、プロバイダ等への書き込み削除依頼の具体的方法の助言を行うほか、事案に応じて、当該書き込みの違法性を判断した上で、法務局からプロバイダ等へ当該書き込みの削除要請を行うなどしている。

文部科学省においては、SNS等を通じていじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒等からの相談を受け付ける体制を整備するため、SNS等を活用した相談事業を実施している。

### (3) 新型コロナウイルス感染症に伴うDV被害等の増加や深刻化への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、特に女性への影響が深刻である。生活不安やストレスによるDV等の増加・深刻化、雇用への影響や自殺者の増加など、様々な問題が顕在化している。

内閣府では、令和2年9月に有識者による「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」を立ち上げ、同年11月には政府に対するDV対策の強化等を含む「緊急提言」がまとめられた。

加えて、内閣府では、令和2年4月から、24時間対応の電話相談に加えて、SNS・メール相談、外国語、WEB面談に対応した、新たな相談窓口（DV相談+（プラス））を開設し、相談体制の強化を図っている。

### (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う児童虐待防止対策の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの見守りの機会が減少し、児童虐待リスクが高まったことから、令和2年4月、要保護児童対策地域協議会が中核となり、様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保する「子どもの見守り強化アクションプラン」を策定した。

同アクションプランでは、例えば、子育て広場や子ども食堂（食事の宅配等を含む。）を運営する民間団体等にも幅広く協力を求め、様々な地域ネットワークを総動員して、地域の見守り体制の強化を図っている。法務省の人権擁護機関においても、同アクシ



ンプランに基づき、要保護児童対策地域協議会から協力要請があった場合には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、人権擁護委員等が支援対象児童等の状況把握に協力するなど、連携して対応することとしている。

#### (5) 基本的対処方針等を踏まえた今後の更なる取組

令和3年3月18日、政府は、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を、同年3月21日をもって終了することとした。もっとも、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別は、重大な人権侵害につながるだけでなく、感染防止策にも悪影響を与えるものであり、基本的対処方針や新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により新たに設けられた差別的取扱い等の防止に関する規定等を踏まえつつ、引き続き、取り組んでいく必要がある。

具体的には、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見・差別の解消に向け、偏見や差別はあってはならないというメッセージを様々な手法により発信するとともに、関係省庁が連携して各種相談窓口の周知を行う。また、偏見・差別等の防止に向けた啓発・教育に資する発信の強化、国による地方自治体における相談体制構築の取組に対する支援、統一的なウェブサイトやSNS等のツールを用いた情報発信の強化及び新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表の在り方や基準の整理・公表といった取組を実施することを予定している。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、人と人との接触機会が減少する中、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化していることを受けて、政府は、令和3年2月19日、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置した。同年2月25日には、コロナ禍の中で不安や悩みを抱える人々に向けて、様々な支援策があることなどをメッセージとして発信することを目的として「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」を開催し、支援活動に取り組んでいるNPO等民間参加者からのヒアリングや意見交換を実施したほか、同年3月12日には、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進するため、全府省庁の副大臣を構成員とする「第1回孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」を開催し、坂本孤独・孤立対策担当大臣から各副大臣へ施策検討の指示等を行った。

以上が令和2年度内の施策であるが、新型コロナウイルス感染症をめぐる動向や関連する問題を最大限注視しつつ、今後とも適切な措置を講じていく必要がある。



# 参考資料

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  
(平成12年法律第147号) ..... 資-2
  - 2 人権教育・啓発に関する基本計画  
(平成14年3月15日閣議決定)  
(平成23年4月1日一部変更) ..... 資-3
  - 3 令和2年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)  
..... 資-26
- ※参考資料掲載アドレス一覧 ..... 資-47

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を

提出しなければならない。

### (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

#### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

#### 衆議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

- 1 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 2 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 3 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

#### 参議院法務委員会「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議」

政府は、「人権の二十一世紀」を実現するため、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する本法の基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務について周知徹底を図り、特に公務員による人権侵害のないよう適切な措置を講ずること。
- 2 人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、地方公共団体や人権にかかわる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。
- 3 人権教育及び人権啓発に関する基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにする事。
- 4 人権政策は、政治の根底・基本に置くべき重要課題であることにかんがみ、内閣全体でその取組に努めること。

右決議する。



# 人権教育・啓発に関する基本計画

(平成14年3月15日閣議決定)  
(平成23年4月1日一部変更)  
※第4章2に(1)追加

## 第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

### 1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組を挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法

が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

## 2 基本計画の策定方針と構成

### (1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する

様々な検討や提言の趣旨，人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議，人権分野における国際的潮流などを踏まえて，基本計画は，以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め，これを体得していく必要がある，そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から，中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ，より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ，「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては，行政の中立性に配慮するとともに，地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

## (2) 基本計画の構成

基本計画は，人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として，まず，第1章「はじめに」において，人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに，第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的な在り方」において，我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後，第4章「人権教育・啓発の推進方策」において，人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし，その具体的な内容としては，人権一般の普遍的な視点からの取組のほか，各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに，人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして，最後に，第5章「計画の推進」において，計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては，国の取組にとどまらず，地方公共団

体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため，政府においては，これら団体等との連携をより一層深めつつ，本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

## 第2章 人権教育・啓発の現状

### 1 人権を取り巻く情勢

我が国においては，基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で，国政の全般にわたり，人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは，我が国憲法のみならず，戦後，国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方，国内外から，これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や，公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で，特に，女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題，アイヌの人々，外国人，HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており，国連10年国内行動計画においても，人権教育・啓発の推進に当たっては，これらの重要課題に関して，「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに，法の下での平等，個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」こととされている。また，近年，犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており，刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え，マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害，名誉毀損，過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており，その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては，人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが，国際化，情報化，高齢化，少子化等の社会の急激な変化なども，その要因になっていると考えられる。また，より根本的には，人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着して

いないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

## 2 人権教育の現状

### (1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

### (2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係

団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に関係する機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

### (3) 人権教育の現状

#### ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」（自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など）の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。



る。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々が共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいさわたっていない等の問題も指摘されているところである。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないとい

うことを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

## 3 人権啓発の現状

### (1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。



## (2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

## (3) 人権啓発の現状

### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェスティバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々々の社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に

啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

### イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

### ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

### 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

#### 1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

#### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げるができる。

#### (1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えられ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

#### (2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民

に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

### (3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にか

かわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないように、十分に留意しなければならない。

## 第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。それらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

### 1 人権一般の普遍的な視点からの取組

#### (1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

#### ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道德的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。



第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道德教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

## イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振

興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのため、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。



第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

## (2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

### ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げるができる。

#### i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めた人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

#### ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

#### iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般

的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

### イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げるができる。

#### i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

#### ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大

きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながるので、その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

### iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

## 2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などをふまえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

### (1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第14条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第24条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯

罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立つて様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを

- 支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。(全府省庁)
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)
- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)
- (2) 子ども
- 子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。
- しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。
- このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(平成11年法律第52号)、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82



号)の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。(文部科学省)
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正(平成13年7月)の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒につ

いては、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。(文部科学省)

- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。(文部科学省)
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。(厚生労働省、文部科学省、警察庁)
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。(外務省)
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。(警察庁)
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切にす心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。(厚生労働省)
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。(文部科学省)
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所



において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権110番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

### (3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第46回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年1992年の第47回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999年(平成11年)を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和61年6月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成7年12月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱(平成8年7月閣議決定)を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成13年12月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

#### ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解

を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。(厚生労働省)
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。(文部科学省)
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。(内閣府、厚生労働省、文部科学省)
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。(厚生労働省)
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。(農林水産省)
- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待(財産侵害)等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な

連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極

的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）
- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務

局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。(外務省)

#### (5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」(平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策に

ついて(平成8年7月26日閣議決定)」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。(文部科学省、法務省)

- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。(文部科学省)
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。(厚生労働省)
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月17日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るた



め、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい

認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる



外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)
- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏

見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりや世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、世界エイズデーの開催等を通じて、HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し、HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。(法務省、厚生労働省)
- ② 学校教育においては、エイズ教育の推進を

通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに、そのための教材作成や教職員の研修を推進する。(文部科学省)

- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。(厚生労働省)
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては、日常生活、職場、医療現場等における差別、プライバシー侵害等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立している。また、遺伝病でないことも判明している。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが、従来、我が国においては、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は、昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され、さらに、昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完

治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要がある、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。(法務省、厚生労働省、文部科学省)
- ② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

#### (9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳

しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

#### (10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成13年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

#### (11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとつ

て有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

#### (12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年(1991年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年(2002年)9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない。

政府は、平成22年(2010年)までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての

拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
  - ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
  - ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
  - ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）
  - ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。（内閣官房、外務省）
- (13) その他
- 以上の類型に該当しない人権問題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題

や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行う。

### 3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連10年国内行動計画においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者の13の業種に従事する者を掲げ、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では、それぞれ所要の取組が実施されているところであるが、このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際、例えば、研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また、議会関係者や裁判官等についても、立法府及び司法府において同様の取組があれば、行政府としての役割を踏まえつつも、情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

### 4 総合的かつ効果的な推進体制等

#### (1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に、各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには、現在、全国に約14,000名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが、その際、適正な人材の確保・配置などにも配慮し、その基盤整備を図る必要がある。

また、法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は、世論調査の結果等によれば、十分とは言えない。一般に、実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど、啓発効果も大きなものを期待することができることから、各実施主体は、広報用のパンフレットを作



成したり、ホームページを開設するなど、平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

## (2) 実施主体間の連携

### ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成12年9月25日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成10年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

### イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれ

ば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

## (3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

## (4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている（財）人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・

資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

#### (5) 内容・手法に関する調査・研究

##### ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

##### イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

##### ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等

において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

#### (6) (財) 人権教育啓発推進センターの充実

(財) 人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財) 人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

#### (7) マスメディアの活用等

##### ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

##### イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

##### ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広

く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

#### (8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様な人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めと

する各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

### 2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

### 3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

## 令和2年における「人権侵犯事件」の状況について（概要） ～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという方からの申告等を端緒に、その被害の救済及び予防に努めている。

令和2年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

### 【令和2年の主な特徴】

- ① 令和2年において、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の数は9,589件、処理した人権侵犯事件の数は10,002件であった。
- ② インターネット上の人権侵害情報について、被害者からの申告等に基づき人権擁護機関からプロバイダ等に削除要請をした件数は578件で、過去最高となった（前年は、395件）。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関連して差別を受けたなどの人権侵犯事件は、175件であった。

## 1 人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

### (1) 新規救済手続開始件数（図1）

令和2年に新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は9,589件であり、前年から5,831件減少した。

### (2) 処理件数（図2）

令和2年に処理した人権侵犯事件数は10,002件であり、前年から5,402件減少した。処理内訳別にみると、「援助」<sup>(注1)</sup>が8,149件（全処理件数の81.5%）で最も多く、次いで「要請」<sup>(注2)</sup>が641件（同6.4%）、「説示」<sup>(注3)</sup>が98件（同1.0%）、「調整」<sup>(注4)</sup>が32件（同0.3%）となっている。

このほか、「措置猶予」<sup>(注5)</sup>が18件（同0.2%）、「侵犯事実不存在」が1件（同0.01%）、「侵犯事実不明確」が818件（同8.2%）、「啓発」<sup>(注6)</sup>を行ったものが56件（同0.6%）ある<sup>(注7)</sup>。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介したりすること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

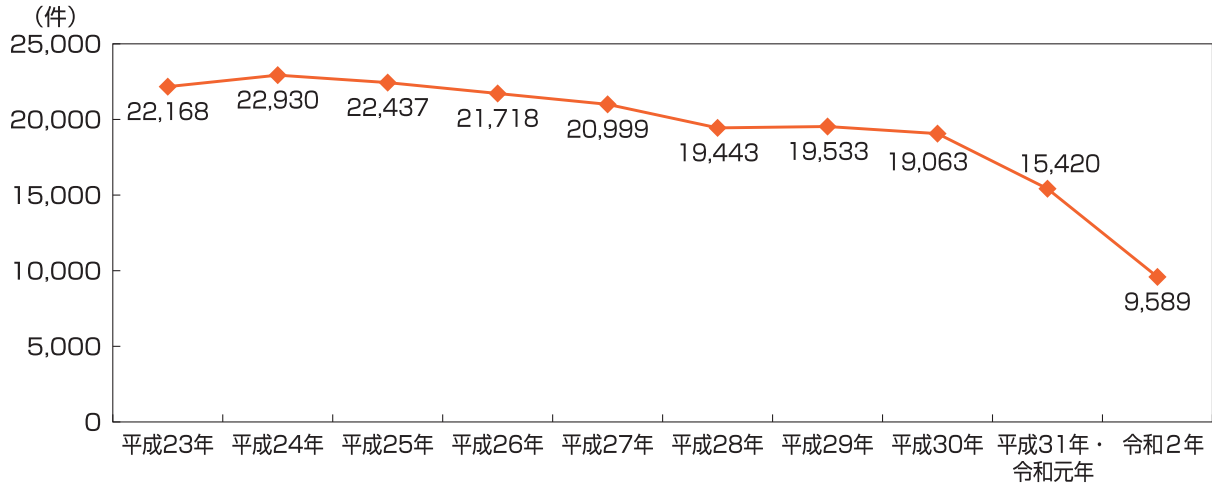
（注6）事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。



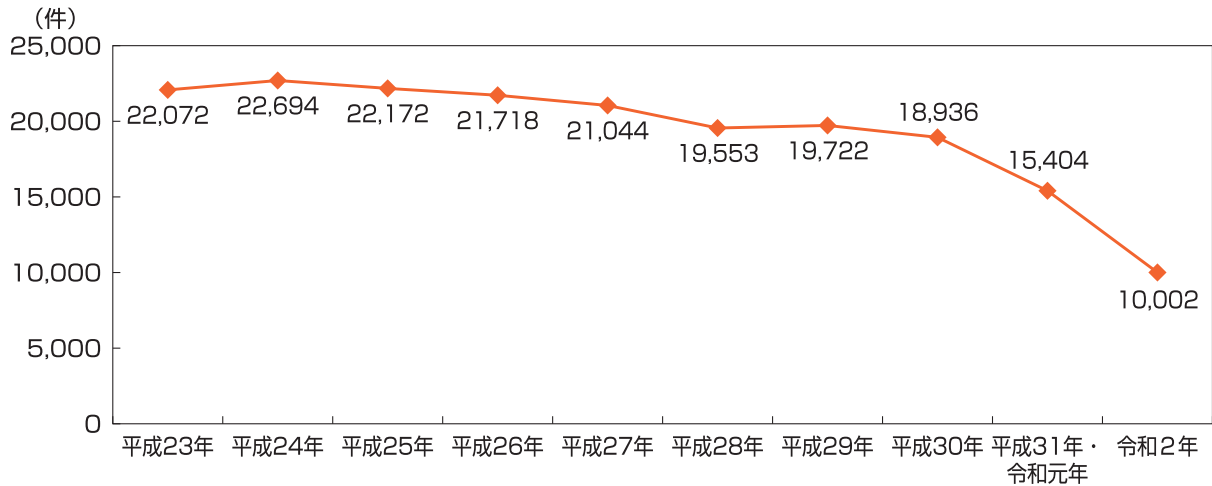
(注7) 事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

(3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵害事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵害事件）の件数は1,445件で、前年から153件減少した。



【図1】人権侵害事件の新規開始件数の推移



【図2】人権侵害事件の処理件数の推移

2 人権侵害事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

(1) プライバシー関係事案 (図3, 4)

プライバシー関係事案は1,741件で、全事件数の18.2%を占めている。  
このうち、インターネットによる事案の割合が78.0% (1,358件) を占めている。

(2) 暴行・虐待事案 (図3, 5)

暴行・虐待事案は1,578件で、全事件数の16.5%を占めている。  
このうち、児童虐待事案の割合が21.6% (341件) を占めている。

(3) 労働権関係事案 (図3, 6)

労働権関係事案は1,313件で、全事件数の13.7%を占めている。

このうち、パワー・ハラスメントに関する事案の割合が64.8%（851件）を占めている。

**(4) 学校におけるいじめ事案（図3， 7）**

学校におけるいじめ事案は1,126件で、全件数の11.7%を占めており、前年から1,818件減少した。

**(5) 住居・生活の安全関係事案（図3， 8）**

住居・生活の安全関係事案は1,017件で、全事件数の10.6%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事案の割合が54.2%（551件）を占めている。

**(6) 強制・強要事案（図3， 9）**

強制・強要事案は1,013件で、全事件数の10.6%を占めている。

このうち、セクシュアル・ハラスメントに関する事案の割合が25.3%（256件）を占めている。

**(7) 差別待遇事案（図3， 10）**

差別待遇事案は669件で、全事件数の7.0%を占めている。

内訳では、部落差別（同和問題）に関するものが244件、障害者に関するものが125件、外国人に関する事案が60件、疾病患者に関する事案が44件、高齢者に関する事案が24件となっている。

このほか、性的指向に関する事案が3件、性自認に関する事案が12件となっている。

**(8) 教育職員関係事案（図3， 11）**

教育職員関係事案は435件で、全事件数の4.5%を占めている。

このうち、体罰事案の割合が19.1%（83件）を占めている。

### **3 その他の特徴的な動向**

**(1) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件**

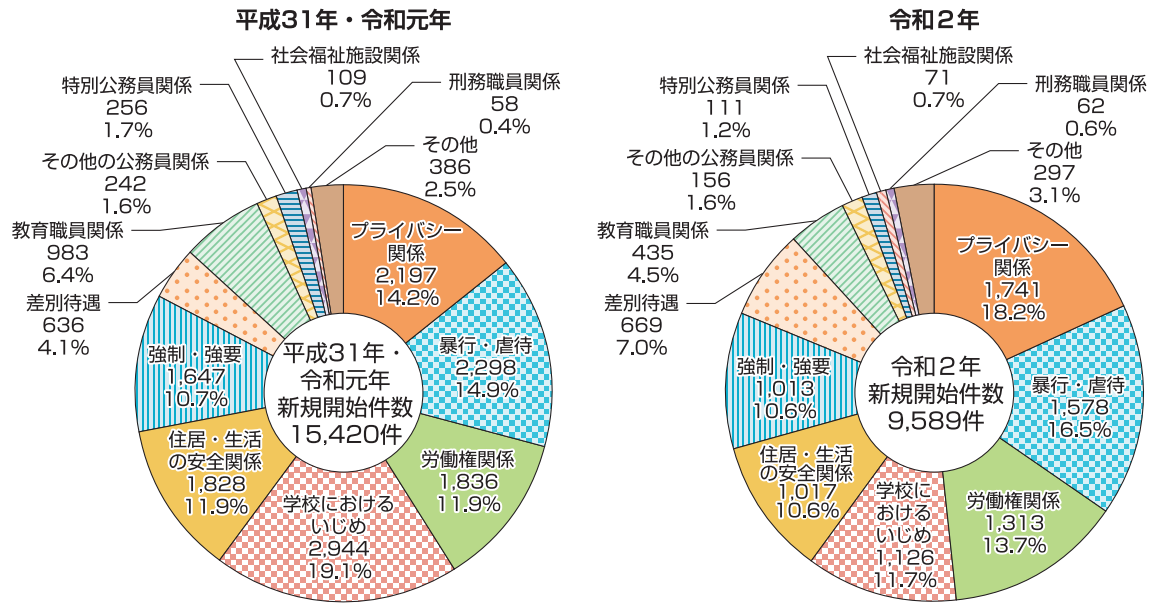
令和2年に新規に救済手続を開始した人権侵犯事件は1,693件、また、令和2年に処理した人権侵犯事件は1,917件であった（注8）。

処理件数のうち、プロバイダ等の人権侵害情報の削除を求める「要請」の件数は578件であり、過去最高の件数となった（詳細は後記9）。

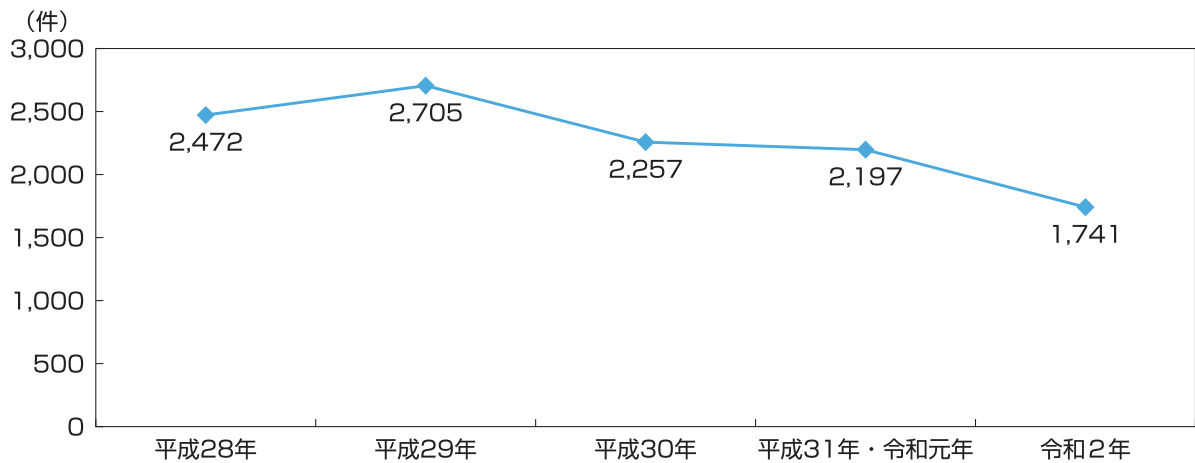
（注8）インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で件数を集計している。

**(2) 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件**

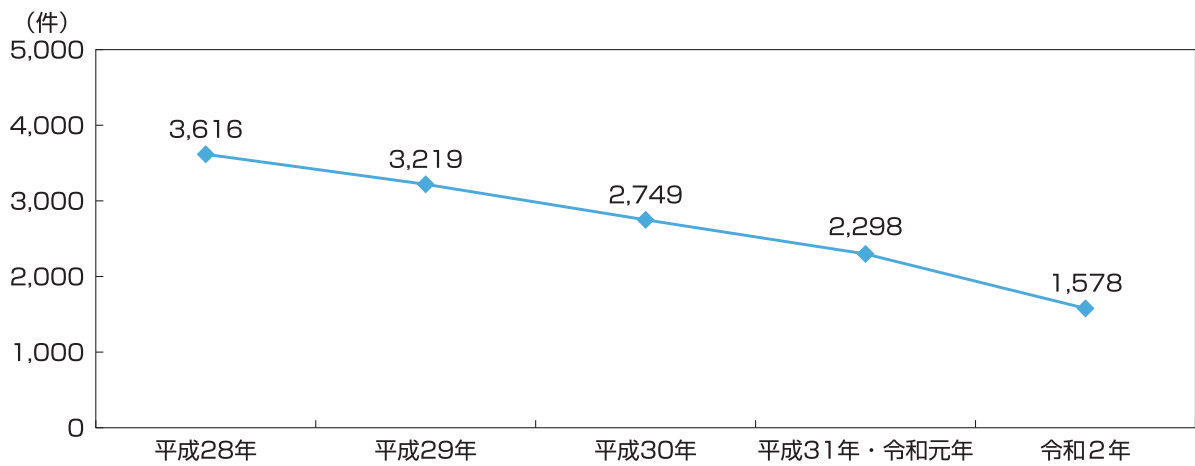
令和2年に新規に救済手続を開始した人権侵犯件数は175件、また、令和2年に処理した人権侵犯事件は151件であった（詳細は後記10）。



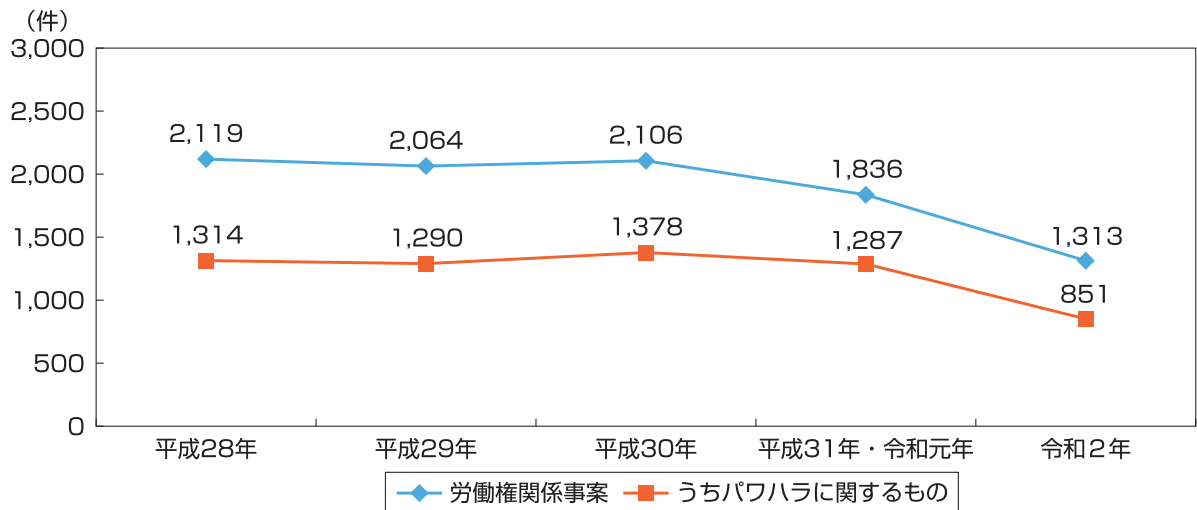
【図3】人権侵犯事件の種類別構成比の比較



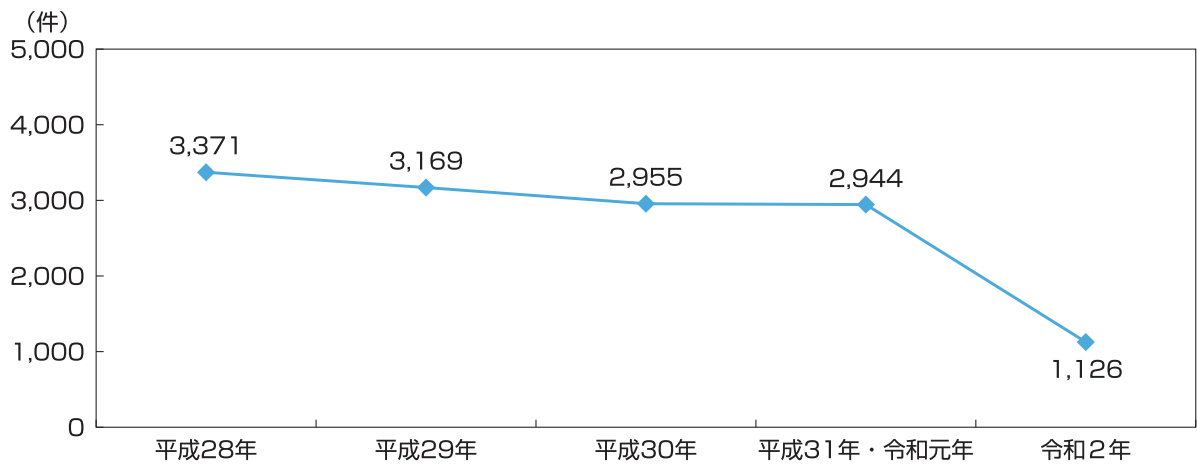
【図4】プライバシー関係事案の推移



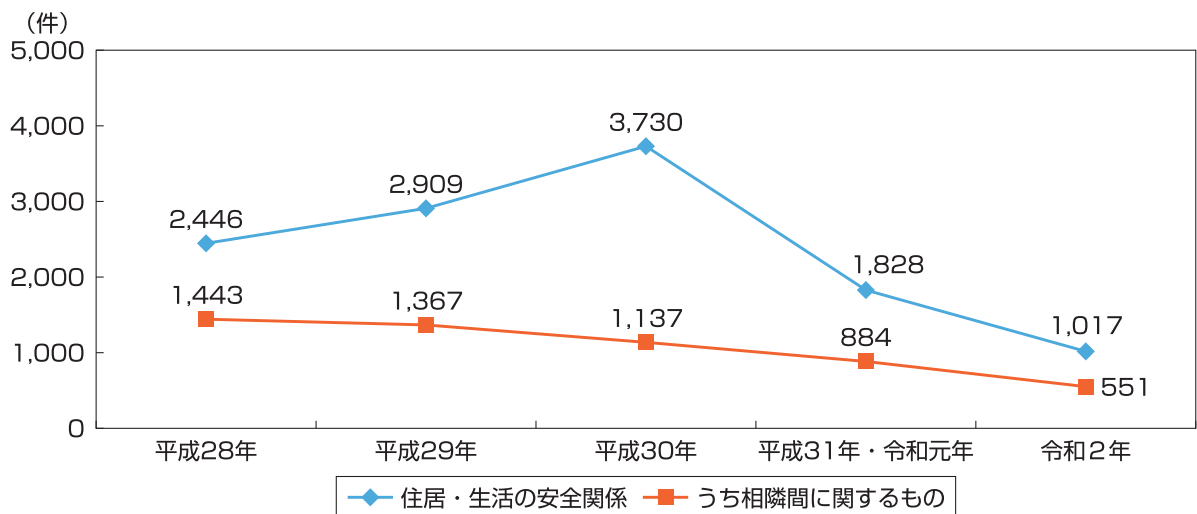
【図5】暴行・虐待事案の推移



【図6】労働権関係事案の推移

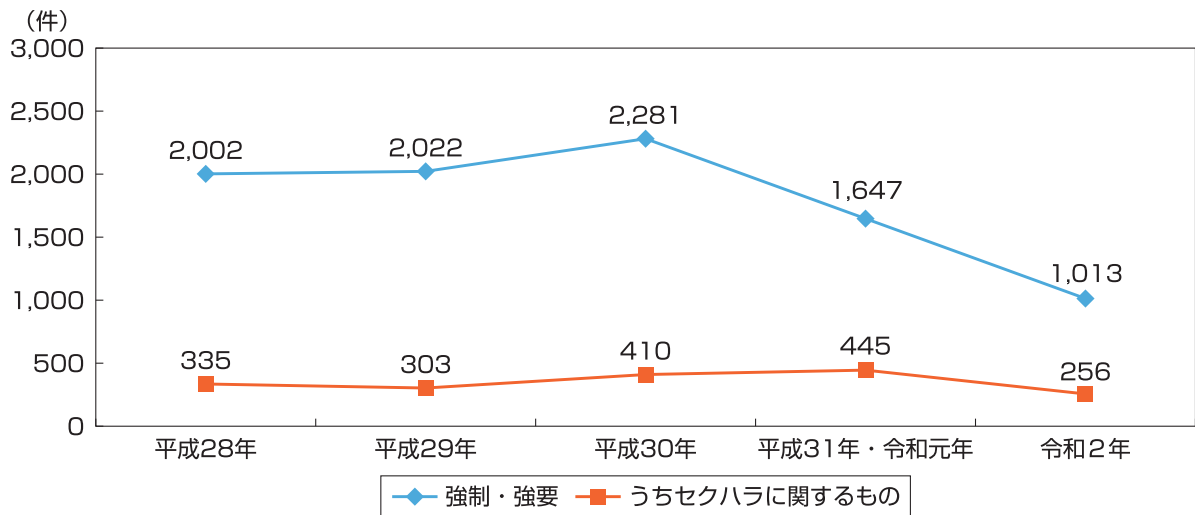


【図7】学校におけるいじめ事案の推移

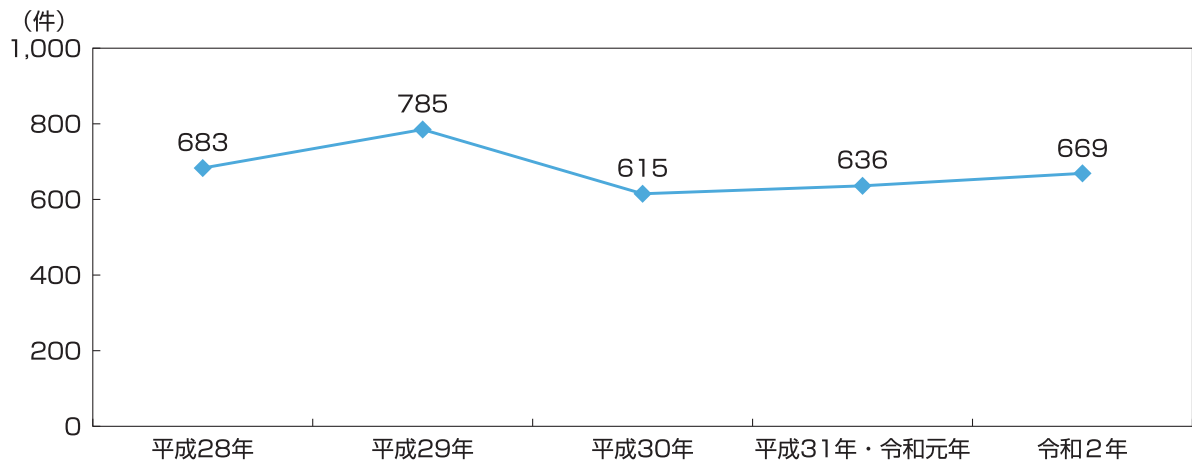


【図8】住居・生活の安全関係事案の推移

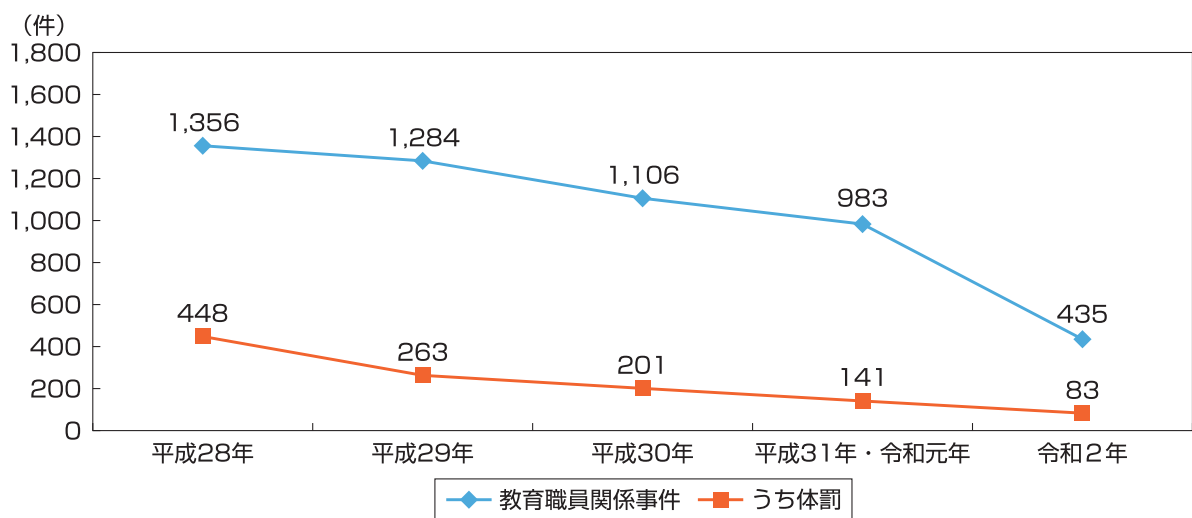




【図9】 強制・強要事案の推移



【図10】 差別待遇事案の推移



【図11】 教育職員関係事案の推移

## 4 令和2年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

### (暴行・虐待事案)

#### 事例1 兄による妹に対する性的虐待

家庭における悩みがある中学生と「子どもの人権SOSミニレター」のやり取りを継続していた人権擁護委員に、心を開いてくれた中学生から、兄から性的行為を強要されているとのより深刻な相談があった事案である。

緊急性が高い事案であると判断した法務局及び人権擁護委員は、直ちに中学校及び児童相談所と対応を協議し、中学生の了承を得て児童相談所が面談を実施し、その結果、中学生は児童相談所に一時保護された。(措置：「援助」)

#### 事例2 養父による養女に対する性的暴行

小学校高学年の頃から継続して、養父から性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、高校生から「子どもの人権110番」に相談があった事案である。

高校生は、当初、養父からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重であったが、法務局は、高校生と何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、高校生は児童相談所に一時保護され、養父は逮捕されるに至った。(措置：「援助」)

### (労働権関係事案)

#### 事例3 職場の上司による部下に対する行き過ぎた指導

勤務先の上司から、一方的に叱責されたり暴言を吐かれるなどのパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、上司による行き過ぎた指導があったことが判明したことから、法務局は、会社側及び被害者に対し、法務局立ち会いの下で職場環境改善のための話合いの場を設けることを提案した。

その話合いの場において、会社側が、被害者に対し、今後はパワーハラスメント防止に向けた研修や教育の充実等を図ること、職員配置の検討を行うこと等について説明したところ、被害者は理解を示し、パワーハラスメント防止に向けた取組について合意に至り、職場環境が改善された。(措置：「調整」)

### (学校におけるいじめ事案)

#### 事例4 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から暴言を吐かれたり蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局の調査の過程で、母親から、道徳の授業の内容について不満が述べられたことから、法務局主催で学校において子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発する人権教室を実施することを提案し、学校側の下承も得て、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施した。母親からは、学校側が様々な配慮をしてくれるようになった点も含めて、法務局の関与に対する謝意が述べられた。学校側においては、被害児童が安心して登校できるよう環境整備が図られ、学校全体で見守り体制が構築されるなどし、両者の関係が修復されるに至った。(措置：「調整」)

### 事例5 小学校におけるいじめ

小学生の児童が、同級生から、たたかれたり、悪口を言われるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案である。

法務局は、学校側に不信をつのらせていた母親から丁寧に事情を聴取し、それを踏まえて、学校側に対し、児童の状況を踏まえた配慮の必要性について指摘したところ、学校側からは、児童らに寄り添った対応を行っていくとの考えが示され、児童に対する見守り体制が構築されるに至った。(措置：「援助」)

### (強制・強要関係事案)

### 事例6 勤務先の代表者による従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

勤務先の代表者から職場外で会うことや身体的接触を求められるなどしたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が調査した結果、代表者の言動により、被害者が精神的苦痛を被り、出勤もままならなくなるなど、その就労環境が著しく悪化していることが認められた。

そこで、法務局は、代表者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止すべき立場にあるにも関わらず、自らの言動により被害者の尊厳を踏みにじり傷付けたことは重大な人権侵害であり、二度と同様の言動を行うことのないよう説示した。(措置：「説示」)

### (差別待遇事案)

### 事例7 精神障害のある者に対する不適切な対応

精神障害のある者がクレジットカードの発行申請をしたところ、クレジットカード会社から、発行を認められないとする差別的取扱いを受けたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局の調査の結果、クレジットカード会社が当該発行を認めなかった理由について、相談者に対する説明が不十分であったこと、相談者もその点を誤解しクレジットカード会社に不信感をつのらせていたことが判明した。

そこで、法務局は、相談者に対し、クレジットカード会社に代わってその誤解のあった点について説明するなどしたところ、相談者は、発行手続を進めることができ、両者から法務局に対して謝意が示された。(措置：「調整」)

#### **事例8 外国人に対するサービスの利用拒否**

ネイルサロン店をインターネットで予約したところ、外国人であることを理由に電話で予約を取り消されたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局がネイルサロン店から事情を聴取したところ、同店は、インターネット予約サイトに、外国人はリピーターからの紹介がなければ利用ができないとの不適切な記載を掲載していたが、既に当該記載を削除し、今後は外国人であることを理由に利用を拒まない方針であることが判明した。

そこで、法務局は、被害者に対し、それらを伝えたところ、被害者は、これに理解を示した上、今後は他の客と同様の対応を取って欲しいと要望し、ネイルサロン店もこれを了承した。(措置：「調整」)

#### **事例9 性自認(性同一性)を理由とする採用面接における差別的取扱い**

性自認(性同一性)を理由に、会社の採用面接を受けさせてもらえなかったとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が面接担当者から事情を聴取したところ、会社側は、被害者への対応が不適切であったことを認め、法務局立ち会いの下、被害者との話合いの場が設けられることとなった。

その話合いの場において、会社側は被害者に謝罪し、今後の採用事務に当たっては、採用希望者の個別の事情にも可能な限り配慮していきたい旨説明し、被害者もこれに理解を示した。(措置：「調整」)

#### **事例10 部落差別(同和地区出身者であることを理由とする差別)**

近隣住民から同和地区出身者であるとして差別する内容の発言を繰り返されたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、被害者を同和地区出身者であるとして不当に差別する発言が繰り返された事実が認められたことから、相手方に対し、本件行為は同和問題に対する理解と認識を欠いた差別的な言動であるとして、反省を促すとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深め今後同様の発言をすることのないよう説示した。(措置：「説示」)

#### **(教育職員関係事案)**

#### **事例11 中学校教諭による体罰**



中学校教諭が、生徒の頭を両手でつかんで頭突きをし、軽傷を負わせたとして、法務局において調査を開始した事案である。

法務局による調査の結果、教諭が生徒を体罰により負傷させた事実が認められたほか、同教諭は、過去にも体罰を行い、当時の校長から注意を受けていたことが判明した。

そこで、法務局は、教諭に対し、体罰の不当性を改めて認識させ、今後二度と体罰を行わないよう説示するとともに、校長に対し、教員に対する指導を一層徹底するよう要請した。(措置：「説示」「要請」)

## 事例12 小学校における児童に対する不適切な対応

小学生である被害者が、教員から特別支援学級に通うよう強要されたり、叩かれたり、トイレを我慢させられたりするなど、小学校で不適切な指導を受けているとして、母親から法務局に相談があった事案である。

法務局の調査において、学校側から、今後は、児童が安心して通える環境を整えるとともに、母親と信頼関係を構築していきたいとの意向が示され、法務局立ち会いの下、母親との話し合いの場が設けられることとなった。

その話し合いの結果、両者は、児童の指導方針について合意に至り、信頼関係を構築することができた。(措置：「調整」)

## 5 「人権侵犯事件」統計資料（令和2年）

件名	総数	旧受	新受						計	処理													未済			
			計	申告		人権擁護委員の通報	関係行政機関の通報	情報		移送	措置						措置猶予	侵害事実不確定	侵害事実不明	打ち切り	中止	移送		啓発		
				職員受	委員受						3,341	187	52	29	10,002	援助									調整	要請
<b>総合計</b>	10,668	1,079	9,589	5,980	3,341	187	52	29	10,002	8,149	32	641	98	-	-	-	18	1	818	283	10	29	56	666		
<b>公務員等の職務執行に伴う侵犯事件</b>																										
<b>総計</b>	2,150	260	1,890	964	887	-	-	39	-	2,063	1,683	8	63	42	-	-	-	16	1	260	18	9	-	12	87	
特別公務員に関するもの																										
警察官に関するもの	127	17	110	92	18	-	-	-	-	124	104	-	1	-	-	-	-	-	-	18	1	-	-	-	3	
その他の特別公務員に関するもの	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育職員関係																										
体罰	115	32	83	28	23	-	-	32	-	102	47	-	38	36	-	-	-	-	2	11	-	-	-	1	13	
その他	417	65	352	218	130	-	-	4	-	406	311	5	8	6	-	-	-	-	3	76	2	-	-	8	11	
学校におけるいじめ	1,171	45	1,126	439	685	-	-	2	-	1,149	1,093	2	16	-	-	-	-	-	11	19	3	5	-	1	22	
刑務職員関係	106	44	62	61	-	-	-	1	-	81	4	-	-	-	-	-	-	-	-	65	9	3	-	-	25	
その他の公務員に関するもの																										
国家公務員に関するもの	60	41	19	18	1	-	-	-	-	54	10	-	-	-	-	-	-	-	1	42	1	-	-	-	6	
地方公務員に関するもの	137	14	123	97	26	-	-	-	-	131	101	1	-	-	-	-	-	-	-	26	2	1	-	2	6	
その他	16	2	14	10	4	-	-	-	-	15	12	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	1	
<b>私人間の侵犯事件</b>																										
<b>総計</b>	8,518	819	7,699	5,016	2,454	-	187	13	29	7,939	6,466	24	578	56	-	-	-	2	-	558	265	1	29	44	579	
人身売買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売春関係	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
児童ポルノ	8	-	8	6	2	-	-	-	-	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
暴行・虐待																										
家族間におけるもの																										
夫の妻に対するもの	538	1	537	271	265	-	-	1	-	537	535	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	
妻の夫に対するもの	41	-	41	20	21	-	-	-	-	41	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
親の子に対するもの	457	9	448	290	157	-	-	1	-	446	443	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	11	
子の親に対するもの	118	2	116	55	60	-	-	1	-	116	115	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	
その他	155	1	154	72	82	-	-	-	-	154	153	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	
家族間以外のもの	283	1	282	156	125	-	-	1	-	281	271	-	1	-	-	-	-	-	-	8	1	-	-	-	2	
私的制裁	2	-	2	1	1	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医療関係	99	2	97	80	17	-	-	-	-	98	91	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	-	-	-	1	
人身の自由関係																										
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係	22	5	17	12	5	-	-	-	-	22	17	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	
その他	2	-	2	2	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
社会福祉施設関係																										
施設職員によるもの	67	5	62	44	18	-	-	-	-	60	53	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	-	-	1	7	
その他	10	1	9	6	3	-	-	-	-	10	8	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	
村八分	9	-	9	6	3	-	-	-	-	9	7	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	
差別待遇																										
女性	18	1	17	10	7	-	-	-	-	18	17	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高齢者	24	-	24	13	11	-	-	-	-	24	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
障害者	136	11	125	95	30	-	-	-	-	127	98	3	-	-	-	-	-	-	-	25	1	-	-	6	9	
同和問題	408	164	244	19	4	-	185	7	29	236	15	1	148	50	-	-	-	-	-	30	5	-	29	8	172	
アイヌの人々	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
外国人	70	10	60	53	5	-	2	-	-	65	39	4	-	-	-	-	-	-	-	21	1	-	-	7	5	
疾病患者	45	1	44	32	12	-	-	-	-	45	39	2	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	1	-	
刑を終えた人々	7	2	5	4	1	-	-	-	-	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	
ホームレス	2	1	1	1	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	
性的指向	3	-	3	2	1	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
性自認	13	1	12	10	2	-	-	-	-	13	6	1	-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	-	2	-	
その他	144	10	134	101	33	-	-	-	-	134	104	1	-	-	-	-	-	-	-	26	3	-	-	3	10	
参政権関係																										
プライバシー関係																										
報道機関	3	-	3	-	3	-	-	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
インターネット	1,850	492	1,358	1,233	125	-	-	-	-	1,571	671	-	369	-	-	-	-	-	-	311	220	-	-	1	279	
私事性的画像記録	138	46	92	84	8	-	-	-	-	106	31	-	61	-	-	-	-	-	-	2	12	-	-	-	32	
相隣関係	111	-	111	78	33	-	-	-	-	106	99	2	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	-	5	
その他	184	7	177	119	57	-	-	1	-	177	151	1	-	-	-	-	-	-	-	20	4	-	-	1	7	
集会、結社及び表現の自由関係																										
信教の自由関係	4	-	4	-	4	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育を受ける権利関係	6	-	6	1	5	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
労働権関係																										
不当労働行為	14	-	14	11	3	-	-	-	-	14	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
労働基準法違反	69	-	69	49	20	-	-	-	-	69	69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	1,251	21	1,230	804	426	-	-	-	-	1,234	1,182	3	-	-	-	-	-	-	-	43	6	-	-	7	17	
住居・生活の安全関係																										
自力執行	7	1	6	5	1	-	-	-	-	7	6	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
相隣関係																										
小公害	162	2	160	78	82	-	-	-	-	158	155	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	4		

## 6 「女性の人権ホットライン」統計資料

### ○ 設置目的

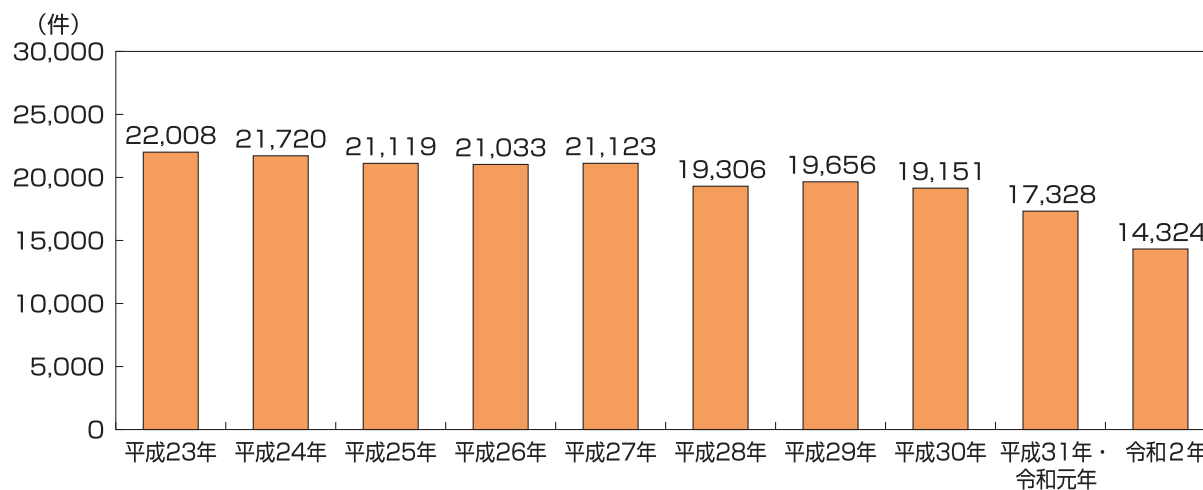
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したもの。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成28年～令和2年）

相談内訳	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年
①暴行・虐待	1,591	1,108	1,006	905	733
②強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)	1,202	1,068	839	783	583
③セクハラ	368	338	496	649	428
④ストーカー	321	346	395	365	279
⑤その他	15,824	16,796	16,415	14,626	12,301
合計(件)	19,306	19,656	19,151	17,328	14,324

注) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

### ○ 利用件数の推移（平成23年～令和2年）



## 7 「子どもの人権110番」統計資料

### ○ 設置目的

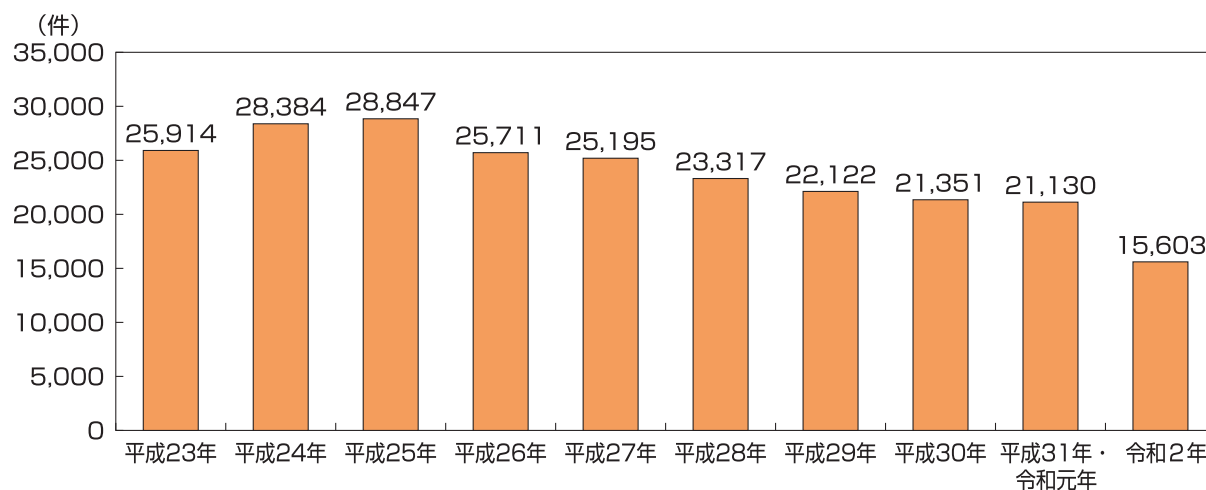
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成28年～令和2年）

相談内訳	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年	令和2年
①暴行・虐待	624	511	482	459	362
②いじめ	3,020	3,029	2,955	2,858	1,668
③体罰等	2,703	2,756	2,714	2,722	1,563
④その他	16,970	15,826	15,200	15,091	12,010
合計（件）	23,317	22,122	21,351	21,130	15,603

注) ①の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。

### ○ 利用件数の推移（平成23年～令和2年）





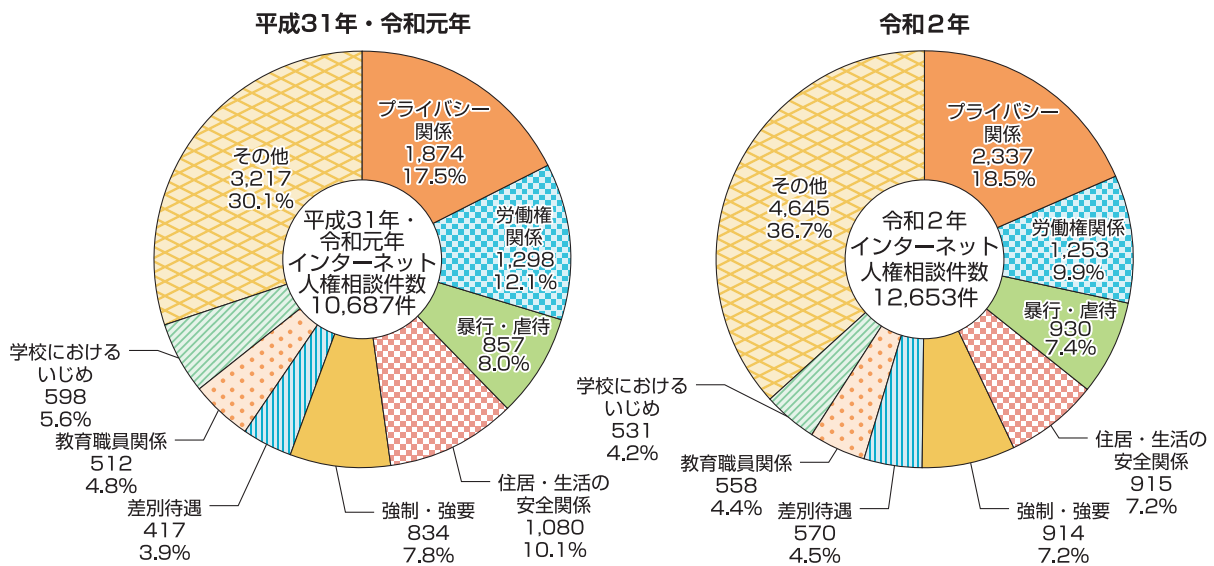
## 8 「インターネット人権相談」統計資料

### ○ インターネット人権相談受付窓口 (<https://www.jinken.go.jp/>)

相談しやすい体制の強化を目的として、平成19年2月から、インターネットを利用した人権相談受付システムを運用している。受付窓口は、子ども用（SOS-eメール）と大人用に分かれており、それぞれパソコン・スマートフォン・携帯電話に対応している。24時間いつでもフォームに入力して送ることができる。

平成28年からは英語及び中国語に対応した受付窓口を整備していたところ、本年3月23日からは、これに加えて、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語（計10言語）に対応する。

### ○ インターネット人権相談種類別構成比の比較



### ○ インターネット人権相談の特色

インターネット人権相談の類型別内訳を見ると、他の手段も含めた全人権相談と比較して、プライバシー関係の相談の割合が高い（令和2年では、全人権相談におけるプライバシー関係の相談の割合は5.5%）。これは、プライバシー侵害、名誉毀損といったインターネット上の人権侵害情報に関する相談について、インターネット人権相談を利用することが多いためと思われる。

相談者の年齢構成で見ると、65歳以上の者の割合は低くなっている。

## 9 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

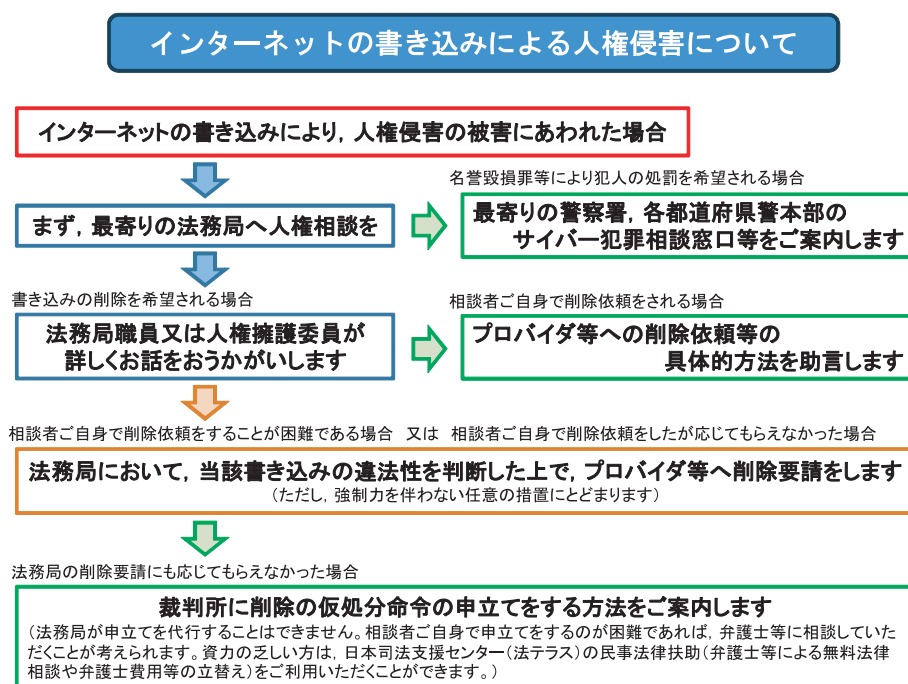
### (1) 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

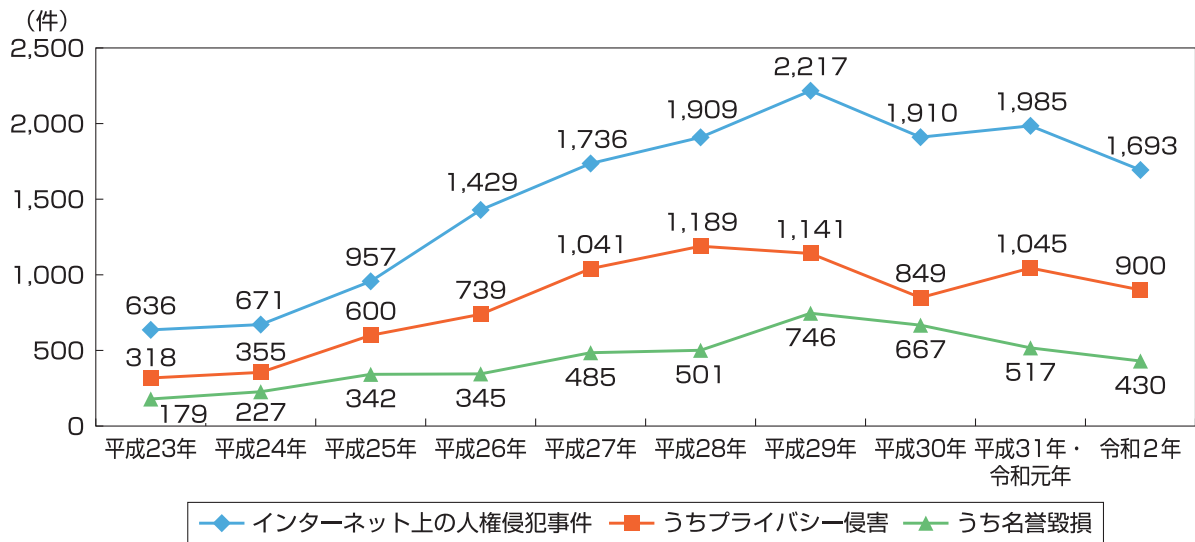


(2) 令和2年における人権侵犯事件の動向について

○ 新規救済手続開始件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、1,693件となっており、前年から292件減少したが、高水準で推移している。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が900件、名誉毀損事案が430件となっており、この両事案で全体の78.6%を占めている。

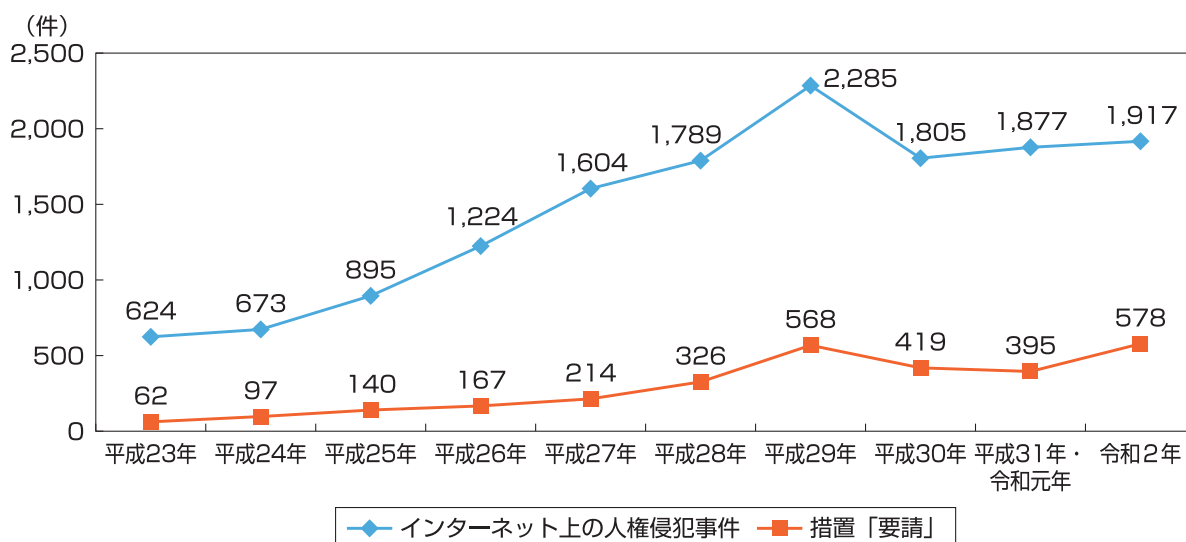


インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件 (開始)

○ 処理件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,877件を上回る1,917件(2.1%増加)となっており、平成29年に次いで、過去2番目に多い件数である。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数近くを占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数は、578件となっており、過去最高の件数となった。



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（処理）

○ 具体的事例について

当機関が令和2年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

**[事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損**

インターネット上の掲示板に、自身や小学生の息子に対する誹謗中傷が多数掲載されているとして、被害者から法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、当該掲示板には、被害者やその息子を特定し得る情報とともに、被害者等を犯罪者であるなどとして被害者等を誹謗中傷する内容が多数掲載されており、当該書き込みは、被害者のプライバシーを侵害し、名誉を毀損するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該書き込みの全てが削除されるに至った。（措置：「要請」）

**[事例2] インターネット上のプライバシー侵害**

インターネット上の動画投稿サイトに、被害者である娘（未成年）の元交際相手が投稿したと思われる被害者の動画が掲載されているとして、その親から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該動画投稿サイトには、被害者に無断で、氏名等とともに複数の動画や被害者の交際関係に関する書き込みが掲載されており、被害者のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該動画及び書き込みの全てが削除されるに至った。（措置：「要請」）



(3) さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<https://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、各種人権啓発活動を実施しており、啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」や、啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料を法務省ホームページ等（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

加えて、青少年を中心に深刻化するインターネットによる人権侵害への取組として、中学生などを対象に携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を実施するなどの人権啓発活動に取り組んでいる。



# インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない  
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に  
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる  
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談  
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察  
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい  
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない  
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの  
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に  
相談したい

国の機関に  
相談したい

民間機関に  
相談したい

「違法・有害情報相談センター」  
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎インターネットに関する**技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員**が対応
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」  
(法務省)



<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」  
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」  
(セーフアーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

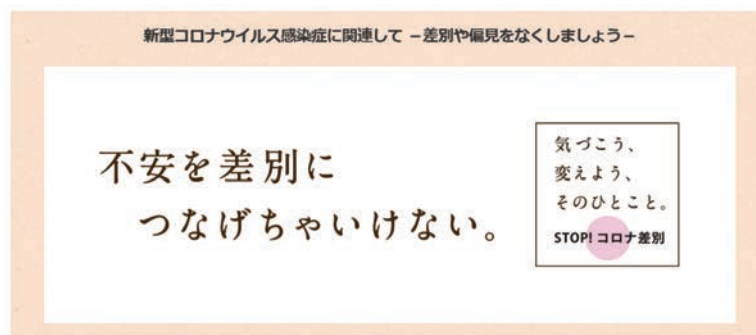
※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

## 10 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況について

### (1) 法務省の人権擁護機関の取組について

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症の感染者、医療従事者、その御家族等に対する不当な差別的扱いや誹謗中傷等、新型コロナウイルス感染症に関連して発生する様々な人権問題について対応するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するため、インターネットバナー広告の実施、法務省ホームページ・SNSによる啓発や人権相談窓口の周知及び新聞・広報誌による広報等の人権啓発活動を実施している。

また、人権相談等を通じて、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の救済に取り組んでいる。



### (2) 令和2年における人権侵犯事件の動向について

#### ○ 新規救済手続開始件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件は、175件であった。

なお、このうち、差別待遇事案が74件で42.3%を占めており、次いでプライバシー事案が41件、労働権関係事案が32件となっている。

#### ○ 処理件数について

令和2年中に法務局・地方法務局において処理した新型コロナウイルス感染症に関する人権侵犯事件は、151件であった。

処理内識別にみると、「援助」が124件で82.1%を占めており、次いで「調整」が4件、「要請」が3件、「啓発」が3件となっている（このほか、「侵犯事実不明確」が18件）。

#### ○ 具体的事例について

当機関が令和2年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。



## (差別待遇事案)

### 事例1 病院による患者に対する不適切な発言

定期的に通院していた病院から、配偶者が医療従事者であることを理由に、来院を控えるよう言われたとして、法務局に相談があった事案である。

法務局が病院に聴取したところ、病院側は、コロナ禍の状況で来院するのが不安であれば、電話での申出により薬を送付することもできる旨を説明したものであり、来院を拒否したものではないことが判明した。

病院側からは改めて被害者に説明したいとの意向が示され、その後、法務局が被害者に確認したところ、被害者は病院側の説明に理解を示し、今後は病院側と適切にコミュニケーションを取っていききたいとの意向が示された。(措置：「調整」)

## (プライバシー関係事案)

### 事例2 中学校における生徒に対するプライバシーの侵害

被害生徒の母親が新型コロナウイルス感染症に感染した旨を学校に報告したところ、校長が学校の他の保護者宛てに、被害生徒が特定されるようなメールを送信したとして、父親から法務局に相談があった事案である。

父親の意向を踏まえて、法務局から学校に対して、コロナに対する偏見をなくすための説明会の開催や被害生徒に対する見守り体制の構築及びアンケートの実施について提案したところ、学校側は、これらを了承し、今まで以上に被害生徒を注意深く見守っていくとの意向を示した。

父親は、学校側の対応に理解を示し、学校側と被害生徒側との関係が修復された。(措置：「調整」)

## (インターネット事案)

### 事例3 インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上の掲示板に、自身の氏名とともに新型コロナウイルス感染症に感染した旨の虚偽の書き込みがされているとして、被害者(病院関係者)から法務局に相談があった事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みのみでは被害者を特定することが困難であったが、掲載された掲示板中の他の書き込み等から被害者を特定することが可能であり、他人のプライバシーを侵害するものであると認められた。

法務局から、サイト管理者に対し、削除要請を行ったところ、当該書き込みは削除されるに至った。(措置：「要請」)



参考資料掲載アドレス一覧 (令和3年4月現在)

参考資料	アドレス
人権教育・啓発に関する基本計画 (平成14年3月15日閣議決定(策定), 平成23年4月1日閣議決定 (一部変更))	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html</a>
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日人権教育のための国連10年推進本部)	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinken/kettei/970704keikaku.html</a>
世界人権宣言 (昭和23年12月10日第3回国際連合総会採択)	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/</a>
「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」 (平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申)	<a href="http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html">http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_990729-2.html</a>
(公財) 人権教育啓発推進センター	<a href="http://www.jinken.or.jp/">http://www.jinken.or.jp/</a>
人権啓発活動ネットワーク協議会	<a href="http://www.moj.go.jp/jinkennet/">http://www.moj.go.jp/jinkennet/</a>
都道府県人権擁護委員連合会一覧表	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken125.html</a>
人権擁護委員協議会一覧表	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken126.html</a>
常設人権相談所(みんなの人権110番) 0570-003-110	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html</a>
女性の人権ホットライン 0570-070-810	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html</a>
配偶者暴力相談支援センター	<a href="https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html">https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html</a>
都道府県労働局所在地	<a href="https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/">https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/</a>
子どもの人権110番 0120-007-110	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</a>
全国児童相談所一覧	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/zisouichiran.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/zisouichiran.html</a>
外国人のための人権相談 0570-090911	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html</a>
インターネット人権相談受付窓口	<a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>
令和2年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00080.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00080.html</a>

# 索引

## あ

- アイヌ語…………… 52, 53
- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会  
……………52
- アイヌの人々の誇りが尊重される社会を  
実現するための施策の推進に関する法律  
(アイヌ施策推進法)…………… 52, 53
- アイヌ民族を先住民族とすることを求める  
決議……………52
- アイユ…………… 102
- アスリート…………… 24, 25
- あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国  
際条約(人種差別撤廃条約) …… 56, 57

## い

- いじめ…………… はじめに, 4, 7, 9-12, 26, 27,  
29, 30, 35, 76, 77, 85, 90, 93, 103, 111, 115,  
116
- いじめの重大事態……………26
- いじめの防止等に関する普及啓発協議会  
……………29
- いじめの防止等のための基本的な方針(国  
のいじめ防止基本方針) …… 29, 90
- いじめ防止対策協議会……………29
- いじめ防止対策推進法… はじめに, 29, 30,  
76

- 一般社団法人ソーシャルメディア利用環境  
整備機構…………… 76, 114
- 生命(いのち)の安全教育……………24
- 命の大切さを学ぶ教室……………72
- 違法・有害情報相談センター……………75
- 違法・有害情報への対応等に関する契約約  
款モデル条項の解説……………75
- インターネット人権相談受付窓口(SOS-e  
メール) …… 35, 61
- インターネットと人権・オンラインフォー  
ラム…………… 13, 76
- インターネットトラブル事例集……………74

## う

- ウポポイ(民族共生象徴空間) …… 52-55

## え

- えせ同和行為…………… 8, 48, 50, 51
- えせ同和行為対策中央連絡協議会……………50

## お

- オリンピック・パラリンピック等経済界協  
議会…………… 40, 101
- オレンジリボン運動……………32

## か

- 外国語インターネット人権相談受付窓口  
……………61
- 外国語人権相談ダイヤル…………… 61, 101

外国人材…………… 8, 60, 61  
 外国人児童生徒…………… 56, 59, 60  
 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）……………60  
 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針……………59  
 外国人のための人権相談所……………61  
 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン……………57  
 外国人労働者問題啓発月間……………57  
 学校基本統計……………56  
 学校教育法…………… 30, 59  
 学校卒業後における障害者の学びの支援……………43  
 学校における人権教育の在り方等に関する調査研究…………… 2  
 肝炎…………… 8, 62, 63

き

危機的な状況にある言語・方言サミット……………52  
 企業向けチーム支援……………45  
 北朝鮮人権法（拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律）…………… 9, 79  
 技能実習法（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）……………60

共生社会…………… 7, 8, 11, 39, 40, 43, 44, 61, 101, 103  
 共同参画…………… 17-21, 24, 102  
 京都宣言……………15

け

啓発活動重点目標…………… 6  
 啓発活動の強調事項…………… 7, 84

こ

公正採用選考人権啓発推進員…………… 49, 102  
 幸福の黄色い羽根……………69  
 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律……………59  
 交流及び共同学習オンラインフォーラム……………43  
 高齢社会対策大綱……………37  
 高齢社会フォーラム……………37  
 国際女性デー……………15  
 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）……………98  
 国際連合（国連）…………… はじめに, 15, 19, 34, 44, 52, 57, 68, 81, 82, 91, 92, 106  
 国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）…………… 11, 15, 16  
 心のバリアフリー…………… 7, 40, 101  
 心の輪を広げる体験作文……………40  
 孤独・孤立対策…………… 117  
 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等

について（第16次報告）	33
子どもの虐待防止推進全国フォーラム	32
子どもの人権110番	34, 35, 103
子どもの人権SOSミニレター	34, 35, 101
子どもの見守り強化アクションプラン	116
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	17
コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会	116

## さ

再犯の防止等の推進に関する法律	69
再犯防止推進計画	69

## し

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	74, 75
持続可能な開発目標（SDGs）	10, 15, 16, 91, 92
市町村障害者虐待防止センター	46
知って、肝炎プロジェクト	63
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	34
児童虐待とたたかう法務省プロジェクトチーム	33
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会	32

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	31, 33
児童虐待への対応のポイント	33
児童虐待防止推進月間	32, 33
児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	31
児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（児童福祉法等一部改正法）	32, 33
児童虐待防止対策の抜本的強化について	32
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	はじめに, 26
児童相談所虐待対応ダイヤル（189（いち はやく））	32
児童相談所強化プラン	31
児童相談所相談専用ダイヤル	32
児童福祉週間	28
児童福祉法	31-33, 97
シトラスリボンプロジェクト	114
社会教育主事	はじめに, 5, 28, 49, 66, 96
社会保障審議会児童部会	32
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	57
出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律	60
出入国在留管理	60, 86, 96
ジュネーヴ条約（戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関する条約）	97



障害者基本計画……………	39	新型コロナウイルス感染症対策分科会…	110
障害者基本法……………	40	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	
障害者虐待の防止，障害者の養護者に対す		……………	110
る支援等に関する法律……………	46	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対	
障害者の権利に関する条約（障害者権利条		処方針（基本的対処方針）……	111, 117
約）……………	39, 43, 47	新型コロナウイルス感染症対策の実施に関	
障害者雇用対策基本方針……………	45	する重要事項……………	111
障害者週間……………	40	新型コロナウイルス感染症対策の状況分	
障害者政策委員会……………	47	析・提言……………	110
障害者の雇用の促進等に関する法律（障害		人権教育・啓発中央省庁連絡協議会…	100
者雇用促進法）……………	45, 46	人権教育・啓発に関する基本計画…	2, 79,
障害者の生涯学習……………	44	81, 84, 106	
障害者白書……………	40	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
障害者向けチーム支援……………	45	（人権教育・啓発推進法）……………	2, 5, 106
障害を理由とする差別の解消の推進に関す		人権教育啓発推進センター（公益財団法人	
る法律（障害者差別解消法）……	39, 43	人権教育啓発推進センター）…	12, 102,
情報モラル……………	14, 76, 78, 115	103, 114	
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に		人権教育担当指導主事連絡協議会…	2, 34
関する条約（女子差別撤廃条約）		人権教育の指導方法等の在り方について	
……………	17, 19	……………	2
女性に対する暴力をなくす運動……	21, 22	人権教育のための国連10年……………	106
女性の活躍推進企業データベース……………	19	人権教室……	11, 15, 26, 34, 40, 74, 101, 114
女性の職業生活における活躍の推進に関す		人権啓発活動地方委託事業……………	13
る法律（女性活躍推進法）……	17-19, 94	人権啓発活動中央委託事業……………	12
女性の人権ホットライン……………	22, 23, 103	人権啓発活動ネットワーク協議会……	13,
新・ダイバーシティ経営企業100選 ……	19	100	
新型インフルエンザ等対策特別措置法		人権啓発指導者養成研修会……	13, 98, 101,
……………	111, 117	103	
新型インフルエンザ等対策有識者会議新型		人権週間……………	10, 13, 99, 114

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を 深めるための教育及び啓発に関する施策 の総合的な推進に関する基本的事項 .....	106
人権デー.....	10
人権デュー・ディリジェンス.....	91, 92
人権に関する国家公務員等研修会.....	13, 98
人権の花運動.....	11, 13, 26
人権の擁護.....	15, 40, 84, 98, 99
人権ユニバーサル事業.....	13, 101, 103
人権擁護委員..... はじめに, 6, 10-13, 15, 18, 26, 34, 40, 54, 92, 99-102, 116, 117	
人権擁護委員の日.....	10, 99
人権擁護委員法.....	6, 10
人権擁護功労賞.....	11
人権擁護施策推進法.....	106
人権擁護推進審議会.....	106
人権ライブラリー.....	13, 103
人権を大切に作る心を育てる保育.....	29
震災と人権～避難所で必要とされる人権へ の配慮.....	13, 84, 88
人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差 別の撤廃に関する国際条約）.....	56, 57
人身取引対策行動計画.....	86, 88
人身取引対策に関する政府協議調査団.....	87
人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置 .....	87
身体障害者補助犬法.....	41
森林組合法.....	20

## す

水産業協同組合法.....	20
---------------	----

## せ

青少年が安全に安心してインターネットを 利用できるようにするための施策に関す る基本的な計画.....	77
精神保健福祉普及運動.....	42
性的マイノリティ.....	85, 86
性同一性障害.....	85
性犯罪・性暴力対策の強化の方針（強化の 方針）.....	24
性犯罪・性暴力対策の集中強化期間.....	24
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストッ プ支援センター.....	21, 24
性犯罪に関する刑事法検討会.....	24
性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査 ワーキングチーム.....	23
世界エイズデー.....	62
世界自閉症啓発デー.....	44
世界女性会議25周年記念ハイレベル会合 .....	19
世界メンタルヘルスデー.....	42
全国いじめ問題子供サミット.....	29
全国一斉『子どもの人権110番』強化週間 .....	34
全国一斉『女性の人権ホットライン』強化 週間.....	22

全国障害者技能競技大会……………46  
 全国中学生人権作文コンテスト…… 11, 15,  
 26, 27  
 先住民族の権利に関する国際連合宣言…52  
 戦地軍隊における傷病者の状態の改善に関  
 する条約（ジュネーヴ条約） ……………97

た

『誰か』のこと じゃない。 …………… 6  
 誰一人取り残さない…………… 10, 15, 91, 92  
 男女共同参画基本計画…………… 17, 21  
 男女共同参画社会基本法……………17  
 男女共同参画社会づくりに向けての全国会  
 議……………18  
 男女共同参画週間……………18  
 男女共同参画白書……………19

ち

超福祉の学校2020 ～障害をこえて共に学  
 び、つくる共生社会フォーラム～……44

と

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の  
 制限及び発信者情報の開示に関する法律  
 （プロバイダ責任制限法）……………75  
 特別支援教育支援員……………43  
 都道府県障害者権利擁護センター……………46  
 共に学び、生きる共生社会コンファレンス  
 ……………44

な

なでしこ銘柄……………19

に

日本語教育の推進に関する施策を総合的か  
 つ効果的に推進するための基本的な方針  
 ……………59  
 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等  
 に関する調査……………56  
 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした  
 「特別の教育課程」……………59  
 認知症施策推進大綱……………36

ね

ネット上の人権侵害対策セミナー……………75

の

農山漁村女性の日……………20  
 #No Heart No SNS（ハートがなけりゃ  
 SNSじゃない!） …………… 76, 114

は

ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の  
 側面に関する条約） ……………98  
 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
 等に関する法律……………17  
 発達障害啓発週間……………44  
 発達障害者支援法の一部を改正する法律

.....	44
発達障害情報・支援センター.....	44
ハラスメント… 7, 17, 19, 20, 24, 25, 31, 86, 92-95, 115, 116	
バリアフリー.....	4, 7, 40, 101
春のあんしんネット・新学期一斉行動 .....	27, 75
犯罪被害者週間.....	72
犯罪被害者等基本計画.....	71
犯罪被害者等基本法.....	71
ハンセン病家族国家賠償請求訴訟 .....	8, 64, 66
ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受 入れに当たっての内閣総理大臣談話… 8	
ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえ た人権教育推進検討チーム.....	66
ハンセン病に係る偏見差別の解消に向けた 協議.....	64
ハンセン病問題に関する『親と子のシンポ ジウム』.....	13, 67
ハンセン病問題に関するシンポジウム…65	
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金 の支給等に関する法律.....	65

## ひ

ビジネスと人権.....	13, 14, 91-93
#広がれありがとうの輪.....	112, 114

## ふ

不安を差別につなげちゃいけない。…	114
部活動での指導のガイドライン.....	30
部活動の在り方に関する総合的なガイドラ イン.....	31
不法就労外国人対策キャンペーン月間…	87
部落差別の解消の推進に関する法律（部落 差別解消推進法）.....	5, 7, 48, 75
部落差別の実態に係る調査結果報告書…	48
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕 虜等の取扱いに関する法律.....	97
プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務 提供者の損害賠償責任の制限及び発信者 情報の開示に関する法律）.....	75
プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバ シー関係ガイドライン.....	75
文化財保護法.....	53

## へ

ヘイトスピーチ.....	5, 8, 56-58, 75
ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対 する不当な差別的言動の解消に向けた取 組の推進に関する法律）…	5, 8, 56-58, 75
偏見・差別とプライバシーに関するワーキ ンググループ.....	110

## ほ

法テラス.....	103
-----------	-----



法務省児童虐待防止対策強化プラン……33  
 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針……84  
 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法……84  
 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）…5, 8, 56-58, 75

み

みんなの人権110番 …… 38, 47  
 みんなのメンタルヘルス……42  
 民法等の一部を改正する法律……31

ゆ

ユニバーサル社会…… 11, 12, 39, 101, 103  
 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律……39  
 ユニバーサルデザイン2020行動計画……39  
 ユニバーサルデザイン2020評価会議……39

ら

らい予防法違憲国家賠償請求訴訟……64  
 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日……65  
 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法） …… 9, 79

り

リベンジポルノ …… 9, 74

れ

令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について……23  
 『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） ……59

ろ

老人週間……36  
 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法） …… 37, 86, 115

わ

ワンストップ支援センター（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター） …… 21, 24

A

AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間……22

D

DV (ドメスティックバイオレンス)

..... 19, 21, 32, 96, 98, 103, 106, 114, 116

E

e-ネットキャラバン .....74

H

HIV ..... 8, 12, 62, 63, 106

J

JKビジネス ..... 22, 103

L

LGBT ..... 85, 86

S

SDGs (持続可能な開発目標)··· 10, 15, 16,  
91, 92

SNS等を活用した相談体制の構築に関する  
当面の考え方 (最終報告) .....30

STOP ! コロナ差別キャンペーン..... 114

数字

100選プライム .....19

2020年東京オリンピック競技大会・東京パ  
ラリンピック競技大会 (東京2020大会)  
..... 7, 8, 39

# 人権教育・啓発白書 (令和3年版)

令和3年6月30日 発行

編 集 法 務 省

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL 03 (3580) 4111 (代表)

文 部 科 学 省

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03 (5253) 4111 (代表)

発 行 勝美印刷株式会社

〒113-0001

東京都文京区白山1-13-7 アクア白山ビル5F

TEL 03 (3812) 5201

落丁・乱丁本はお取り替えます。

